

令和元年 第3回定例会

令和元年 9月 3日 開会
令和元年 9月24日 閉会

網 走 市 議 会

令和元年網走市議会第3回定例会会議録目次

〔9月3日（火曜日）第1日〕

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員 | 2 |
| 開会宣告 | 2 |
| 本日の会議録署名議員 | 2 |
| 諸般の報告 | 2 |
| 日程第1 会期の決定 | 2 |
| 市長の挨拶 | 3 |
| 日程第2 認定第1号、第2号の提案説明 | 5 |
| 監査委員の決算審査報告 | 7 |
| 近藤議員（動議） | 8 |
| 平成30年度各会計決算審査特別委員会の設置について | 8 |
| 平成30年度各会計決算審査特別委員会委員の選任について | 8 |
| 日程第3 議案第1号～第21号の提案説明 | 8 |
| 散 会 | 12 |

〔9月5日（木曜日）第2日〕

| | |
|-----------------|----|
| 議事日程 | 15 |
| 本日の会議に付した事件 | 15 |
| 出席議員 | 15 |
| 説明のため出席した者 | 15 |
| 事務局職員 | 16 |
| 開議宣告 | 16 |
| 本日の会議録署名議員 | 16 |
| 日程第1 議案第1号～第21号 | 16 |
| 散 会 | 16 |

〔9月10日（火曜日）第3日〕

| | |
|-------------|----|
| 議事日程 | 19 |
| 本日の会議に付した事件 | 19 |
| 出席議員 | 19 |
| 説明のため出席した者 | 19 |
| 事務局職員 | 19 |
| 開議宣告 | 19 |
| 本日の会議録署名議員 | 20 |
| 日程第1 一般質問 | 20 |
| 古田議員 | 20 |
| 林学校教育部長 | 20 |
| 酒井市民環境部長 | 21 |
| 澤谷議員 | 22 |

| | |
|-----------|----|
| 伊倉選管事務局長 | 22 |
| 永本議員 | 24 |
| 桶屋健康福祉部長 | 24 |
| 林学校教育部長 | 25 |
| 岩永企画総務部長 | 28 |
| 酒井市民環境部長 | 28 |
| 川原田議員 | 29 |
| 川合農林水産部長 | 31 |
| 岩永企画総務部長 | 32 |
| 後藤観光商工部長 | 36 |
| 村椿議員 | 38 |
| 酒井市民環境部長 | 38 |
| 桶屋健康福祉部長 | 38 |
| 佐々木建設港湾部長 | 41 |
| 石垣議員 | 43 |
| 佐々木建設港湾部長 | 44 |
| 川合農林水産部長 | 44 |
| 後藤観光商工部長 | 45 |
| 近藤議員 | 45 |
| 佐々木建設港湾部長 | 46 |
| 後藤観光商工部長 | 46 |
| 川合農林水産部長 | 51 |
| 桶屋健康福祉部長 | 52 |
| 猪股社会教育部長 | 55 |
| 延 会 | 55 |

[9月11日（水曜日）第4日]

| | |
|-------------|----|
| 議事日程 | 57 |
| 本日の会議に付した事件 | 57 |
| 出席議員 | 57 |
| 説明のため出席した者 | 57 |
| 事務局職員 | 57 |
| 開議宣告 | 57 |
| 本日の会議録署名議員 | 57 |
| 日程第1 一般質問 | 57 |
| 小田部議員 | 57 |
| 岩永企画総務部長 | 58 |
| 佐々木建設港湾部長 | 60 |
| 立崎議員 | 61 |
| 川合農林水産部長 | 61 |
| 松浦議員 | 65 |
| 伊倉選管事務局長 | 65 |
| 川合農林水産部長 | 69 |
| 林学校教育部長 | 72 |
| 平賀議員 | 76 |

| | |
|----------------|----|
| 伊倉選管事務局長 | 77 |
| 桶屋健康福祉部長 | 80 |
| 散 会 | 84 |

[9月12日（木曜日）第5日]

| | |
|--|----|
| 議事日程 | 87 |
| 本日の会議に付した事件 | 87 |
| 出席議員 | 87 |
| 説明のため出席した者 | 88 |
| 事務局職員 | 88 |
| 開議宣告 | 88 |
| 本日の会議録署名議員 | 88 |
| 諸般の報告（追加） | 88 |
| 日程第1 委員会審査報告案21件（議案第1号～第21号） | 88 |
| 川原田議員、村椿議員（修正動議） | 89 |
| 川原田議員の提案説明 | 89 |
| 近藤議員（質疑） | 90 |
| 川原田議員（答弁） | 90 |
| 村椿議員（答弁） | 91 |
| 松浦議員（討論） | 91 |
| 日程第2 意見書案第1号～第2号及び委員会審査報告案2件（請願第7号、陳情第13号） | 92 |
| 日程第3 委員会審査報告案1件（請願第4号） | 92 |
| 散 会 | 93 |

[9月24日（火曜日）第6日]

| | |
|----------------------------------|-----|
| 議事日程 | 95 |
| 本日の会議に付した事件 | 95 |
| 出席議員 | 95 |
| 説明のため出席した者 | 95 |
| 事務局職員 | 95 |
| 開議宣告 | 95 |
| 本日の会議録署名議員 | 96 |
| 諸般の報告（追加） | 96 |
| 日程第1 委員会審査報告案1件（認定第1号、第2号） | 96 |
| 村椿議員（討論） | 97 |
| 古田議員（討論） | 98 |
| 日程第2 議案第22号 | 99 |
| 諸般の報告（追加） | 100 |
| 議事日程第6号の追加 | 100 |
| 日程第3 委員会審査報告案1件（議案第22号） | 100 |
| 日程第4 諮問第1号 | 100 |
| 日程第5 議員の派遣について | 101 |
| 日程第6 その他会議に付すべき事件（1件） | 101 |
| 閉会宣告 | 101 |

9月3日 (火曜日) 第 1 号

令和元年第3回定例会
網走市議会会議録第1日
令和元年9月3日(火曜日)

○議事日程第1号

令和元年9月3日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 認定第1号～第2号

日程第3 議案第1号～第21号

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した

事件(1)

認定第1号 平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について(説明及び特別委員会付託)

認定第2号 平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

その他会議 平成30年度網走市各会計決算審査に付した 特別委員会の設置について(設置)

事件(2)

その他会議 平成30年度網走市各会計決算審査に付した 特別委員会の選任について(選任決定)

議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算(説明)

議案第2号 平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算(同)

議案第3号 平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算(同)

議案第4号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について(同)

議案第5号 網走市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第6号 網走市立保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第7号 網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定について(同)

議案第8号 網走市印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第9号 網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第10号 網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第11号 網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第12号 網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第13号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第14号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第15号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第16号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第17号 財産の無償譲渡について(同)

議案第18号 財産の無償譲渡について(同)

議案第19号 財産の無償譲渡について(同)

議案第20号 財産の無償譲渡について(同)

議案第21号 財産の無償譲渡について(同)

請願第7号 J R北海道における単独では維持することが困難な線区(石北本線及び釧網線)の維持・存続についての請願(総務経済委員会付託)

陳情第11号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情(文教民生委員会付託)

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情(同)

陳情第13号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情(総務経済委員会付託)

○出席議員(16名)

石垣直樹

井戸達也
小田部 照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早瀬由樹

午前10時00開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和元年網走市議会第3回定例会を開会します。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、山田庫司郎議員、松浦敏司議員の両議員を指名いたします。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって御承知願います。

なお、監査委員から例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から、平成30年度網走市の継続費精算報告書について及び平成30年度網走市の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について並びに網走市土地開発公社、株式会社網走振興公社、株式会社網走観光振興公社及び一般財団法人北方文化振興協会に関する経営状況説明書が、さらに、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定についての専決処分報告が、また教育委員会教育長から網走市教育委員会事務点検・評価報告書が、それぞれ法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 次に、本定例会に当たり提出されました請願1件、陳情3件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会に付託しましたから、承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

近藤憲治議会運営委員長。

○近藤憲治議員 一登壇一 本日をもって招集され

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | |
|--------|-------|
| 市長 | 水谷洋一 |
| 副市長 | 川田昌弘 |
| 企画総務部長 | 岩永雅浩 |
| 市民環境部長 | 酒井博明 |
| 健康福祉部長 | 桶屋盛樹 |
| 農林水産部長 | 川合正人 |
| 観光商工部長 | 後藤利博 |
| 建設港湾部長 | 佐々木浩司 |
| 水道部長 | 脇本美三 |
| 会計管理者 | 永倉一之 |
| 企画調整課長 | 北村幸彦 |
| 情報政策課長 | 干場正博 |
| 総務防災課長 | 伊倉直樹 |
| 財政課長 | 古田孝仁 |

| | |
|--------|------|
| 教育長 | 三島正昭 |
| 学校教育部長 | 林幸一 |
| 社会教育部長 | 猪股淳一 |

| | |
|--------|------|
| 監査委員 | 藤原誉康 |
| 監査事務局長 | 鈴木聡 |

○事務局職員

| | |
|--------|------|
| 事務局長 | 大島昌之 |
| 次長 | 細川英司 |
| 総務議事係長 | 高畑公朋 |

ました本年第3回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る8月30日午前10時から議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出にかえますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと思います。

まず、議運当日におきます本定例会の付議予定案件は、認定2件、議案21件、その他会議に付すべき事件1件、さらに、今議会で関係委員会に付託されます請願1件、陳情3件の合わせて28件であります。

また、一般質問は、通告期限までに11名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から9月24日までの22日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願いを申し上げます、本委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定いたしました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって御承知願います。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 令和元年第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき、御審議を賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、平成30年度各会計歳入歳出決算並びに水道事業

会計の利益の処分及び決算のほか、網走厚生病院脳神経外科運営支援に伴う債務負担行為の設定、畑作構造転換事業補助金、北海道鉄道利用促進環境整備事業負担金の追加を主な内容とする一般会計補正予算、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計補正予算、職員給与条例、道路占用料徴収条例及び水道事業給水条例などに関する条例の一部改正、財産の取得に関する契約の一部変更、財産の無償譲渡などについてであります。

議案の細部につきましては、後ほど、それぞれ担当者から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この機会に最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、農業についてであります。ことしは平年より降雪量が少なめで、雪解けも平年並みであったことから、農作業は例年同様4月中旬から始まりました。5月に入りまして気温も上がり、特に中旬以降は好天に恵まれ、この傾向はその後も続いたことから、生育は全体的に順調に推移いたしました。

このような天候の中で麦類の収穫が行われ、秋まき小麦については7月27日から収穫作業が始まり、8月6日に終了しておりますが、収量で計画を上回る10アール当たり802キログラムの見込みとなり、品質については良好であります。

二条大麦については、8月2日から収穫作業が始まり、8月12日に終了しており、収量は計画を上回る498キロの見込みとなり、品質についても良好であります。

春まき小麦については、8月7日から収穫作業が始まり、8月11日に終了しており、収量は581キロの見込みで、こちらも計画を上回る見込みであり、品質も良好となっております。

バレイショにつきましては、6日早い生育で推移をしており、収量は平年を上回る見込みで、でん粉率も高い見込みとなっております。

なお、でん粉工場は9月5日からの操業開始を予定しております。

てん菜についても平年に比べ9日早く生育しており、順調に生育しております。収量は平年以上を見込んでおり、糖度についても計画以上の見込みとなっております。

なお、今後の天候の見通しですが、向こう3カ月の予報によりますと、平均気温は高い見込みで、降水量はほぼ平年並みの見込みとなっております。

収穫までの疫病対策、生育管理には十分注意が必要であると考えています。

次に、漁業についてであります。7月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が2万8,376トン、対前年比141%、金額34億8,303万円、対前年比104%となっております。

魚種別では、毛ガニが漁獲予定量を達成し、7月11日に終漁となっておりますが、漁獲量は今年の48%となっております。

9月6日から開始予定でありますサケ定置網漁業については、サケマス内水面水産試験場の来遊予測では、網走を含むオホーツク東部海域は昨年実績の130%と予想されており、昨年を上回る漁獲に期待をしております。

次に、7月末までの西網走漁協の状況であります。漁獲量は3,783トン、対前年比95%、金額13億2,591万円、対前年比101%となっており、全体として、おおむね順調に推移をしております。

網走湖のシジミは、近年産卵していないため資源が減少しており、本年度の生産計画を100トン減産していることもあり、漁獲量で対前年比83%、金額で83%となっております。

能取湖では、ホタテが漁獲量で対前年比124%、金額で148%と、漁獲量で今年の2割増しとなっているとともに、貝柱が大きいこともあり、金額で5割増しとなっております。

能取湖の夏の風物詩であるホッカイエビ漁は、調査の結果、資源量が少ないため、本年度は自主休漁しております。

また、オホーツク管内でホタテに麻痺性貝毒が発生しており、網走漁協は7月2日から、西網走漁協は7月3日から出荷を自主規制しており、生食用出荷を停止して冷凍加工向けのみのお荷となっております。

網走漁協については、一時毒性値が上昇したため、7月12日から27日まで休漁し、28日から加工向けの出荷を再開しております。

次に、観光の動向についてですが、4月から7月までの網走湖畔4ホテルの利用状況ですが、ことしは5月のゴールデンウィークが10連休となった影響もあり、第1週目の入り込みは順調でした。6月はゴールデンウィークの反動や「ふっこう割」の終了に伴う減少、7月はラグビートップリーグの合宿中止などの影響により、宿泊者数は4万1,368人で対前年比89%という状況でした。

一方、4月から6月までの四半期における市内全体の宿泊者数で見ると、対前年比98%となりました。

また、4月から7月までの網走湖畔4ホテルの外国人観光客の宿泊者数については、全体的に低調で、特に東南アジアからの入り込みが低調に推移したことから、宿泊者数は7,367人、対前年比89%となりました。

次に、4月から7月までの主な観光施設の入館者数ですが、ゴールデンウィーク期間中の動きが好調で、6月以降は大型客船の寄港による入り込みの底支えなどもあり、オホーツク流水館では5万5,942人、対前年比102%、博物館網走監獄は11万6,504人、対前年比121%という状況でありました。

次に、オホーツク網走マラソン2019についてであります。4月1日よりエントリーを開始し、8月25日に参加募集期間が終了いたしました。エントリー数はフルマラソンの部が2,456名、5キロの部が355名、3キロの部が92名、全体で2,903名となり、そのうち道外からのエントリー数は809名、海外からのエントリーが93名となっております。

昨年の第4回大会と比較いたしますと、全体で164名の増となっており、北海道のマラソン大会ランキングで1位と高評価をいただいたことなどから、エントリー数が増加したものと考えております。

また、ボランティア募集についても、同じく6月28日に締め切り、実行委員会、構成団体以外の一般参加ボランティア数は326名となりました。

今回で5回目となるオホーツク網走マラソン大会ですが、過去の大会を上回る評価が得られるよう、常にランナー目線による大会運営を心がけ、引き続きホスピタリティの向上に取り組み、9月29日の開催に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ラグビーワールドカップ2019日本大会に出場する日本代表チームの網走合宿についてであります。8月18日から28日までの11日間、網走スポーツトレーニングフィールドにおいて、選手41名、スタッフ17名による合宿が行われました。グラウンドでの全体練習が公開されたこともあり、連日、市内外から大勢のラグビーファンが訪れ、熱心に練習風景をごらんになっておられました。

市では合宿期間中に、練習の見学バスを2回運行し、参加された方々には、現地で解説員による説明

やファンゾーンでの写真撮影など、ラグビーの魅力を感じていただけたのではないかと考えております。

また、8月24日には、選手15名が網走小学校を訪れ、タグラグビー交流を行っていただき、児童には、思い出に残る貴重な経験になったことと考えております。

合宿終了翌日の29日には、代表メンバーが発表されましたが、選手の皆さんには、20日から始まる大会での健闘を期待しています。

次に、網走市立郷土博物館の登録有形文化財の答申についてであります。文化庁は令和元年7月19日開催された文化財分科会の審議、議決を経て、網走市立郷土博物館の本館と新館の2棟を国の登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申したとの連絡がありました。

博物館の建物が国の文化財として高い評価を受けましたことは、網走市としても大変喜ばしく思っております。今後とも建物の保全に努め、郷土を語る博物館としての機能の充実を図り、その価値を一層高めてまいりたいと考えております。

次に、建設工事についてであります。8月末までに本年度発注予定額のうち、約8億円を発注しており、発注率は約60%となっております。

引き続き、ロードヒーティングの更新整備や生活道路の舗装整備、河川整備など、市民生活の安全・安心のための基盤整備を重点的に進めてまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、網走の持つさまざまな魅力を最大限に生かしながら、ひと・もの・まちが輝き続け、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様を初め、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げて、今定例会の開会に当たっての御挨拶といたします。

○井戸達也議長 次に、日程第2、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して議題とします。

まず、認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算についての提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由とその概要につ

いて御説明を申し上げます。

この決算は、地方自治法第233条第3項の定めるところにより、会計管理者から市長に提出があったものを監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

皆様のお手元に配付しております決算関係の資料は、全部で4部でございます。

まず、網走市各会計歳入歳出決算書がございませぬ。そのほかに財産に関する調書、平成30年度決算に係る主要施策の成果等報告書、監査委員の各会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

それでは、各会計の決算概要について、資料に基づき簡潔に説明をさせていただきます。

主要施策の成果等報告書の1ページ、2ページをごらん願います。

この表は、各会計決算額総括表でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額は240億6,334万6,943円で、歳出決算額は240億571万2,425円でございます。歳入歳出差引では5,763万4,518円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、市有財産整備特別会計でございますが、歳入決算額は8,478万1,535円で、歳出決算額は5,152万6,189円でございます。歳入歳出差引では3,325万5,346円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入決算額は44億1,560万2,805円で、歳出決算額は43億3,202万3,759円でございます。歳入歳出差引では8,357万9,046円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、公共下水道特別会計では、歳入決算額は19億3,108万1,479円で、歳出決算額も同額でございます。歳入歳出差引はございません。

次に、網走港整備特別会計では、歳入決算額は6,750万8,438円で、歳出決算額は11億8,398万4,841円でございます。歳入歳出差引では11億1,647万6,403円の不足が生じたので、翌年度の繰上充用金をもってこれを補填いたしました。

次に、能取漁港整備特別会計では、歳入決算額は3,358万662円で、歳出決算額は2億7,871万4,365円でございます。歳入歳出差引では2億4,513万3,703円の不足が生じたので、翌年度の繰上充用金をもってこれを補填いたしました。

次に、簡易水道特別会計では、歳入決算額は8,337万158円でございます。歳出決算額も同額でございます。歳入歳出差引はございません。

次に、介護保険特別会計では、歳入決算額は31億4,666万1,153円で、歳出決算額は31億1,315万4,369円でございます。歳入歳出差引では3,350万6,784円の余剰金を生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、個別排水処理施設整備特別会計では、歳入決算額は5,799万9,164円でございます。歳出決算額も同額でございます。歳入歳出差引はございません。

最後に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額は5億1,716万653円で、歳出決算額は5億1,713万3,253円でございます。歳入歳出差引では2万7,400円の余剰金を生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び9の特別会計の決算について御説明を申し上げます。細部につきましては、決算書及び関係資料等を後ほどごらん願います。

以上、認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 一登壇— ただいま御上程いただきました平成30年度網走市各会計歳入歳出決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました平成30年度網走市各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、計数の正確性、事務処理の適法性などについて審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、関係課より資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、一般会計、各特別会計の決算書及び附属書類は、法令の規定により調製されており、表示された計数は関係帳簿及び証拠書類により照合した結果、適正であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認めるところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明を申し上げます。

初めに、一般会計についてでございますが、歳入では、前年度と比べ寄附金、繰入金、市債などが増となり、一方、国庫支出金、道支出金などが減となりましたが、所要の財源は確保されております。

また、歳出では民生費、商工費、総務費などが増となる一方、衛生費、農林水産業費などが減となっておりますが、予算計上した諸事業につきましてはおおむね計画どおり執行されており、所期の目的は達成されたものと認めるところでございます。

次に、特別会計についてでございますが、九つの特別会計のうち決算剰余金が生じた会計は、市有財産整備、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の四つの特別会計となっております。

また、公共下水道、簡易水道、個別排水処理施設整備の三つの特別会計については、歳入歳出同額決算となっております。

なお、網走港整備と能取漁港整備の二つの特別会計については、歳入不足が生じており、翌年度の歳入による繰上充用金で補填されておりますが、この二つの会計につきましては、今後とも土地の売却と活用に努め、会計の早期健全化が図られるよう望むものでございます。

次に、普通会計における平成30年度の財政分析状況についてでございますが、財政力指数は前年度に比べ0.009ポイント増加し、0.434となっております。実質公債費比率につきましては、前年度に比べ0.8ポイント増大し17.2%となっております。また経常収支比率につきましては、前年度より2ポイント増の97.4%となり、引き続き、財政構造の弾力性の改善に向けて歳入歳出両面からの取り組みが必要であると考えるところでございます。

当市の財政指標などの推移から見まして、これまでの行財政改革の取り組みは一定の効果を上げてきておりますが、今後の財政状況につきましては、歳出面で高齢化の進行による医療や社会保障関連諸費、また社会インフラの維持更新など、費用負担の増加が見込まれる一方、歳入面では人口減少社会に伴い、市税や地方交付税等の減少が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されます。

今後におきましても人口減少及び高齢化社会を見据え、国政の動向を注視しながら財源の確保に努

め、引き続き行財政改革を推進するとともに、ひと・もの・まちが輝き続け、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、堅実な行財政の運営に取り組まれることを望むものであります。

以上を申し上げます、簡単ではございますが決算審査の報告とさせていただきます。

○井戸達也議長 次に、認定第2号平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算についての提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○脇本美三水道部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました認定第2号平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、お手元にお配りしております水道事業会計決算書の5ページをごらんいただきたいと存じます。

(3)平成30年度網走市水道事業剰余金処分計算書案でございます。

この表は、資本剰余金及び利益剰余金の処分に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、平成30年度水道事業会計決算についてでございますが、同法第30条の規定に基づき調整した決算を監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

それでは、決算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額10億2,653万5,589円に対し、支出決算額8億5,927万411円となったところでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額1億3,000万円に対し、支出決算額5億7,684万8,289円となり、収支差引で不足する額4億4,684万8,289円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填しております。

次に3ページの損益計算書でございますが、先ほど収益的収入及び支出について御説明をいたしまし

たが、この結果、当年度純利益が1億5,536万2,974円となったところでございます。

以下、16ページまでは財務諸表となっております、17ページから21ページまでは事業報告書、22ページと23ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたく存じます。

以上、認定第2号平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました平成30年度網走市水道事業会計決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました平成30年度網走市水道事業会計決算書及び財務諸表等につきまして、執行された事業の経営管理は適正であるか、公共性と経済性を基本として効率的に運営されているか、また計数は正確であるかなどの点について審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、細目資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて、審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、決算書及び財務諸表等はいずれも関係法令に基づいて調製されており、表示された計数も正確でありました。

また、経営成績や財務状態についても、適正に表示されているものと認めたとところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明を申し上げます。

平成30年度の水道事業の決算につきましては、営業成績に関する収益的収支において、前年度に比べ営業収益で給水収益が減となり、また営業費用も増加したものの、平成29年度で特別損失処理が終了したことにより増益となり1億5,536万円の純利益が生じ、14年連続の黒字決算となっております。

財務内容に関する各指標につきましては、前年度に比べ生産性を示す指標の数値が低下したものの、純利益を確保しており、平成30年度の経営状況については、一定の安定度は維持したものと考えているところでございます。

しかしながら、人口減少に伴う給水事業の減少傾向が続いており、一方では、老朽化した導水管を含む管路の更新や施設の維持管理など、多額の経費を要すると見込まれることから、なお一層の効率的かつ合理的な事業運営が図られるよう望むところでございます。

また、水道は市民が健康で快適な生活を営む上で欠くことのできないライフラインであることから、今後とも、災害や事故に備えた施設の整備、危機管理の充実を図り、常に安全で良質な水を安定的に供給することができる体制整備に努められるよう望むものでございます。

以上申し上げまして、簡単ではございますが、水道事業会計決算審査の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、認定第1号及び認定第2号の提案説明を終了します。

〔近藤憲治議員「議長」と叫ぶ〕

○井戸達也議長 近藤憲治議会運営委員長。

○近藤憲治議員 ー登壇ー この際、私から動議を提出させていただきます。

ただいま議題となっております認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について及び認定第2号平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算については、名称を平成30年度各会計決算審査特別委員会と称し、委員の構成は議長及び議会選出監査委員を除く14名の議員をもって構成する特別委員会を設置して、これに付託の上、審査に付されたいと思います。

議員皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 ただいま議会運営委員長から、お聞きのように動議が提出されまして、所定の賛成者がありましたので、本動議は成立しました。

それでは、直ちにこの動議を議題としてお諮りいたします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

すなわち、一括上程中の認定第1号及び認定第2号は、議長及び議会選出監査委員を除く14名をもって構成する平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査に付することに決定しました。

なお、ただいま設置されました平成30年度各会計決算審査特別委員会委員の選任につきましては、先ほど申し上げたとおり、この宣告をもって行ったものとしすから承願います。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第1号から議案第21号までの21件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第1号から議案第4号並びに議案第13号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号の平成31年度網走市各会計補正予算について御説明を申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号をごらん願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では1億5,263万8,000円を追加、国民健康保険特別会計では8,479万3,000円を追加、介護保険特別会計では5,065万5,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、債務負担行為の補正では、債務負担行為を新たに設定するものでございまして、一般会計の網走厚生病院脳神経外科運営支援として、債務負担限度額、網走厚生病院脳神経外科の開設、運営に伴う費用のうち、網走市が負担すべき額を追加しようとするものでございます。追加の内容は、一般会計議案の第2表のとおりでございます。

3、地方債の補正でございますが、一般会計の港湾事業債の限度額変更といたしまして、限度額600万円を追加しようとするものでございます。追加の内容は、一般会計議案の第3表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りをしております事項別明細書をごらん願います。

それでは、一般会計から御説明申し上げます。

事項別明細書の5ページをお開き願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承いただきたいと存じます。

総務費の企画振興費、北海道鉄道利用促進環境整備事業負担金では、北海道のJR北海道支援に係る沿線自治体負担金として154万円の追加でございます。

同じく賦課徴収費、過年度還付金及び加算金では、法人市民税等の還付金として1,000万円の追加でございます。民生費の障がい者福祉費、障がい者福祉支援事業では、システム改修に係る経費として103万円の追加でございます。

同じく高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金では、介護保険システムの改修に伴う繰出金として61万円の追加でございます。

同じく防災改修等支援事業補助金では、認知症型グループホーム等の防災改修に対する補助金として1,014万2,000円の追加でございます。

同じく地域密着型施設サービス等整備事業補助金では、地域密着型特別養護老人ホームの整備に対する補助金として2,658万円の追加でございます。

同じく高齢者福祉事業返還金では、補助金の返還金として13万4,000円の追加でございます。農林水産業費の農業振興費、畑作構造転換事業補助金では、畑作の構造転換に向けた省力作業機械導入に対する補助金として8,370万2,000円の追加でございます。

同じく農業振興施設整備事業補助金では、観光果樹園地の作業機械導入に対する補助金として190万円の追加でございます。

1ページめくっていただき、7ページをお開き願います。

土木費の港湾管理費、港湾海岸漂着物等処理事業では、海岸漂着物等の処理に係る経費として200万円の追加でございます。

同じく港湾建設費、浸水防波堤改良事業では、浸水防波堤の改良に係る経費として1,200万円の追加でございます。

教育費の社会教育振興費、山田記念青少年育成財団出捐金では、青少年の健全な育成に係る経費として300万円の追加でございます。

以上が一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所用額につきましては、前年度繰越金1,502万4,000円を追加しようとするものでございます。

1枚めくっていただき、8ページをごらん願います。

この表は、債務負担行為の支出額に関する調書で

ございまして、翌年度以降の支出額を本表のとおりとするものでございます。

次に、9ページをごらん願います。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

次に、15ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計でございますが、総務費の基金積立金、国民健康保険事業準備基金積立金では、前年度繰越金を基金へ積み立てるもので8,358万円の追加でございます。

国民健康保険事業費納付金では、給付費の確定に伴い、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分で436万5,000円の減。後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分で142万8,000円の減。介護納付金分で700万6,000円の追加でございます。

次に、21ページをお開き願います。

介護保険特別会計でございますが、総務費の一般管理費保険業務費では、介護保険システムの改修に伴う経費として122万円の追加でございます。基金積立金の介護保険事業基金積立金では、前年度繰越金を基金へ積み立てるもので、3,350万7,000円の追加でございます。

諸支出金の償還金では、前年度の清算に伴う返還金として1,592万8,000円の追加でございます。

以上が、平成31年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

続きまして、議案第4号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料22ページ、資料2号をごらん願います。

改正の趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法に規定する欠格条項から成年被後見人等に関する項目が削除されたことから、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正する条例は、網走市職員給与条例ほか記載の4条例でございます。

改正の内容でございますが、1点目は職員が成年被後見人等に該当したことで、地方公務員法に規定する欠格条項により失職した場合の給与及び退職手当の取り扱いに係る規定の削除、2点目は条文整理を行うものでございます。

本条例の施行期日につきましては令和元年12月14日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第13号財産の取得に係る契約の一部変更について御説明申し上げます。

議案資料50ページ、資料11号をごらん願います。

契約変更の理由でございますが、平成28年4月の消費税法の一部改正に伴い、契約の一部を変更するものでございます。

契約変更の内容でございますが、令和元年6月27日に議決をいただいた財産の取得にかかわり、同月28日付で契約を締結いたしました網走市緊急告知防災ラジオ整備事業売買契約書につきまして、本年10月1日からの消費税率改正に伴い、表に記載のとおり契約金額を133万7,000円増額するもので、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、議案第1号から議案第4号並びに議案第13号につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ー登壇ー ただいま御上程をいただきました議案第5号網走市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料28ページ、資料3号をごらん願います。

趣旨でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴いまして、当該条例の所要の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、(1)として償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金の規定を法及び政令の規定とする改正、(2)として災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議する支給審査委員会の設置に係る規定の追加、(3)として条文の追加に伴う章及び条番号の繰り下げとなります。

施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第6号網走市立保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料29ページ、資料4号をごらん願います。

趣旨でございますが、本年10月1日からの幼児教育・保育無償化の実施に向けた子ども子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴いまして、当該関係2

条例の所要の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、当該関係2条例ともに条文内の支給認定を教育・保育給付認定に変更するものであります。

施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第7号網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料31ページ、資料5号をごらん願います。

趣旨でございますが、本年10月1日からの幼児教育・保育無償化の実施に向けた子ども子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴いまして、子ども子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関しまして、必要な事項を定めるため当該条例を廃止、制定方式により制定するものであります。

内容でございますが、第1条として趣旨の規定。第2条として用語の定義についての規定。第3条として運営に関し、国の基準に定める基準の例によることを定める規定。第4条として、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることについての規定となります。

施行期日等でございますが、令和元年10月1日から施行し、旧条例につきましては廃止するものであります。

以上、議案第5号、議案第6号、議案第7号につきまして御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第8号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案資料の32ページ、資料6号をごらんいただきたいと存じます。

条例改正の趣旨でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知が発出されましたことから、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございま

す。

改正の内容であります。住民票、個人番号カードへの旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏を用いた印鑑登録についての規定の整備を行うものであります。

また、文言整理のための所要の改正をあわせて行うものでございます。

施行期日につきましては、令和元年11月5日からとするものであります。

以上、議案第8号につきまして、提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第9号から議案第11号及び議案第14号並びに議案第17号から議案第21号につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第9号から議案第11号の網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定、網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定、網走市準用河川占用料等の徴収条例の一部を改正する条例制定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料35ページから46ページ、資料7号から資料9号をあわせてごらんいただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、平成28年4月の消費税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることから、占用の期間が1カ月未満の場合の消費税課税について、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、占用の期間が1カ月未満の場合の消費税課税について、具体的割合を定める規定から消費税法及び地方消費税法を引用する規定に改正しようとするものでございます。

本条例の施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第14号財産の取得に係る契約の一部変更について御説明を申し上げます。

議案資料51ページ、資料12号をあわせてごらんいただきたいと存じます。

契約の変更の理由でございますが、平成28年4月の消費税法の一部の改正に伴い、契約の一部を変更するものでございます。契約変更の内容でございますが、令和元年6月27日に議決をいただいた財産の

取得にかかわり、同年7月3日付で契約いたしました平成31年度社会資本整備総合交付金による除雪グレーダー売買契約書につきまして、本年10月1日からの消費税率改正に伴い、表に記載のとおり契約金額を73万6,000円増額するもので、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第17号から議案第21号について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料54ページから60ページ、資料15号から資料19号をあわせてごらんいただきたいと存じます。

無償譲渡する財産は、平成26年度で完了した海岸事業において、護岸工事施工の際に付近の水産加工場が利用している井戸水の汚濁を防止するために設置したろ過施設等の設備及び建物でございます。対象の設備及び建物は7施設ございまして、内容につきましては資料に記載のとおりでございます。

無償譲渡の理由は、海岸事業が完了し、5年の期間を設け、井戸水に対する影響を検証してまいりましたが、海岸事業に起因する井戸水への影響がないと判断し、本来であれば市が除却しなければならぬろ過施設について、撤去費用等を鑑み、無償譲渡しようとするものでございます。

無償譲渡する相手方につきましては5社ございまして、資料に記載のとおりでございます。

財産の無償譲渡につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決案件に該当することから提案しようとするものでございます。

以上、議案第9号から議案第11号及び議案第14号並びに議案第17号から議案第21号につきまして、提案理由を御説明申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 水道部長。

○脇本美三水道部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第12号及び議案第15号について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第12号網走市給水条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料47ページ、資料10号をごらん願います。

改正の内容でございますが、水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者に係る指定の更新制度の導入に伴い、1点目は指定給水装置工事事業者の定義に水道法で定める指定の講習を受けた事業者を含めること、2点目は指定の更新の際に徴収する手数料を定めること、3点目は水道法施行令の一部改

正に伴う条例の引用条文の修正を行うこと、4点目は給水の停止要件から更新手数料を除こうとするものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

条文の新旧対照表、更新手数料の額につきましては資料の48ページ、49ページに記載のとおりでございます。

次に、議案第15号財産の取得に係る契約の一部変更について御説明申し上げます。

議案資料52ページ、資料13をごらん願います。

契約変更の理由でございますが、平成28年4月の消費税法の一部改正に伴い、契約の一部を変更するものでございます。

契約変更の内容でございますが、令和元年6月27日に議決をいただいた財産の取得にかかわり、同月28日付で契約を締結いたしました網走市公共下水道下水汚泥運搬車更新の売買契約書につきまして、本年10月1日からの消費税率改正に伴い、表に記載のとおり契約金額を46万5,000円増額するもので、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、議案第12号及び議案第15号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第16号財産の取得に係る契約の一部変更について御説明を申し上げます。

議案資料53ページ、資料14号をごらん願います。

契約変更の理由でございますが、平成28年4月の消費税法の一部改正に伴い、契約の一部を変更するものでございます。

契約変更の内容でございますが、令和元年6月27日に議決をいただいた財産の取得にかかわり、同日付で契約を締結いたしました網走市立小中学校通学用中型スクールバス購入売買契約書につきまして、本年10月1日からの消費税率改正に伴い、表に記載のとおり契約金額を42万4,000円増額するもので、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、議案第16号につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を

終わります。

なお、ただいま提出された案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日、各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は、所管の各委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は5日午前10時といたしますから参集願います。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時7分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 山田庫司郎

署名議員 松浦敏司

9月5日 (木曜日) 第2号

令和元年第3回定例会
網走市議会会議録第2日
令和元年9月5日(木曜日)

○議事日程第2号

令和元年9月5日午前10時00分開議

日程第1 議案第1号～第21号

○本日の会議に付した事件

議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算
(各委員会付託)

議案第2号 平成31年度網走市国民健康保険特別
会計補正予算(文教民生委員会付託)

議案第3号 平成31年度網走市介護保険特別会計
補正予算(同)

議案第4号 網走市職員給与条例等の一部を改正
する条例制定について(総務経済委
員会付託)

議案第5号 網走市災害弔慰金の支給等に関する
条例の一部を改正する条例制定につ
いて(文教民生委員会付託)

議案第6号 網走市立保育所条例及び網走市特定
教育・保育施設及び特定地域型保育
施設等の利用者負担額等を定める条
例の一部を改正する条例制定につ
いて(同)

議案第7号 網走市特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準
等を定める条例制定について(同)

議案第8号 網走市印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部を改正する条例制定につ
いて(同)

議案第9号 網走市道路占用料徴収条例の一部を
改正する条例制定について(総務経
済委員会付託)

議案第10号 網走市普通河川管理条例の一部を改
正する条例制定について(同)

議案第11号 網走市準用河川占用料等徴収条例の
一部を改正する条例制定について(同)

議案第12号 網走市水道事業給水条例の一部を改
正する条例制定について(同)

議案第13号 財産の取得に係る契約の一部変更
について(同)

議案第14号 財産の取得に係る契約の一部変更
について(同)

議案第15号 財産の取得に係る契約の一部変更
について(同)

議案第16号 網走市立保育所条例及び網走市特定
教育・保育施設及び特定地域型保育
施設等の利用者負担額等を定める条
例の一部を改正する条例制定につ
いて(文教民生委員会付託)

議案第17号 財産の無償譲渡について(総務経
済委員会付託)

議案第18号 財産の無償譲渡について(同)

議案第19号 財産の無償譲渡について(同)

議案第20号 財産の無償譲渡について(同)

議案第21号 財産の無償譲渡について(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 川田昌弘
企画総務部長 岩永雅浩
市民環境部長 酒井博明

| | |
|--------|-------|
| 健康福祉部長 | 桶屋盛樹 |
| 農林水産部長 | 川合正人 |
| 観光商工部長 | 後藤利博 |
| 建設港湾部長 | 佐々木浩司 |
| 水道部長 | 脇本美三 |
| 企画調整課長 | 北村幸彦 |
| 総務防災課長 | 伊倉直樹 |
| 財政課長 | 古田孝仁 |

本議会の審議日程に従いまして、各委員会議案等
審査のため、これより本会議は休会とし、再開は10
日午前10時としますから参集願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前10時01分散会

| | |
|--------|---------|
| 教 育 長 | 三 島 正 昭 |
| 学校教育部長 | 林 幸 一 |
| 社会教育部長 | 猪 股 淳 一 |

○事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 大 島 昌 之 |
| 次 長 | 細 川 英 司 |
| 総務議事係長 | 高 畑 公 朋 |
| 総務議事係主査 | 寺 尾 昌 樹 |
| 係 | 早 渕 由 樹 |

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は既に印刷して配付の第2号のとおりであります。日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第21号までの21件を議題とし、大綱質疑を行うわけですが、通告がありませんのでお手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 石 垣 直 樹

署名議員 村 椿 敏 章

9月10日 (火曜日) 第3号

令和元年第3回定例会
網走市議会会議録第3日
令和元年9月10日(火曜日)

○議事日程第3号

令和元年9月10日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (古田議員、澤谷議員、永本議員、川原田議員、村椿議員、石垣議員、近藤議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 川田昌弘
企画総務部長 岩永雅浩
市民環境部長 酒井博明
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部次長 武田浩一
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 後藤利博
観光商工部次長 田口徹
建設港湾部長 佐々木浩司
水道部長 脇本美三

企画調整課長
総務防災課長
職員課長
財政課長
市民活動推進課長
戸籍保険課長
戸籍保険課参事
生活環境課長
健康推進課長
介護福祉課長
農林課長
水産漁港課長
観光課長
商工労働課長
観光商工部参事
観光商工部参事
都市整備課長
都市管理課長
都市管理課参事

北村幸彦
伊倉直樹
寺口貴広
古田孝仁
田邊雄三
江口優一
渡邊真知子
近藤賢
永森浩子
高橋善彦
佐藤岳郎
渡部貴聴
大西広幸
秋葉孝博
高井秀利
前田関羽
立花学
柏木弦
澁谷一志

教育長
学校教育部長
社会教育部長
学校教育部次長
社会教育部次長
学校教育課長
スポーツ課長

三島正昭
林幸一
猪股淳一
大西篤
岩本博隆
小松広典
阿部昌和

選管事務局長
選管事務局参事

伊倉直樹
合坂博樹

○事務局職員

事務局次長 大島昌之
総務議事係長 細川英司
総務議事係主査 高畑公朋
係 寺尾昌樹
早渕由樹

午前10時00開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しており

ます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、川原田英世議員の両議員を指名します。

ここで、企画総務部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算につきまして、提案説明をさせていただいた際に、決算関係資料として平成30年度決算に係る主要施策の成果等報告書を配付いたしました。記載内容に誤りがございました。

修正した資料を改めて配付をさせていただきますので、差し替えをお願いいたします。

修正箇所は8ページ、性質別歳出内訳に下線を引いてございますが、公債費の列の2物件費及び8公債費の数値に誤りがありましたので訂正するものでございます。また、これに伴い合計も訂正となるものでございます。

以上、訂正しておわびを申し上げます。大変申しわけございません。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

古田純也議員。

○古田純也議員 一登壇一 志誠会の古田純也でございます。

通告書に従い、質問させていただきます。

非常に暑い夏がまた再び訪れたような天候が続きますが、この夏休み明け、非常に「学校がづらい」「学校に行きたくない」といった子供たちが増える時期だと、世間では言われております。休み明けの登校圧力が子供たちに多大な心的負担を与え、みずから命を絶つ子もふえている状況です。

そこで、この網走市内の小中学校の児童及び生徒の不登校状況について、どのようになっているかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 平成30年度に年間30日以上欠席した児童生徒は、小学校で3名、中学校32名の

計35名となっております。

不登校の理由は多様化しており、友人関係をめぐる問題、家庭に係る状況、学業の不振などが主な理由として挙げられます。

学校では児童生徒及び保護者面談とスクールカウンセラーの活用や家庭児童・教育相談員、適応指導教室との連携を通して、不登校児童生徒への学校復帰に向けた支援を行っております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 私も中学校で今PTA会長を務めておりまして、先日もスクールカウンセラーの先生とお会いしながらいろいろとお話を伺っておりました。そこで、実際に不登校になっております生徒や児童が通うクリオネ学級というところに通われている通学者の状況についてお尋ねいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 平成30年度に適応指導教室に在籍していた児童生徒数は、小学生が3名、中学生が10名で、このうち小学生2名、中学生2名が年度内に学校生活への復帰を果たしています。

また、部分的な復帰ではございますが、学校行事に参加したり、個別指導を受けに通学できるようになった生徒もいらっしゃいます。

今年度適応指導教室には、中学生6名が通級している状況でございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 高校に進学されて生徒会の役員を務めたり、または社会に復帰しながらお土産を持ってきてくれたりだとかという状況の話も僕もお聞きしております。

ただ最近、学校不登校になると親も無理して学校に行くんじゃないとか、学校のほうでもそういうような環境、指導するように聞いております。ということは、このクリオネ学級にどんどん通う生徒が恐らく今後増えていくのかなというふうに私は思っております。

そこで、今通われている中学生6名いらっしゃるというふうにお聞きしましたが、6名以上の生徒児童が通うような状況になった場合、このクリオネ学級の施設が果たして今の状況で適しているかどうかという部分に対して、対応を今後どうするのか市の考えをお聞きいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 クリオネ学級には様々な理由で不登校になっている子供たちが通級しており、

学習指導のほか、野外活動や運動などをしながら学校生活への復帰を目指した指導援助を行っております。

現在のクリオネ学級は、目的に資する支援環境が整っているものと認識しておりますが、今後通級する児童生徒が大幅に増えた場合には、その状況に合わせた環境を検討する必要があるものと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ありがとうございます。

続いての質問に入ります。

網走市内の町内会について。

町内会は同じ地域に住む人々で防災、防犯、環境美化、地域福祉の維持向上など、安心・安全で住みよい地域づくりを維持していく上で、まちづくりにとっても重要な役割を担っております。しかし、全国的に町内会を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化の進展により、地域での役員の担い手がない、町内会への未加入、活動へ参加しないなど、町内活動が停滞、または町内会が解散するなど、町内会を維持することが難しい地域が増えてきていると言われております。

当市においては現在207の町内会があるとお伺いしていますが、全国的な傾向と同様に町内会の維持が難しい地域が増えていると認識しております。そこでお聞きします。

町内会の解散理由について、どのような理由で町内会が解散しているのか。解散している町内会が近年どのくらいあったのか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 町内会の解散理由についてであります。町内会役員の高齢化や役員のなり手不足といった理由により、町内会の活動が縮小し解散に至っている状況がございます。

この10年間で解散した町内会は13町内会ですが、このうち3町内会については市営住宅の建てかえなどに伴うもので、残りの10町内会が役員のなり手不足による解散であると認識しております。

直近では昨年におきましては、市営住宅の建て替えに伴う解散が1町内会、役員のなり手不足による解散が4町内会という状況でございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 やはり毎年のように町内会が減ってきているという現状を理解いたしました。

町内会が解散した地域への対応についてですが、

地域でともに助け合う共助の活動がなくなってしまうことが懸念されます。住んでいる地域のことを、そこに住むみんなで考え、地域での助け合いなどを通して網走市が住みよい地域になることを考えています。

町内会が解散した地域について、市としてはどのような対応をしているのかをお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 町内会が解散した地域への対応についてでございますが、町内会が解散に至るケースの場合は担い手不足に加え、交流会や葬儀、子供会など、それまで行われていた様々な活動が減少し、町内会を維持する目的がなくなってしまうことにより解散となっている状況があるのではないかと推察しております。

町内会が解散してしまった地域への対応については、それまで役員として中心となっていた方ができなくなり、その後引き続き担ってもらえる人もいない状況となっておりますことから、解散してしまった地域にすぐに何かをできるという状況にはなっておりませんが、解散前に網走町内会連合会に相談や情報が来た場合には、町内会連合会が解散しない方向で調整等を行いまして存続に至った町内会もありますので、市も町内会連合会と協力して話し合いの場に入るなど対応に当たっているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 町内会の維持に対する取り組みについてですが、町内会活動が地域で継続され、参加協力が得られるためには住民の理解が必要となります。町内会が何をしているかも知らない人もいます。また、アパートに住んでいる人は町内会に加入していないことも多いと聞いております。

網走市内の町内会加入率は約64%ということですが、36%、約6,400世帯が町内会に加入していない状況になっていることとなります。

各町内会や町内会連合会でも、町内会への理解と加入促進などに御尽力いただいていると思っておりますが、市としての取り組み、支援、関わり方について、どのように考えているかお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 町内会の維持に対する取り組みについてであります。網走市町内会連合会では平成26年に町内会組織強化の課題検討会議を設置し、市も担当課が参加し、課題の共有とその対策

についての検討、実施をしております。

議員御案内の町内会が何をしているのか知られていないというところにおきましては、平成28年より市の町連だより「チバシリ」を年1回発行し、町内会連合会や地区連、単位町内会の取り組みなどをお知らせしております。

また、若い世代、働く世代などにもお知らせできるように平成28年よりフェイスブック、ことしからインターネットのホームページの開設により、情報発信をしております。

近年、町内会長の交代サイクルが早くなってきておりますことから、町内会運営、町内会での個人情報の取り扱いのこと、どのようなことを市のどこの課に聞けばいいのかなどをまとめました町内会ハンドブックを平成28年から発行し、町内会連合会の総会時に各町内会に配っております。

加入促進の取り組みとしては、市としては市民係の窓口で転入者への町内会加入案内パンフレットの配布に協力しておりますほか、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会北見支部と町内会連合会、市が三者協定を結びまして、町内会連合会と市が加入促進チラシなどを作成しまして、宅建協会は会員事業所を通じて、アパートなど賃貸物件に居住される人へ配布することを平成29年から行っております。

今年度は町内会連合会でアパートなど集合住宅の町内会加入の現状について、各町内会長にアンケート調査をしております、今後の加入促進対策に生かしていきたいと考えております。

また、網走市町内会連合会とは町内会への加入促進や地域課題への対応をしていくなど、さらなる連携強化を図っていくこととするため、平成30年に連携基本協定を締結いたしました。地域課題を共有し、その解決に向けて連携して取り組む機会をつくっていくこととしておりまして、町内会連合会理事と市の部課長とのテーマを設定した意見交換会の開催をしているところでございます。

防災・防犯などは各町内会での取り組みのほか、地域全体での取り組みにも有効なことから、地区連合町内会のない地域での結成も課題となっております。町内会連合会でもその取り組みを進めておりまして、先月8月1日に天都山地区連合会が新たに結成されたところでございます。

今後も町内会連合会と連携しまして、市としても積極的に町内会活動支援の取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 町内会は住民や行政にとっても大変機能や役割があると思います。時代に即した新しい形に変えることも必要になっていくとは思っております。今後も行政と連携の強化を期待したいと思っております。

私からの質問は以上でございます。

○井戸達也議長 澤谷淳子議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー おはようございます。公明クラブの澤谷です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

本年4月の統一地方選挙、7月の参議院選挙が終わり、また時期はわかりませんが、この次には衆議院選挙も控えています。選挙のたびに投票率の低下が全国的にも取り沙汰されています。

前回6月の一般質問でも投票所自体の統廃合で投票所がなくなり、遠くなったことで選挙に行けなかったなどが投票率の低下の一因ではと憂慮する質問がありました。

そこで、7月に行われた参議院選挙において、網走市の期日前投票率と全体の投票率、また全国平均との比較、あわせて前回の参議院選挙と比較して、どのような状況だったのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 本年7月21日に実施されました第25回参議院議員通常選挙の期日前投票率は13.08%、期日前投票を含めました全体の投票率は52.83%となっております。

全国平均との比較では、期日前投票率は2.93ポイントの減、期日前投票を含めました全体の投票率では4.03ポイントの増、また前回の参議院選挙との比較では期日前投票は0.14ポイントの減、全体の投票率では3.32ポイントの減という状況になっております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 網走は全体の投票率で見ると平均以上ですが、期日前投票率は低いということだと思います。投票率はその都度の選挙の注目度や有権者の関心度、天候にも左右され年代別でも差があったり、先ほども言いました投票所が変わったとか、様々な影響を受けるようです。

そんな中で皆様ご存じの平成15年の不在者投票の改正により、期日前投票制度が創設されました。手続が簡素化され投票しやすくなり、期日前投票は毎回増加傾向にあります。時代の流れもあり、それに

呼応した取り組みを試行している市町村が多いことも、期日前投票の向上につながっているのではないかと推測しているところです。

先日、大空町出身の方から、網走も大空町のように投票所入場券、選挙はがきですね。選挙はがきの裏に期日前投票宣誓書をつけてもらいたい。うちで書いて持っていったら、すぐに投票できるようにしてほしいとの要望がありました。以前よりやりやすくなったとはいえ、期日前投票所だと独特の緊張感ある雰囲気の中、その場で宣誓書を書いてから投票するのはちょっとときどきして、少し手間がかかるような気がすると言います。時には大変混み合うこともあるようです。

そこで、大空町役場に行って実際に入場券はがきを見せていただきました。それは1名につき1枚の入場券でした。そのはがきの裏自体が宣誓書になっていて、当日行けない理由に丸をつけ、自宅で落ちついて住所、氏名を書くことができ、それを持参するとすぐに投票ができます。かかる時間や待ち時間も短くスムーズな流れになり、期日前投票がより身近になっているようでした。もちろんはがきを使わずに、役場に来てから改めて宣誓書を書いて期日前投票する方もいるそうです。

大空町役場の方も、「このはがきになってからもう10年以上になっています。特別なことをやったつもりはありません。どのまちもそうだと思っていました」と回数を重ね、当たり前のことになっていました。

さらに調べてみますと、道内の複数の自治体で入場券の裏が宣誓書になったはがきを取り入れており、入場券の裏が宣誓書になったはがきを取り入れており、全国的にも同様の傾向でした。網走と同じ4名分が1枚になっためくるタイプのはがきを採用しているところもあります。4名なのですが、裏にやはり宣誓書が印刷されております。

期日前投票の向上の決め手になったかはわかりませんが、宣誓書一体型を採用したどのまちも周知にも力を入れ、広報誌のほかにチラシも利用して、投票日当日に投票する方は宣誓書は不要であることなど、利用方法をわかりやすくお知らせしていました。

そこで伺います。現在、道内ではがきの裏に宣誓書を印刷している市がどの程度あるのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 投票入場券のはがきの裏

に宣誓書を印刷している他市の状況についてでございますが、道内36市中はがき式の投票入場券に期日前宣誓書が記入できるようになっている市は、25市という状況になっております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 北海道全体、また全国的にも一体型を多くの町で取り入れていました。ほかの要素もありますが、本当に実際に期日前投票率は伸びています。また、網走の選管の皆様は期日前投票所にいらした方が不安そうにしていたり、御年配の方や若年層の方にもお声がけをして、少しでもスムーズに投票できるよう説明やお手伝いをしてくださっていると認識しています。

はがきの裏の宣誓書は現状のA4版1枚の宣誓書に比べて、記入欄が小さいなどの苦情の心配もありますが、定着するまでは書きにくさを指摘する方への対応も増えるかもしれませんが、来場してから今までのA4版宣誓書を書いて投票していただくこともできますので、ぜひ勧めたいと思います。

また、何より宣誓書つきはがきは期日前投票に行ってみようとの、投票行動の動機づけにもなると感じていますので、投票率が伸び悩む中、少しでも期日前投票率を向上させる一つの手法として、ぜひ網走でもはがきの裏の宣誓書の導入を検討してもよいのではないかと思います。実際に予算面も含め総合的に見て実現は可能かお伺いいたします。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 道内におきましても多くの市で、投票入場券のはがきの裏面に宣誓書を掲載している状況となっております。一定の効果というのは期待できるものと思っております。

その一方で、議員も懸念されておりましたように、掲載内容が増えることで文字の大きさが小さく読みにくくなるおそれや、様式変更に伴うシステム改修費のほか、例えばはがきの掲載人数を減らすことによりはがき枚数も増え、郵便料金等の費用も増えてくるといった課題もございます。

このような経費がふえますと、国等の選挙時におきまして、選挙執行費に市の費用負担が生じるおそれもありますので、引き続き調査をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ぜひとも検討して一日も早い導入をよろしくお伺いいたします。

また、以前からほかの議員も何度か質問があった

と思いますが、地域内に投票所がなくなったところへは、そのもとの場所へ車の移動投票車を出すとか、期日前投票所を、協力をいただかなければなりません、商業施設内に設置することも加えて何とか検討していただきたいです。

皆様のすばらしい権利、選挙権をお若い方も大先輩もお忙しい方も十二分に行使していただけるよう、ただただこの1点のため、ぜひ財政も厳しい中ではありますが、できるためにはどうするかを検討してくださいませよう切に願ひまして、私からの質問を終わります。

○井戸達也議長 永本浩子議員。

○永本浩子議員 ー登壇ー おはようございます。公明クラブの永本でございます。

私はさきに通告させていただきました2項目について質問させていただきます。

それではまず1項目めの女性の健康支援について伺いたします。

厚生労働省は女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場である家庭、地域、職場、学校を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要であるとして、毎年3月1日から8日までを女性の健康週間と定めて、女性の健康づくりを国民運動として展開しております。

女性は生涯を通じてホルモンの関係で体調が左右され、初潮、妊娠、出産、閉経等のライフステージに応じて変化するため、その段階に応じた健康支援が必要であると考えられます。

さらに近年は晩婚化、晩産化が進む一方、女性の社会進出も進み、日本の全従業員のうち女性が占める割合は約44%に上るといふ数字もあり、女性が働くことが当たり前となった今、仕事と出産、育児や子育て、また介護の両立など、女性が置かれている社会環境は厳しい状況といえます。

こうした状況の中で、閉経前の女性の約80%に月経痛があるにもかかわらず、多くの女性は我慢したり市販の鎮痛薬で対処しており、病院に行く人はほとんどおりません。しかし、月経痛を訴えて産婦人科を受診した人の25%、つまり4人に1人が子宮内膜症であり、月経痛は女性特有の疾患の重要なサインとなっているのです。子宮内膜症は月経痛だけではなく、慢性の下腹部痛や腰痛などにより女性のQOLを著しく阻害する疾患であり、不妊や卵巣がんなどになることがわかってきており、思春期に月経

痛への適切なケアをせず放置した結果、成人になって子宮関連疾患を発症し不妊症等に至るケースが多く見られるため、少子化対策の最大の支援策は思春期における月経関連疾患への対策であるとも言われるほどであります。

こうした現状を鑑み、2012年聖路加国際病院の副院長で女性総合診療部長の百枝幹雄医師が中心となってNPO法人日本子宮内膜症啓発会議が発足し、啓発活動が行われております。百枝医師は早期から産婦人科を受診し適切なケアを受けることで、子宮内膜症の予防、QOLの向上、不妊症や卵巣がんの予防につながるのに、残念なことに多くの女性はこのような事実をご存じないために、放置したままにいる人が非常に多いと言われております。また、女性ホルモンの分泌が減り始める40代になると、ホルモンのバランスが崩れてプレ更年期と呼ばれるイライラや情緒不安定、ホットフラッシュと言われる首から上のぼせやほてり等の症状が出始め、50歳前後で本物の更年期障害になり、家事や仕事を満足にこなせないほど重症の人もいらっしゃいます。市内の産婦人科医にもお聞きしましたが、ホルモン療法や漢方薬もあり、ホットフラッシュなどはホルモン剤の服用で劇的に改善されるため、我慢しないで受診してほしいとおっしゃってございました。

産婦人科医会でも百枝医師を招いて医療関係者対象の勉強会を持っているそうですが、広く一般に向けたセミナー等は行政の応援がなければ難しいとのことでした。女性の活躍を標榜している当市でありますから、こうした女性特有の月経関連疾患や更年期障害等の正しい知識の啓蒙が大変大事なのではないかと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 女性特有の月経関連疾患や更年期障害等の正しい知識の啓蒙についてでございますが、ライフスタイルの多様化により様々な悩みを抱える女性が増加傾向にあるため、女性の健康を取り巻く環境への理解とライフステージに合わせた健康支援は重要であるというふうに認識をさせていただきます。

また、月経痛に起因する子宮内膜症の放置が不妊症や卵巣がんに至る可能性や更年期障害に関することなど、正しい知識の啓蒙や適切な支援は必要であるというふうに考えており、保健センターにおきましてもパンフレットの備え付け、また各種保健事業を通じた健康相談を随時実施しているところでござ

います。

今後関係する医療機関と連携を図りながら、女性特有の疾患や症状に関する正しい知識の啓蒙や相談支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひそういった取り組み、多くの方に広がっていくようなセミナー等の取り組みもぜひお願いしたいと思います。

私も今回ちょっと勉強してみて、医療関係者ではあったのですけれども、その月経痛を我慢したことでも将来内膜症になったり、不妊症になるということを知ってちょっとショックを受けたという状況で、本当に女性自身も知らない方がたくさんいらっしゃると思いますし、またこういったことを男性やまた多くの方が知っていただくということが、職場においても家庭においても円満な生活を送っていける大事なポイントになるかと思うので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

そして次に、先ほども述べましたとおり、思春期に適切なケアを受けることが、将来とても大切になってまいります。先ほどの日本子宮内膜症啓発会議の調査では、思春期女子の約80%が月経痛等の月経関連疾患で勉学やスポーツに影響を受けていることが明らかになっております。しかし、生徒の多くは保護者に相談して、月経痛があっても病気ではないからと我慢している生徒も多く、保護者もまさか我慢させることで将来自分の娘が子宮内膜症になったり、さらには不妊症やがんになるなどは夢にも思っていないのが現状ではないでしょうか。

内膜症になってからの不妊治療はお金もかかるし、何よりも本人がつらいのですと市内の産婦人科医もおっしゃってございました。母親が我が子に婦人科を受診させることに抵抗があり、治療が遅れるケースも多いようです。

保護者や生徒本人、また学校内で相談を受けやすい養護教諭の先生や運動部の顧問等には特に正しい知識の啓蒙が必要だと思います。学校教育における女子生徒の健康支援をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校教育におきましては、月経痛とその将来へのリスクについて、保健体育の授業で男女ともに学年に応じた内容で、女性の体の仕組みについて指導しております。

保健室に相談に来る生徒につきましては、その都度指導しているほか、家庭との連携を図る必要がありますことから、学校からの保健室だよりなどを通して保護者にも相談体制について周知しているところでございます。

また、養護教諭は養護教諭の研修会などで、医療関係者から常に医療に係る最新の知識を得よう努め、教員間での情報共有を図るとともに生徒の体調に変化が見受けられる場合には、担任にかかわらず声かけによる確認を行うなど、生徒の体調管理には配慮しているところでございます。

今後も引き続き、保護者や生徒への啓蒙や部活の顧問などへの情報共有について、また相談しやすい雰囲気醸成に意を用いてまいりたいと思います。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々な角度で指導していただいているということで、今の答弁を聞かせていただきましたけれども、例えば指導する内容の中に、この月経痛を我慢し過ぎていきちんと治療しないと将来子宮内膜症になるとか、不妊症やがんになるといったところまでの指導というのはできているのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 保健指導に関しましては、その年代ごと、また学年ごとによって指導内容は異なるかと思いますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、養護教諭に関しましては常に新しい情報を得ながら、そして教員間で共有を図るという体制をとっておりますので、そういった教育もされているというふうに考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 そういった形できちんと対応していただいているということで、教育現場で取り組む際というのはちょっとやっぱりデリケートな内容なので、月経関連疾患で悩んでいる女子生徒がからかわれたり、いじめに遭ったりすることがないように、十分な配慮をお願いしたいと思います。

次に、正しい知識を習得したとしても、やはり婦人科への受診というのはかなりハードルが高いのではないかと思います。現実網走市内の産婦人科医にお聞きしたところ、やはり中高生で来ている生徒は少ないということでした。

そこで、女性が気兼ねなく相談できる窓口があれば、受診を後押ししてもらえるのではないかと考えます。

以前、厚生病院に女性専門の相談室ができたとお聞きしてはいたけれども、今も機能しているのでしょうか。また、それ以外にも相談窓口はあるのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 女性が気兼ねなく相談のできる窓口についてであります。網走厚生病院の女性専門の相談室につきましては、女性が抱える様々な問題を一緒に考え、健康管理の支援を行うことを目的として、現在も女性健康相談として開設しているところでございます。

それ以外の相談窓口といたしましては、網走保健所におきまして、女性の健康相談の日の開設や女性の健康相談ダイヤルが設置されておまして、保健師が相談を受ける体制が構築されております。

保健センターにおきましては、女性に特化した相談窓口の設置はございませんが、随時来所や電話、妊婦届けや子供の健診、育児教室や家庭訪問等に保健事業の中で対応しているところでございます。

今後におきましても、関係機関との連携、さらには様々な機会を通じて、女性が気兼ねなく相談できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 厚生病院のほうもまだきちんと開設していただいているということと、また保健所でもそういった対応をしているということで、こういった内容、例えば何曜日の何時から何時とか、そういった相談したいと思う人が適切に相談が受けられるような周知というのはどのようになっているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 それぞれ厚生病院、保健所、周知といったことでございますけれども、厚生病院につきましてはホームページ等で周知をしております。また、保健所におきましては管内でのお祭りですとか、行事、イベントの際にチラシ等によりこういった相談日があるよというような周知はしているというふうに伺ってございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 もしできればの話なのですが、広報あばしりの一番裏のところに様々な相談事業の電話番号とか曜日や時間帯等が記載されておりますけれども、そういったところに、この女性の相談室という部分を載せていただくということは可能なのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 相談窓口の周知というのは大変重要なことだと考えておりますので、そういった部分、関係機関と連携、相談をしながら、周知できるかどうかというようなところも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひそういったところ検討していただきまして、また健康カレンダーとかもありますので、そういった部分を活用していただければ周知をしていただきたいと思います。

多分問題は、月経痛ぐらいでそんな相談に行く必要があるのかというところの意識をどう変えられるかというところが、一番大事なポイントになるかと思っておりますので、そういったところもやっぱり力を入れて、これから取り組んでいただきたいと思います。

また、男性の皆さんにもぜひ女性の健康に関する知識を習得していただきたいのですが、まずは女性が気兼ねなく質問もできるような女性だけの健康講座のような、余り大き過ぎない単位のもので開催できればいいのではないかと考えますが、この点はいかがでしょう。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 女性だけの健康講座の開催についてであります。保健センターにおける定期的な開催はございませんが、婦人部等の女性団体の依頼により、集団健康教育の一環として保健師が女性だけの健康講座に対応することも可能となっております。

今後も集団健康教育の周知に努めるとともに、女性だけが参加する母親学級ですとか、育児教室等の機会を活用しながら、女性の健康に関する正しい知識の普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひその辺、力を入れていただきたいと思います。

また、産業医である川島恵美医師の話によりますと、職場で行われている健康診断では生活習慣病の予防や早期発見が目的とされており、メタボ検診などに比重が大きく、女性特有の疾患はカバーされていないという話が出ておりましたが、特定健診の間診票には月経関連疾患に関する質問項目はあるのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 特定健診の間診票における月経関連疾患に関する項目の設定についてであります。特定健診につきましては生活習慣病が対象となるため、間診票に月経関連疾患に関する質問項目はございません。

子宮がんや乳がん検診の間診票には当然月経関連疾患に関する項目はありますが、議員御指摘のとおり、職場が行う健康診断におきましては女性特有の疾患がカバーされていないことが多く、市が実施している検診が月経関連疾患の早期発見につながる方法の一つというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 今の答弁ですと、特定健診の間診票には質問項目はないけれども、乳がん検診、子宮がん検診のほうにはあるということで、そこでカバーできるということではよろしかったのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 特定健診だけの受診というようなことになってしまうと、なかなか月経関連疾患までカバーできないというようなことでございますが、がん検診を受診すればそういった項目があるので、そういった婦人病の早期発見につながるというようなことでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 現実はそのようなことなのだと思うのですけれども、もしできれば、がん検診を受診しない方にもこういった問診の際の質問項目をつくっていただくということは可能なのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 特定健診の間診票でございますけれども、国が示しているところの共通様式といったこともございますので、なかなかそこに新たに項目を追記するというのは難しいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 わかりました。

国のほうで全国一律規定されている内容ということなのだと思いますけれども、国のほうからも、今国レベルでこの問題等が動き始めておきまして、また地方からの声を上げるということも大事なこともございますので、私自身もしっかりと公明党の国会議員さんにもお願いもしながら、市としても何かそういった、こういった内容をプラスしてもらえようような働きかけというのはできないものなのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 こういった項目については今後必要となるというような国の動向もあると思いますので、そういった部分注視をしながら、関係機関と意見交換をしてみたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 了解いたしました。

次に、近年企業の経営者が従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、従業員の健康の維持や増進に取り組む健康経営という取り組みが広がってきております。税知識の普及、納税意識の高揚を目的として、全国約80万社が加入している法人会も、国の歳出が税収を大きく上回る現在の状況に、このままでは子供たちの世代に過大な負担を強いることになり、それを財政的児童虐待と捉え、2040年には社会保障費が今の120兆円から190兆円に増大すると言われる、その最大の要因である医療費と介護費を削減するために、健康経営に取り組むことを決めました。

こうした流れの中で本年3月に経済産業省が発表したアンケート結果によりますと、健康経営を推進する企業の取り組みで最も関心が高いものが女性特有の健康問題対策でした。日本産婦人科学会が2017年に行った調査では、77%の女性が月経に付随する腹痛や腰痛、眠気などの症状で就業に影響があったと回答しており、いまや労働人口の44%を占める女性の月経関連疾患などによる労働損失は4,911億円と試算されております。それに通院費用やOTC医薬品の購入費用を足すと社会経済的負担は6,828億円にもなり、女性が働きやすい職場環境を整えることが生産性の向上や企業の業績向上に結びつき、さらには次世代への健康に対する投資とも言えるのです。

お隣の北見市では、昨年12月に民間の保険会社と連携協定を結び健康経営セミナーの開催やがん検診の受診の呼びかけを通じ、市内企業の従業員の健康づくりの推進に取り組んでおります。また、当市におきましても、法人会の役員を務め、健康経営をしない企業に広めたいと勉強している方がおきまして、その方からは、経済産業省が健康経営優良法人認定制度をつくり優良企業の認定を行っているが、認定を受けているのは従業員が50名以上の産業医がいるような企業がほとんどのため、当市にはもっとハードルを下げた形での認定制度の制定や、認定された企業を市のホームページで紹介したり、また健康経

営に取り組む企業への何らかの助成などを望む声もいただいております。

やり方は様々あるかと思いますが、当市におきましても市内企業への健康経営を推進すべきだと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 健康経営の推進についてであります。従業員の健康管理を健康課題として捉え、健康投資を戦略的に実践し従業員の健康保持、増進や活力向上、また企業の生産性向上を目指す取り組みであるというふうに認識をしております。

また、取り組みを通じて女性特有の健康課題に対応することで、女性が働きやすい社会環境が推進されることも期待されます。

今後関係機関や庁内関連部署と連携を図りながら、健康経営の理解を深めるとともに、取り組みの方向性や企業に対する普及啓発などにつきまして研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ、当市は本当に健康経営を進めたいと思って勉強してくださっている方がいらっしやいますので、そういったところとも連携をしながら、ぜひ推進していただきたいと思っております。

また、どの企業よりも先に市役所が健康経営に取り組み、男性職員も女性職員も健康で働きやすい職場環境にしていただきたいと思いますと思いますが、この点もいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 職員の健康増進に取り組むことは市役所におきましても、公務能率の向上という点からも重要なことと考えております。現在は定期健康診断やストレスチェックによる職員の健康状態の把握のほか、毎月の時間外勤務状況を確認をし、一定時間を超えた職員に対しては産業医による面談も行っております。また、研修の一環として、新規採用職員研修での健康管理に関する講話のほか、一般職員や管理職に向けメンタルヘルズ講座などについても定期的に実施をしております。

そのほかに、共済組合と連携した事業として人間ドックや簡易脳ドック、歯科検診による疾病の早期発見、早期治療の取り組みを初め禁煙外来の助成や特定保健指導など、疾病の予防に向けた取り組みも実施をしているところでございます。

今後とも、職員にとって健康で働きやすい職場となるよう、他市の先進事例などを参考としながら健

康管理に努めてまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 今の答弁を伺って、市役所が職員の健康管理にしっかり取り組んでいることがよくわかって安心いたしました。

今後は、そこに女性特有の健康支援という、この観点をぜひ加えていただいて、女性がより一層活躍できる職場にしていただきたいと思います。

更年期障害を抱えて役職のお話があっても、健康に自信がなく断ってしまう女性も多いというふうにも聞いております。ぜひこれから市役所の中でも多くの女性が管理職としても活躍できるような、そういった市役所にしていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは次に。

○井戸達也議長 ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時06分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本議員の質問から。

永本議員。

○永本浩子議員 それでは次に、2項目めのおくやみコーナーの設置について質問させていただきます。

親族が亡くなった際に役所に死亡届を提出すると、戸籍や住民票に反映され、その後国民健康保険や年金、税金、上下水道などさまざまな手続が必要となりますが、当市における葬儀前後に必要な役所での手続の案内はどのようになっているのでしょうか。

また、近年の死亡届の受理件数もあわせてお聞きいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 当市の死亡届の件数ですが、平成28年度は460件、平成29年度は443件、平成30年度は444件となっております。

死亡により必要とされる手続は届け出された方それぞれで異なりますので、市民係の窓口で死亡届を受理した際に手続が必要な項目の一覧表をお渡しいたしまして、後日葬儀等が終了し、落ちついてから対応していただくよう御案内をしております。

また、必要な手続につきましては当市のホームページにも掲載しているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 大体毎年450件前後の死亡届が受

理されているということを確認させていただきました。

また、網走市で出している死亡届を出される方、出された方へと、この一覧表ですね。私も父や母が亡くなったときにお世話になりまして、このいただいた一覧表を見ながら各課を回って手続をとらせていただきました。

当市の場合は、全ての人に同じ一覧表が渡され、遺族が行う手続は故人によって違うため、その方に必要な手続に印をつけてくださるのですが、最近おくやみコーナーを設置して、遺族が行う手続を支援している自治体が増えております。その先駆けとなった大分県別府市では2016年からスタートし、シートに故人の氏名や生年月日を記入してもらい、データを入力すると必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成され、同時にそのデータが関係窓口に送られて、情報を伝えられた各窓口では事前に準備がされて、遺族が行くとお待ちしていましたと迎えられる。遺族が高齢者や体が不自由な場合は、職員がコーナーに出向いて対応してくれるそうです。このコーナーの設置によって、必要な時間が3割から5割は短くなったのではないかとされておりま

す。また、本年3月からスタートした福岡県糸島市では、同様のサービスにプラスしておくやみ早わかりガイドも作成し、大変好評とのこと。市民部長も、「必要な手続を漏れなく案内でき、行政側の説明も簡潔になるなど、効率も上がっている」と言われております。

今後高齢化が進んでいくと亡くなられる方もふえ、窓口に来られる方も高齢化することが考えられます。また、こうした手続が苦手な方や市役所にふなれな方も多数いらっしゃると思います。

当市でもこのようなおくやみコーナーを設置していただけると、多くの市民の方に喜んでいただけるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 ワンストップ窓口としてのおくやみコーナーの設置についてであります。現在死亡届や転入、転出などの手続で市役所に来られる方は市民係の窓口で対応しております。

窓口では来庁者との聞き取りの中で手続が必要な係に御案内をしております。その際、お一人で移動することが困難な方には職員が係まで同行して担当職員に事情を説明したり、また担当の職員が来庁

者のところまで出向いて説明をし手続を行うなど、死亡届の場合に限らず、その他の届け出の場面においても、できるだけ市民の方の負担にならない対応を心がけております。今後もわかりやすく丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

おくやみコーナーの設置につきましては、今後先進都市の状況を研究してまいりたいというふうに考えています。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私も現在の市の対応に不満があって言っているわけではなく、この一覧表を見ながら、私もスムーズにいろいろ教えていただきながら手続ができました。ただやはり中には、私もたくさん市民相談を受ける方には本当にこういったことが苦手な方とか、どこに行ったらいいのかわからなかったとか、いろいろな声をいただいていることも確かです。ぜひより一層の住民サービスの向上という観点で捉えていただいて、今後新庁舎ができる予定もありますので、こういったところで網走市役所、本当に親切になったと住民の方から高評価をいただけるような対応をぜひ考えていただきたいと思いま

す。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○井戸達也議長 川原田英世議員。

○川原田英世議員 一登壇一 民主市民ネットの川原田です。

通告に従いまして、質問させていただきたいと思

います。まず初めに、グリホサート系農薬についてでありますけれども、グリホサートって一体何だろうというふうに思う方が多いかというふうに思いますので、まず冒頭グリホサートについて若干説明をさせていただいてから質疑に入りたいというふうに思います。

グリホサートとは1970年にアメリカの某大企業で開発された農薬で、その企業はもともと兵器開発と販売を行っていた軍産複合体の主翼を担っていた会社です。原子力爆弾の開発製造プロジェクトであるマンハッタン計画にも参加していた企業ですけれども、冷戦の終結とともに農業分野へ進出。ベトナム戦争で使われていた枯れ葉剤を開発した会社でもありまして、その開発していた技術をもってグリホサートという除草剤を開発いたしました。これは世界中で使用されているわけでありまして、それと同時にこの企業は遺伝子組み換え種子の販売を行っている会社でもありまして、そのシェアは90%。

その種子はグリホサートに耐性があるので、グリホサートと遺伝組み換えの種子、これをセットで販売して農業生産におけるコストを下げることを売りにしてきた企業であります。

このグリホサートですけれども、健康被害や環境への影響が以前から指摘されてきました。私が国会議員の秘書をやっていたとき、約10年ぐらい前ですけれども、その当時はもう既にかなり議論が出てまして、医師や研究者からなる組織で発がん性等も訴えられたり、環境に対しての影響もるる議論があったところですが、何分大企業が背後にいる影響もあってタブー視されているということが多くて、なかなか明るみに出ることがありませんでした。また、人体に対する影響というのも科学的根拠を立証するまでに時間がかかるということがあって、大変大きな難しい課題であるという認識であります。

しかし、時がたちまして状況は大きく変わりました。2013年タイの大学にてグリホサートが発がん細胞の増殖を誘発するという研究結果が発表された。その年、その翌年ですね、WHO世界保健機関のIARC国際がん研究機関の研究者が、グリホサートがリンパ腫と関連するというレビューを発表。同年、スリランカの研究者がヒ素やカドミウムなどの重金属とグリホサートが、複合体が摂取されると重い慢性腎臓病を発症すると発表。それを受けて、スリランカ政府はすぐにグリホサートが入っている農薬の販売を禁止いたしました。

その翌年、先ほどもあった国際がん研究機構によって、グリホサートが発がん性物質に分類され、グループ2Aに位置づけられました。また同年、アルゼンチンがグリホサートを与えられたミツバチが巣に戻る経過を認識できなくなるという研究結果を発表。これはネオニコチノイドという農薬もあるので、すけれども、これと同じようにシナプスに刺激を与えるということで、神経系を破壊するということが研究で出てきた、わかってきたことであります。

またアメリカのMIT、大変有名なところですけれども、ここではグリホサートとがんの強い相関関係があるとして、厳しい規制を提唱しました。その年には、コロンビアも政府として散布の禁止を決定。アメリカ環境保護省はグリホサートとベトナム戦争の枯れ葉剤を混合した混合除草剤の承認を取り消し、取り消しというか、そもそもそんな危険なものがそれまで使われていたのが異常だというふうに思いま

すけれども、それにあわせてデンマーク労働環境局も発がん性物質と認定。

この2015年からフランス、スイス、ドイツの民間企業で販売を自主規制する動きが生まれています。しかし、同年の末に欧州食品安全機関がグリホサートの発がん性の危険性はないという評価を発表するわけですけれども、この評価については背景となる情報の公開、研究の透明性について現在も欧州で議論が行われております。その翌年、フランスにてグリホサート系生産の一部を禁止する方針が決定。EUは各国に規制強化を求め、イタリアでは市街地や公共施設でも使用を禁止。農業の収穫前の散布も禁止。これまで、これ以降今日までにイギリス、アメリカでは州によって、またEU各国にてと、世界的に規制の動きは進んでいます。

環境や人体への影響についても、ことしはロンドン大学、ワシントン州立大学、カリフォルニア大学、テキサス大学、ブエノスアイレス大学から、悪影響との研究結果が発表されています。また、アメリカでは実際に人体に被害があったとして、裁判が現在行われているところです。

しかし、日本では全然そういった世界の流れと逆行してしまっていて、2017年なぜかこのグリホサートの残留基準値、これを大幅に緩和しました。6倍にです。これ同じく問題になっている殺虫剤の農薬、ネオニコチノイド、これも同じく緩和しているのです。さらに農水省は2017年、2018年と、グリホサート系農薬を次々と新規登録しています。異常だというふうにはしか言いようがありません。

国会でも安全性に対する質疑はありましたけれども、国は安全であるという認識を変えておらず、日本では先進国で唯一ホームセンターでもこういったものが販売されています。知識がない人でも購入できる状態になっております。

日本のこういった流れは自由貿易に向けた一連の流れと見てとれるところであります。種子法の廃止により、グリホサートに影響のない、影響を受けない遺伝子組み換え種子の規制緩和など、さまざまな農業問題に広がっているというふうに考えられるところです。

また2018年に農民連食品分析センターが調査したところ、国内で販売されている小麦粉やパン、パスタなどの麦製品のほとんどからグリホサートが検出されました。アメリカ産、カナダ産の小麦を使用している製品からは全て検出。原産地が表示されてい

ないものは有機と明記されたもの以外全て検出。逆に国内産と明記されているものには全く検出がされていません。つまり、これからいくと、日本の小麦の自給率は14%程度ですから、どれだけの麦製品からグリホサートが検出されたのかはおわかりいただけるのではないかなというふうに思います。

この検出された原因、これはアメリカ、カナダなどの多くでは、収穫を容易にするために収穫前にグリホサートを小麦にかけて枯らせて水分を飛ばして収穫するという、プレハーベストという手法が実施されているためだというふうに考えられているところです。なので、それを行っていないフランス産の小麦からはグリホサートが検出されていません。

これを受けて考えると、自由貿易によってアメリカやカナダの小麦を輸入しやすくするためにグリホサートの残留基準値を緩和したというふうに考えられるところです。最近トウモロコシのこともいろいろ出ていますけれども、同じような感じで受けとめている方も多いのではないかなというふうに思います。

これに対して様々な運動が起こりつつあるというふうに、私は認識しているところですけれども、まずこのグリホサートについて、市の所見を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 グリホサート系の農薬についてでございますが、議員の御説明のとおり、世界保健機構のWHOの下部組織であります国際がん研究機関IARCが、このグリホサート系の農薬のグループ2A、人に対して恐らく発がん性があるというグループに分類をいたしまして、ヨーロッパなどでは使用の禁止、制限などの動きが出ているということは報道等で承知をしているところでございます。

一方、国連の機関であります食品中の残留農薬の科学的評価を行うFAO並びにWHO合同残留農薬専門家会議では、2016年に食を通じてグリホサートが人に対して発がん性のリスクになるとは考えにくいと発表をしているところでもありまして、専門機関でも評価が分かれているところでございます。

日本におきましては、農薬取締法に基づきまして製造、輸入から販売、そして使用に至る全ての過程で厳しく規制をされているところでございます。

農薬の登録に当たりましては、薬効の検査、作物に対する薬害の検査、食べた場合の安全性、環境に対する安全性などの検査、評価を行いまして登録を

されておりまして、内閣府食品安全委員会ではグリホサートに関して、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝子毒性は認められなかったとの報告がなされておりまして、

農薬を使用するに当たりましては、農薬取締法に基づき農林水産大臣と環境大臣によりまして、農薬使用基準が制定されており、法律上農薬使用者はこの基準の遵守が義務づけられておりまして、適切な使用量、利用法に従いまして使用することで安全性は担保されるものと認識しております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 国内での様々なしっかりとした取り決めがあって、その影響から製品から、国産の製品からはグリホサートは検出されないけれども、輸入のものからはほぼ全て出てきたという結果になってきているのだというふうに思います。

やはりこの問題は、生産地、1次産業が基幹産業である網走としてしっかり受け止めていかなくてはいけないというふうに、私は強く思っているところなのですけれども。ただしこれ、では絶対に使われていないのかということとそういうわけではなくて、先ほど言ったように、基準があって使用されてきているということは間違いのないのだというふうに思います。ただ、使われ方がやっぱり問題で、先ほど言ったようなプレハーベストというようなことをやっていると、そういう結果になっているということで、ここはしっかりとルールをつくって、そしてそれを守ってもらうということがまず前提であるというふうに思います。

そういうことを踏まえて、このグリホサートは市内での農業の使用はいつごろからどのようにされてきたのかをお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 農業におけるグリホサート系農薬の使用状況についてでございますが、直接農作物に散布をするものではございませんが、麦やバレイショ収穫後のノラバエ防止のための散布や畦畔などの雑草防除に20年以上前から使用されているという状況でございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

直接そのように麦、小麦にかけるとかそういうことは、まず普通はどう考えても起こらないものなのです。その使用がしっかりと守られているということで理解をいたしました。しかし、それが守られていな

いのが輸入製品で、ほとんどの国民の皆さんが食べているものが、そういった危うい使われ方をした製品を食べているという、これは大きな問題で、本当は輸入規制すべきですけれども、なぜかそれを簡単に輸入してしまっている国の方向というのが非常に危険だというふうに思います。逆に言うと、国産のものは安心で、網走産のものはすごく安心で、ぜひ皆さん食べてくださいと、大きな声を上げていいのだなというふうに思います。

しかし、農業以外にもやっぱりこのグリホサートの使われ方というのは不安があるところです。特にそれは、さきにイタリアの例が出てましたけれども、公共施設や教育施設、学校のグラウンドだとか、いろいろなところで他市の状況を見ると使われていたところもあるということで、特に乾燥している時期だとそれが舞うのですね。子供が直接吸引してしまうというような、これも大変大きな課題だというふうに思うのですが、そういった公共施設、教育施設、体育施設で、このグリホサート使用されているのか、状況をお伺いします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 公園や学校のグラウンド、体育施設、市の庁舎などの公共施設では、草刈りで基本的には対応しておりますけれども、市庁舎、西庁舎及び体育施設の一部では、コンクリートブロックのすき間や砂利付近など、草刈り機の使用が困難な箇所につきましては、必要に応じて農薬により除草を行っております、一部グリホサート系の農薬を使用しているという状況でございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 一部利用されている、基本的に関しましてはしっかりと、使用上の注意というのがしっかりと書いてますけれども、そういったものをしっかりと管理して、適正に使われているものなのか、そこも確認したいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 使用している農薬の利用につきましては、国の基準を満たし登録された市販のものの中から商品を決定をしております、使用上の注意書きを守って、必要最低限の薬剤を散布をしているという状況でございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 必要最低限のということですが、特に取り決めというか、そういったものはなく、今言われたことが、こういった農薬、こうい

った公共施設等で使うものはこうですよというのは、今の答弁あった内容以外にはない、そういうことで理解していいでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 そのとおりでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 となると、市販されているものだと基本的には国の認可を受けているものなので、市販されているものを使うということになって、それは使用上の注意はしっかり書いてますので、しっかり守って使うのだよということだというふうに思います。

これもいろいろ各国で議論があるのですけれども、そのグリホサート系の農薬は、日本では普通にスーパーで売っているのですが、それに発がん性があるという注意書きをするかしないか、これも裁判になっているのですけれども。日本では、ましてや普通の一般人が買えるスーパーでそういったものが売られているということで、こういったこともしっかりと注意していただきたいなというふうに思います。

それと、今年に入って、小樽のお母さんたちの団体で、各企業に対してグリホサート系の農薬の販売をしないでほしいというような内容の文書を出して、とある大手100円ショップでは販売しませんよということで返答があったということでもあります。しかし、そのほかのホームセンター等では、やはり国がいいと言っているのだから売ってますという回答にしかならないということですね。

後から大変危険なものでしたということは、私は許されないというふうに思いますので、市としてもしっかりと注視していただいて、これからもそういった誤った方向に行かないように、アメリカでプレハーベストしているのだから日本でもいいのではないのかというような議論が仮に起きたとしたら、これは大変危険なことです、しっかりと注視をしていただきたいというふうに思います。

次、これに関連して、ちょっと農業のことで質問したいというふうに思います。

オーガニック農業やノンケミカルな農業の推進についてということですが、現在の農薬の研究、この網走の東京農業大学でも行われていますけれども、年々大きく進歩があります。研究者から伺うと、先ほどのグリホサートというのはもはや古い3世代ぐらい前の農薬にあるということで、現在はバイオ

技術を利用した農薬や酢に近い農薬で、人体に影響がないよというものが多く開発されているのですが、しかし生産者の方に何うと、農薬のそういった安全性に対する認識はあるけれども、コストの面で現状を変えることが難しいという声も聞かれるところで。また、先ほどのグリホサートのことでやはり遺伝子組み換え種子のこともあって、やめたくてもやめれない麻薬のようなものだというような話も伺うところであります。

そして、消費者の動向を同時に伺っていて、やはりリオデジャネイロオリンピックがあったときに、これイギリスロンドンのほうでもそうでしたけれども、提供される食品は全てオーガニック食品というように限定されました。そのことから東京オリンピックに向けてオーガニック食品ですとか、ノンケミカル食品の普及が都市部を中心にかなり進んできています。オーガニック食品専門の市場や流通ルートの整備も進んでいっています。

しかし、オーガニック農業に対する認識がやっぱりまだまだ低いのですね。というのが、ほかの先進国ではやっぱり義務教育の課程で農業について、また農業と健康ということに関して学習する機会があるのですけれども、日本ではなかなかそういう機会というのがないのですよね。それによって、海外の多くではオーガニック農業というのは環境問題で、その地域の自然環境を守ろうとする生産者に対しての支援的な意味合いが強いのが海外なのですけれども、日本ではどうしても健康のためにオーガニック農産品を食べるといって、ちょっと個人主義的な方向に行ってしまうところがありまして、それが私はこのオーガニックがまだまだ伸びていかない大きな原因にもなっているのではないかなというふうに思います。

それと、このオーガニックについてももう一つ言えるのが、いわゆるこれまでの消費者の動向としてやっぱり野菜の形やサイズというものが一定重視されてきたというところ。しかし、徐々に中身が重視されるようになってきました。特に戦後、農業が急激に生産性が重視されたことによって、農産品の栄養価が下がり、現在の研究されているところでは、戦前、戦中、後の農産品の栄養価が現在の同じ農産品の栄養価は5分の1まで下がっているということです。同じニンジンでも中身が全然違うニンジンができるようになってしまったと。栄養価が全然ないですよということになっています。

こういったことが明るみになってきたことによって、品質は見た目より中身という消費者が増えてきていることも事実です。この栄養価は土中の微生物の量によって左右されるということが近年わかっていますので、これもオーガニックの取り組みの中の一つになっていくのかなというふうに思います。

先ほどのグリホサートのことも含めまして、これからはますますこういった健康志向でも、そして地域の環境を守るという意味でも農業が注目されているというふうに思いますけれども、ちょっと確認ですが、市内のオーガニック農業の生産の状況について、まずお伺いしたいというふうに思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 当市のオーガニック農業の現状についてでございますが、網走市の農業形態は大規模な土地利用型農業でございまして、基幹作物である畑作三品をそれぞれ防除基準、栽培基準に基づき栽培を行っているところでございます。

栽培に当たりましては、防除のための農業や化学肥料の必要最小限の使用は病害虫のリスク、収量の安定的な確保、農作業の効率化などの面から、当市の畑作農業においては必要であるというふうにも考えてございます。このため、化学的肥料、農薬を使用しないオーガニック農業を実践していくのは、現状では難しいと考えてございます。

なお、成果におきましては、北海道の進める北のクリーン農産物表示制度、いわゆるYES! cleanによりまして、農薬や化学肥料の投入量を必要最小限に減らす取り組みを進めておりまして、現在カボチャでその実践がなされているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 カボチャでされていると。カボチャ結構難しいのですね。話はよく聞いておりました。

先ほど、今の答弁で、大規模化で今の畑作産品が主な中で、こういったオーガニックだとかノンケミカルだとかにはなかなか向かないところなのだとしたことでありましたけれども。ただ、大規模化していった海外と闘ったときに、これから先の農業の未来があるのかなというところも、やっぱり生産者の皆さんも、そこは危機意識はすごい高いのだというふうに思います。となってくると、大規模な消費地は近くにないということの背景もあって、なかなかこれも難しいという意見もあるかもしれませんけれども。

ども、少しずつ反収の高い作物を上げてつくっていくということもひとつトライアルしていかなくてはいけない。その中で、一つの目線として向けていくのがやっぱりオーガニックであったりそういったものなのだろうと。これはまた難しいのは、JASの有機の規定でいくと、近隣の農家さんの協力もないと認証されないのですよね。近隣で農薬使っているとやっぱりそれが、隣接のところで使われているとJAS有機がとれないということもあって、そういったことまでいろいろ大変課題は大きいというふうに思ってますけれども、方向性として私は持つべきだというふうに思います。

そして、これは環境問題でもありますから、未来に渡していくことができる食品生産を実現するために、環境の保全と健康的な農産品の生産に対して取り組んでいくと。そのためには研究者、生産者、流通業者、消費者、また網走川流域の会のように環境問題に取り組む団体、こういったところが連携して新たな仕組みを進めていく必要があるというふうに私は思うのですけれども、そういった方向についての所見等をお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 健全な農産物を生産するための取り組みというところでございますけれども、まずオーガニック農業についてですが、周りの農家さんの理解も必要だということもございしますが、逆に申しますと、オーガニック農業をやるということで病害虫のリスクがあるということから、ほかの隣接した圃場に病害虫が及ぶということもありますので、逆の影響もあるということも考えていかなければならないというふうに思っております。

網走の農業、持続可能な農業を実践していくためには環境の保全を図りながら、品質のよい農作物の生産を行っていくことが必要であります。そのためには、農業の基本であります土づくり、そして減農薬を進めることが重要であるというふうに考えております。

市としましても、安全・安心な農作物の生産に向けて、圃場の土壌分析による適正施肥と野菜などの残留農薬の分析を行う安全・安心な農作物生産事業の実施によりまして、引き続き支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、農業、農村は食料確保のための農作物の生産はもとより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な機能を有

しております。市内4地区に設定をしております自然保全協議会による良好な景観の保全など、多面的機能の維持、向上を引き続き推進しまして、関係団体とも連携し環境に配慮した取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 減農薬に進めていくということでもありますけれども、これは一つの地域としての売りにもなっていると思いますので、もっと研究を進めていっていただいて取り組みを進めていただきたいと思います。

大空町、女満別ではもうかなり昔から有機を取り組んで、先駆けとも言われる農業団体もありますけれども、ぜひいろいろなところと話をしながら進めていっていただきたいと思います。今の状況の農業は、僕はいろいろな課題を考えると、このままずっと恒久的に続くということはまずないだろうというふうに思います。それはやはり自由貿易という大きな壁がひとつあるということです。そこに対して、先ほどのような食品の安全ということも揺らいでいるというのも、これも既に数字で出てきている事実でありますので、そういったところに対して地域として何を武器にして、そしてどういったことに取り組んでいくのかということ、これもうちょっと深掘りして未来の農業について、幅広く議論をしていけるような取り組みを進めていっていただきたい。各団体との連携も進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次は自衛隊の求人、求人と書いてますが、ここは募集ですね。募集に対しての協力の状況であります。

自衛隊の隊員の募集に対して、6割以上の自治体が協力を拒否しているという総理の発言がありまして、国会でも問題になったところでもあります。

また5つの自治体が協力要請に一切応じていないと明らかにしたことから、これSNS等で協力していない自治体はどこだというような、犯人捜しのようなことが出てきて、炎上と言われるような状況にもなったところでありました。

2017年の防衛省の調査では、自治体の36%が自衛官適齢者リストをつくり提出、34%が自衛隊適齢者リストをつくり自衛隊への閲覧・書き写しを許可、そして20%が住民基本台帳の閲覧・書き写しを許可、その他が10%で、その10%の中の理由は小規模な自治体のため対象者がいないか、協力そのものを完全

に拒否しているか。0.3%はそれ以外の一切応じていないとされる完全拒否ということになります。

総理の言う6割以上の自治体が協力を拒否しているということでいくと、つまり自衛官の適応者リストをつくって自衛隊に提出していない自治体は、協力を拒否している自治体というふうになってしまうわけなのですけれども。これは僕はちょっとすごく大きな問題だなというふうに思っているところで、状況を把握したいなと思っているのですが、網走市の状況はどうなっているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 隊員募集の取り扱いにつきましては、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条に基づく協力をしております。

提供を求められている情報は、募集対象者の氏名、生年月日、男女の別、住所の4情報でございまして、事務処理の細部につきましては、当市を管轄をする自衛隊帯広地方協力本部との調整によりまして、担当者に来庁いただき住民基本台帳の閲覧と、それを書き写す方式によって行っております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

隊員の方が来て、見させてください、そして書き写していく。これは極めて当たり前というか、普通なのだろうなと僕は思っているのですけれども、それをコピーして渡さないとか協力してないというふうに言われるというのが、非常にどういった意味合いでそれを言っているのかと。確かに自衛隊のその発端には、地方自治体は協力するよというふうなことも記載はあるわけですが、そこに拘束力、強制力はないということは多くの学者が言っていることでありますし、網走市のそういった対応については理解をまずいたしました。

次に、いろいろな話がここから聞こえてきて、それもインターネット上ではわあっといろいろかなり膨大になって上がってきたのですね。事実なのかどうなのかというのもあって、市側でどのように考えているのかと、把握しているのかということもちょっと知りたいところもあって何点か伺いたいのですが、これは直接僕のほうに話が来たものですが、市民からの情報提供です。自衛官の募集に関して、適齢者で、本人の意思で入りたいかどうかというのは別にして、その方を紹介した場合にはインセンティブとして現金を支給しているという情報がありました。これ市内の話です。こういった形のこ

もあるのかなと思って、市ではそういったことを把握しているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 市といたしましては、そのような事実は把握しておりません。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 把握していないということで、わかりました。

あともう一つ、これ実際に僕も勧誘を受けたときにこう言われたのですけれども、道立高校が行っている体力テストの結果を情報源にして、個別に訪問して勧誘を行っているといった話もあって、実際に私の家にも自衛隊の方が来たときには、それらしきことは言われたなど、後から思うと、そういうこともあるのかなというふうにも思いましたけれども、そういった情報提供がされているかどうか、こういったことを把握しているかどうかお伺いします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 市といたしましては、そのような事実についても把握をしております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そういったことで内容はわかりました。

今、安倍総理大臣は憲法に自衛隊を明記ということであっているわけでありまして。そこで多くの憲法学者が危惧をしているのが、その場合、今のように自衛隊の隊員が集まらない、もしくは少子高齢化で隊員が少ないという中、徴兵制を実施する可能性があるのではないかと多くの憲法学者が言っているわけでありまして。

自衛隊の新規入隊も少ない中、さらなる協力の要請というのが今後起きるのかなというふうにも言っている方も大変多いわけでありまして、現状において協力要請、さらなる協力要請があった場合、どのように対応するというお考えなのかお伺いします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 現時点で新たな協力要請のお話はございませんので、予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきますと思います。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。状況について、現状の対応等も含めて確認をさせていただきましたけれども。

こういった発言、総理の発言があつて様々な憶測を呼んで、あの自治体は非協力的だとかそういうことになるというのは、私は極めて遺憾だなというふうに思います。状況について把握しましたので、次の質問に移りたいというふうに思います。

次は、企業誘致の取り組みについてであります。

前回の質問で伺いましたけれども、網走市の経済状況はなかなか好転していないというのが現状であるというふうに思います。前回アベノミクスについても伺いましたけれども、全国ほかに漏れず網走市もやはり実質賃金が上がっていないということも明らかになりました。特に物価の上昇の3大要件の最大の一つは原油の価格でありますけれども、この原油の価格の上昇が極めて高くなっていっているということに対して、やはり北国である網走市は依存度が高いのですね。となるとさらに物価高の影響を受けているということがわかるというふうに思います。つまり実質賃金はそれに含めて加えて、やはり厳しい状況にあるのだろうというふうに思います。公共事業の増額もなかなか現在はないということもわかり、成果がないことがわかりました。こういった状況で網走市の未来を切り開いていくには短期的には企業誘致、長期的には食品加工業の育成が重要だと、これは以前からもこう訴えてきたところであります。

そこで今回ちょっと、これまでも何度か伺っているのですが、現状把握も含めて、企業誘致についてお伺いをしたいというふうに思います。

これまでも企業誘致として、都内の商談会などに参加してきましたというようなこと、データセンターなどに的を絞って取り組んできましたというようなことを伺ってきたところでありますけれども、その的を絞ってきたところに対してはなかなか成果に結びついていなかったこともあるのだろうなというふうに思います。ところが、成果に結びついていないかだけが結果では、私はないと思っていて、例えば興味を持っていただけた企業や業種があったりだとか、これから生かせそうなつながりというの、こういった取り組みからもあったのだろうなというふうに思うところです。

そこでちょっとこれまでの取り組みの整理も含めて、これまで取り組んできた内容と成果について伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 企業誘致の成果ということでございますけれども、これまで誘致に向けた取

り組みとしましては企業立地に対する優遇措置、企業立地プロモーションを市長によるトップセールスなどを行ってまいりました。

誘致に至る端緒も様々でございまして、地元企業や既存の進出企業からの関連事業等の情報提供、人や事業所を通じての紹介、または網走市ウェブサイトの企業誘致情報などのページから適地として進出を検討するケースもございました。

こうした取り組みによる誘致の成果として、比較的大規模な企業を振り返りますと、平成に入ってから平成2年の電子部品関係、平成13年の自動車テストコース、テストセンター、平成22年のコールセンター、また既存誘致企業の増設、平成29年バイオマス発電所などがございます。これまでの企業誘致による正規職員雇用数は約500名というふうに推測され、関連企業やパート従業員も含めると大きな経済効果を生んでいるというふうには思っております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 大きな経済効果を生んできたということで、今の多分成果として上がっているのは、仕組みをつくって補助の制度をつくって、要するにそういうものをつくって、問い合わせ等が来て結果に結びついてきたということであるのだというふうに思います。それに対して、こちらからプロモーションに行ったりだとか何かをして仕掛けて、企業誘致につながっていくというのはなかなかこれは難しく成果がなかったのではないかなというふうに思うのですが、今挙げていただいたのは大体制度をつくって待っていたところでの成果だったのか、ちょっとそこお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 商談会とかの参加のことかというふうに思いますけれども、企業誘致のための商談会の参加という実績は多くはございませんけれども、平成26年から28年の間は千葉県幕張メッセにおきますデータセンター、そういうデータ展に参加もいたしました。これ女満別空港と網走の港の2大ポートセールス、2大ポートがあるということの利便性や災害の少ないなどの優位性を前面に打ち出しましてセールスを行いました、情報通信関連事業にかかわる方々と関係の構築はできましたけれども、実際の誘致にまでは至っておりません。実際の誘致につなげるためには、商談会の中ではなかなか難しいものがあるということで、市内外の企業との

連携や進出企業からの広がりの情報収集を続けていく、そういうようなところで適切なアプローチを模索していく必要があると考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。そのように、こういう商談会があつて行くというのはなかなか成果に結びつくことは難しいのだなということで、いろいろな取り組みを今進めているのだということで理解をしました。

その中でも先ほども利便性、網走市のそういった交通の便だとか、災害が少ないだとか、そういった利便性を訴えてセールスを行ってきたという取り組みも伺ったところですけれども、その際にやっぱりある程度の絞って取り組みを行ってきたというふうに思うのですが、例えばさっき言ったようなデータセンター、それはその2つの利便性があるからデータセンターに絞ったのかもしれないのですけれども、そういったふうに産業を選定して取り組みを進めてきたという経過があつたのだというふうに認識していたのですけれども、その産業の選定の理由や方法がどのようになって、プロセス、どのようなプロセスで決められてきたのかお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 企業誘致を目指してきた領域ということでございますけれども、網走市の地域産業活性化基本計画におきましては、大きく分けて4つ、食料品製造業、それから情報通信関連産業、機械金属関連産業、環境新エネルギー関連産業を掲げております。

また、網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、恵まれた自然環境を生かした太陽光やバイオマス発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーや新エネルギー関連産業、網走の強みである1次産品を活用する食品関係企業、暮らしやものづくりを支え経済成長の鍵となるIT関連企業を掲げております。

これらは人口減少社会において、雇用の創出と地場産業の活性化による経済振興を図ることを主眼としたものであり、特定の産業分類にとらわれるのではなく、幅広い分野に目を向けた上で適切な企業誘致を進めていくということが重要と考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。幅広い意味合いということで、そうなるとさらに難しくなります

よね。商談会だとかに行つて取り組むというよりはやっぱり幅広いまちの構えというか、で取り組んでいくということが重要になってくるのだというふうに思います。

アメリカや韓国では5Gということで新しい時代が始まろうとしています。来年には日本もその5Gの取り組みが進んでいくのだというふうに思いますけれども、新しい時代のツールが生まれたけれどもどのように生かして使っていくのかというところは、まだ見えていないのが現代だというふうに思いますけれども、そこに対しても幅広い視点で取り組んでいくと。現実的に大手のIT企業等が5Gに向けて、各地へとヒアリングを行ったり、企業が出店したい、企業誘致している自治体を探しているということもあります。そういったところに向けても幅広い受けの構えで、ぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思いますし、専門性が問われる部分でもありますから、難しいことは別に、難しいことを一生懸命こちらで何かを構えてやる必要も僕はないと思つてまして、難しいことはやはりそれはプロでしっかりやっってくださいねということも、これから必要な視点なのかなというふうに思っているところです。

そしてもう一つ企業誘致としては、私はやっぱりさらなる自然再生可能エネルギーの誘致を進めていく必要があるというふうに考えています。そういった意味では、木質バイオマス発電所の誘致は非常に大きな実績になるというふうに考えているところがあります。

既にソーラーもたくさん網走もできていますし、そこに木質バイオマス発電、さらには小水力発電もあるということで、自然再生可能エネルギーのだんだんと普及が広がっていているというふうに思うのですが、そこからさらにウイングを広げて、こういった自然再生可能エネルギーは使えないのかというような研究を進めていく必要があるというふうに思うのですが、過去にも何か質問で伺った中で、風力のことをもうちょっと研究していきたいとか、さまざまな可能性について研究していくというような答弁があつたかというふうに思いますが、現状はどのようになっているのか、どこまでそういった可能性の研究は進んでいるのかお伺いします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 再生可能エネルギーの活用につきましては、世界規模で発生をしている地球温暖化の原因でもある二酸化炭素等の温室効果ガス

の抑制につながるものと認識をしております、これまで当市におきましては大きなものでは太陽光発電所、バイオマス発電所が立地をされており、バイオマス発電所については2号機、3号機の建設が計画をされております。

さらに、御質問のありました風力発電事業につきましては、立地計画が進められており、風況調査や環境影響評価の現地調査などが行われているところでございます。今後も地域特性を生かした環境に負荷の少ない再生可能エネルギーの利活用について、様々な情報収集を行いながら、企業誘致を含め推進をしていきたいと考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

ブラックアウトということが起きて、地域でエネルギーの地産地消を進めていく必要があるのではないのかという議論がわっと起こったのですけれども、現実的にはなかなかそれが進んでいないということは、数日前の新聞でも出てたかというふうに思いますけれども、その中で自然再生可能エネルギーの幅広い裾野を地域でつくっていくことで、エネルギーの未来をつくっていくということが、私は非常に重要だというふうに思いますし、地域でエネルギーをつくって地域で消費する、それによってコストが高くなるというふうに言う人もいますのですけれども、そのコストはやはり地域に返ってくるのですよね。だから、そのコストが上がっても地域の経済の新たな循環材になるというふうに考えれば、私はこれはもっと率先して進めていっていいことだというふうに思います。様々な自然状況がやっぱり合っていないと、これ誘致するといってもなかなか難しいところでもありますけれども、ぜひさらなる取り組み、企業誘致とあわせてさらなる自然再生可能エネルギーの誘致に取り組んでいただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村

椿敏章です。どうぞよろしくお願いたします。

質問通告に従い、質問したいと思えます。

まず第1にですが、廃棄物処理についてです。

平成29年の2月から新しいごみの分別が始まり、2年半が過ぎました。以前は埋め立てごみとリサイクルされる新聞紙や紙ごみ、瓶、缶、食品トレイなど分別すればよかったですけれども、新しい処分場をつくるに当たり、埋め立て量を減らすために生ごみ、容器包装プラスチック、雑紙など細分化されて、我々若い人たちでも分別に悩むことが多いと思えます。

高齢者にとっては新しいことを覚えるのは本当に大変だと思いますし、現実には正確に分けることができないのではないかと思いますし、実際に分けられないというお年寄りの方も多いです。

今網走市の高齢化率は30%を超えており、人口にして1万人を超えています。高齢者に対して、市はどのようにして分別方法の周知をしているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 高齢者への分別方法の周知についてであります。分別変更後の高齢者のごみ出しにつきましては、健康福祉部や民生委員と連携し、分別がわからない可能性のある高齢者宅へ個別に訪問し説明を行ってきたところであります。各世帯には、その後ごみの分別を解説したチラシの全戸配布などを行っておりますが、高齢の方を初めどうしてもわからないという方につきましては職員が御自宅を訪問して説明し、個別に対応しているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 高齢者に個別に対応している、丁寧な対応をされているということだとわかりました。

この高齢者の分別のことについて調べていった中で、介護福祉課で行っている高齢者等さわやか収集事業というのがあるのがわかったのですが、その概要について、どのようなものか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者等さわやか収集事業についてであります。家庭から排出されるごみをみずからごみステーションに出すことが困難な高齢者等の世帯を対象といたしまして、ごみの個別収集、必要に応じて分別収集支援もあわせて行いますが、これらとあわせ声かけによる安否確認を行う事業となっております。

平成30年度の実績でございますが、99世帯が利用され、延べ訪問回数は7,317回となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 99世帯、7,313回ということですが、実際にその事業費というのはどれほどになっていますか。

また、このさわやか収集事業というのは、その事業を利用するには、どういう手続が必要なのかについて伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 まず初めに、高齢者等さわやか収集支援事業の事業費でございますけれども、平成30年度におきましては457万5,456円となっております。

対象世帯でありますけれども、介護認定、これは事業対象者といって、チェックリストで事業が必要だというふうに認定された方も含みますけれども、介護認定要支援者、それと身体障害者手帳の交付を受けている高齢者や障がい者で構成される世帯というふうになってございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 このさわやか収集事業ですけども、今99世帯ということですが、この事業はいつくらいから始まったものなのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 この高齢者等さわやか収集事業につきましては、ケアマネジャー連絡協議会の要望を受けまして、ヘルパーの負担軽減というようなことが目的で、この5分、10分であってもヘルパーが本来の身体介助、それから生活支援に時間が割けるというようなことで、ぜひごみ出しを事業化してもらえないかといったケアマネジャー連絡協議会からの要望を受けて、平成22年度から実施しているものでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次に行きます。

次に、ごみの収集時に置いていかれるごみについてなのですが、間違った分別がされてごみ出しされた場合、収集業者は警告シールを貼り、ごみステーションに置いていくことになっています。

しかし、残されたごみが生ごみの場合、悪臭が出たり、プラスチックのごみについた食べ物の残りかすなど、それをカラスがつつくなどごみステーション周りが汚れてしまい、各町内会では頭を悩ませて

いると聞きます。

残されたごみの件数などは把握されていると思いますが、実際どのようなごみが残されているのか、また対策はどのようにしているのか、今後どのようにして少なくしていこうとしているのかを伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 収集時に置いていかれるごみについての対応でございますが、ルールに違反のあるごみは収集せずに違反シールを貼って置いております。件数ですが、1世帯が週に4袋排出すると仮定した場合、1カ月当たりで29万袋のごみを収集することになりますが、違反の件数は毎月9,000件程度ありまして、違反の率は全体の約3%であると推計しております。違反シールには日付、違反の内容などを記載しております。

また、その際には、収集車の日報にも違反の内容を記載していますが、一番多い違反は分別しないで全てのごみを袋に入れているもので、これが違反ごみの約8割、曜日の間違いが1割強、残りは資源物や市が収集できない事業ごみなどが出されているものであります。

違反ごみを置いていく理由としましては、出された方に分別や出し方が間違っているということを理解していただき、次回からは適正に排出してもらうためではありますが、違反が続くような場合は、パトロール担当や職員が調査して排出者を特定し指導を行っております。

なお、ステーションの状況によりましては、悪臭や衛生害虫の発生など周辺環境に悪影響を与える場合もありますので、その場合はすぐに収集する場合があります。

違反の件数を減らすためにはリユース展、生活展といったイベント、また広報誌などを利用した紙面を利用して啓発を続けてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 対応をいろいろされているということがわかりました。

この違反ごみですね、それは2年半過ぎた中ですが、どれほど置いていくことで、違反ごみを置いていくことで改善されてきたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 違反ごみを残していくといった袋の個数ですけども、平成29年度は9万4,960個、平成30年度で8万8,600個ですので、この

差し引きで6,360個、1年間で減ったということになります。

市民の皆様がこの分別に慣れてきた、習熟されたというのもあると思いますけれども、このような違反ごみを置いていくと、残していくということでの啓発の効果としても、この減少につながったのではないかというふうに考えています。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 また、町内会のほうで問題になっているのは、残されるごみを出している方が多いのがアパートや共同住宅の住人が多いように聞いているということなのですが、アパートの管理者や、それから大家さんから住人に対して正しく出すよう説明をするよう求めているかと思いますが、伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 アパートに対する対応としては、市は管理人さんをお願いして分別に係るチラシを配布していただいたり、大家さんからも住民の方に啓発をしていただくようお願いをしております。

また、アパートに対しましては、平成16年に市のほうで条例を改正しまして、4戸以上の集合住宅につきましてはそのアパート自体でごみステーションを設置してもらうというふうにしておりますので、そのアパートの中できちんと管理してもらうということです。それから、平成16年以前にアパートを建設された方につきましては、市のほうからも要請をいたしまして、集合住宅の中に専用のステーションをつけてくださいというようお願いもしております。

このような取り組みを続けていって、アパートの中でごみが収集されると町内会の負担も少なくなってくると思いますので、このような取り組みを今後とも続けていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 アパートの大家さんなどにも説明をしてもらうと。それから、新しくごみのボックスを置くということですが、ぜひこの点についても進めていただきたいと思います。

次に、ごみの収集状況について伺います。

新ごみ処分場では生ごみを分別し、堆肥化することで埋め立て量を減らすことになっていたと思いますが、八坂でのごみ処分量と明治のごみ処分量の変化ですね。どのようになっているのか、また今後い

つまで埋め立てできるのか。当初の計画と照らし合わせてどのような状況になっているのか、長期的な展望について伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 ごみの処分量の比較ではありますが、分別前の平成28年度は搬入量で1万1,946トン、昨年の平成30年度は8,933トンと約25%減っております。

埋め立て量では分別前の平成28年度は1万1,753トン、分別後の29年度は6,278トンと約47%減ったところですが、平成30年度は8,141トンと3割ほど増えております。これは、昨年度の停電による食品廃棄や紙おむつの搬入量の増加などが原因であるというふうに考えてます。

最終処分場の使用年数ですが、供用から15年分というふうにしておりまして、計画では平成30年から令和14年の15年間としております。埋め立てごみが極端に増えない場合は、現在のところ13年後の令和14年まで使用できるものというふうに考えております。

また、分別が徹底されまして、資源物や生ごみの再資源化が進むと、埋め立て量は減ってまいりますので、少しでも最終処分場は長く使っていけるものと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

正しくごみを分けて資源を増やして、埋め立て量を減らしていく、それも延命につながるものだと思いますので、これからも分別のほうをお願いしていきたいと思います。

次に、容器包装プラスチックについてですが、プラスチック汚染の拡大が世界的な問題となっております。ペットボトルやレジ袋などの使い捨てプラごみは陸から風に飛ばされるなどして川や海へ、また直接川に捨てられたプラごみは海に流されています。自然界では分解されないため、そのまま蓄積され、さらには海流に乗って遠くの海に拡散するといえます。やがて拡散したプラごみは紫外線や波によって砕かれ、5ミリメートル以下に微小化したものはマイクロプラスチックと呼ばれ、海中に残り漂い続けるとされています。

全世界ではプラ廃棄物量が800万トンと推計したグループがありますが、そこでは2025年にはその量は10倍になり、2050年には海の魚の量と同じ量になるだろうと推定し、全世界に大きな衝撃を与えてい

ます。

そのようなことを受けて、日本も来年から買い物袋を有料化し規制するような流れとなっています。この点について、網走市の見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 容器包装プラスチックについてでございますが、市では平成21年度に市、消費者協会、事業者で構成するレジ袋等削減推進連絡会を立ち上げ、マイバッグの普及とレジ袋の削減について話し合ってきたところでありまして、現在では市内大手スーパーの全てにおいてレジ袋の配布が有料化となっております。

来年からは国が規制をしまして、コンビニエンスストアなども有料化となる、そういう見通しがありまして、マイバッグの利用はさらに進んでいくものというふうに考えております。

しかしながら、現在小売店で販売されている食品や商品のほとんどは容器包装プラスチックに包まれて販売されております。このような中で容器包装プラスチックを減らしていくためには、国レベルの取り組みや事業者や消費者の理解が必要となりますので、国や製造事業者の動向と包装技術の進歩などを注視しながら、市民や市内小売業者に対する啓発を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

コンビニでも有料化されるということですが、それについてはなかなかコンビニに行ったときに、私たちもそうですが、マイバッグを持っていくという、そういうふうになっていないものですから、市民にコンビニに行くときにもマイバッグを持っていけるような、そういう周知もこれから必要なのではないのかなと思っております。

次なのですが、海洋に流れ出しているプラスチックごみが網走もあると思いますが、網走市の場合、海岸町や鱒浦など海岸に流されてきたごみの状況、そしてその対策はどのようにしているのか伺います。

また、実際網走でとれる魚などの海洋生物に、このプラスチックが残留しているのではないかと思うのですが、そのようなことが起きているかどうか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 海洋に流出しているプラスチックごみの対策でございますが、市内の海岸におきましてはボランティア団体や漁業協同組合等の

主催による清掃活動が行われているところです。また、市が管理する港湾区域におきましては、環境省の補助事業である海岸漂着物等地域対策推進事業を活用した海洋ごみの処理対策を進めまして、海岸の清掃を実施しております。

海洋生物への影響についてでございますが、現在のところ漁業関係者からそのような影響の報告は受けておりません。

市といたしましては、微少プラスチック問題は世界的な問題となっておりますので、今後も情報収集をしてまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今現在影響が出ているということはないということなのですが、今の海の生物ですね、それがマイクロプラスチックを摂取すると、有害物質がその生物の体内に取り込まれて蓄積され、その生物を人間が食べれば人間も有害物質を取り込んでいくことになってしまいます。市民が安心して網走の魚などを食べていけるよう、これからも注視していくようお願いいたします。

次の2項目めの質問に移ります。

2項目めは、高齢者の除雪対策についてです。

市道の除雪についてですが、昨年松浦議員が行ったアンケート調査では約400件が返答されてきました。その返答された中のうち、「網走市が特に取り組んでほしいことは何ですか」という質問項目があったのですが、その中に除雪問題というのが155件ありました。書かれている内容は、やはり家の前に置いていかれる重たい雪ですね、これを何とかしてほしい、高齢者にはこの除雪が大変だという声です。ことしもこれから雪が降る季節が来ますので、その前に対策ができないかと思ひまして、質問するものです。

現在の除雪体制について、また除雪費用がどのようになっているか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 まず除雪体制についてでございますが、路線数につきましては651路線、延長で420.7キロメートルの除雪を行っております。

市街地につきましては、土木の維持業務が全面委託になっておりますので、そちらで実施しております。市の保有車両22台の貸し出しと、あと民間車両の借り上げで54台により対応しております。また、郊外路線につきましては、民間車両の借り上げ及び地域の営農集団、こちらのほう11台にて対応してお

ります。

次に、除雪費用についてでございますが、平成30年度の決算額で3億9,556万8,000円でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の除雪体制の保有台数、網走市が持っている保有台数が22台、それから民間が持っている54台と。その除雪機なのですけれども、この除雪機は除雪の先のほうですね、それが山型になったり、または形が変わったり、V型になったりするものか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 除雪機械のショベルの先端のブレードの部分の性能でございますが、市街地で今使っておりますブレードの性能につきましては、作業性が向上しております、可変式のものが普及している状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうですね。私の住む明治でも、山型になったりV型にしたりして可変させて除雪しているのですけれども、それをすることで山型になっているときには道路の脇に置いていきますし、V型になったときには置かないで一旦ためることができるような除雪機なのですね。なので、それを先ほど言った間口に雪を置いていかないような形にするとなれば、間口がないところは山型、そして間口のあるところはV型にして、雪をなるべく置いていかないような形にできないかなと、私は思うのですが、それについてお伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 確かに除雪機のブレードの性能は向上しております。しかし、先ほどお示しした除雪路線ですが、早朝の午前3時半から午前8時半までの間に除雪を行わなければなりません。各戸の入り口を考慮しながら除雪するとなれば、時間的制約と堆雪スペースの確保から困難であると考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 現在のところ難しいということは理解しました。

しかし今全部で76台ですか、除雪している市内です、76台で除雪しているとのことですが、先日除雪業者の方からお聞きしたのが、除雪機に乗り運転するオペレーターの方が高齢化しており、将来そのオペレーターがいなくなる、除雪することができなくなるのではないかと心配をされておりました。

いろいろ募集するのですけれども、なかなかオペレーターが集まってこないというふうに聞きました。

私が思ったのは、今オペレーターを雇ったからといってすぐに除雪できるかという、そんな簡単なものではないと思います。市は将来を見据えて、今後除雪業者にきめ細やかな除雪体制をつくる新しい事業を追加して、オペレーターを今後増やしていくように進めるべきだと思いますが、御見解を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 今後の継続した除雪体制の確保ということでは、今後のオペレーターの確保が最重要課題であるという認識はしております。

しかし、そのオペレーターの確保において、入り口の除雪を確保するのではなく、バス通りの安全性ですとか、交差点の危険箇所の除雪体制の強化ですとか、その辺を重点的に安全第一という形で体制をつくってきたいというふう考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今のところきめ細やかな除雪というところには行き着かないなということは、今わかりました。

次に移ります。

高齢者の除雪サービスについてです。現在、行われている高齢者の除雪・融雪サービス事業がありますが、それがどのようなものかお伺いいたします。

シルバー人材センターで行う事業は、幅が人が通れるほどの幅ということですが、これでは車は出せません。車を利用する高齢者の場合はどのようになりますか。

また、さらに民間による除雪事業があるということですが、その利用はどの程度ありますか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者等除雪・融雪サービス事業についてであります。除雪の労力を確保できない高齢者等世帯を対象といたしまして、通路確保による閉じこもり防止、また災害時における避難通路の確保による不安解消を目的とした事業でございます。

除雪サービスにつきましては、非課税世帯向け、課税世帯向けがあり、シルバー人材センター、民間事業者、町内会等への委託により実施をしております。

除雪の範囲につきましては、玄関から歩道、また

は道路までの通路確保が基本となりますけれども、課税者向けサービス、ここが民間事業者をやっている部分ですが、機械除雪となるため車庫前等を含めた広範囲の除雪に対応しているところでございます。

平成30年度の実績でございますが、259世帯が利用し、内訳はシルバー人材センターが114世帯、民間事業者が101世帯、町内会等が44世帯となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

今の町内会が除雪する事業というのがあるということなのですけれども、私はそこに少し力を注げないかなと今思っているところなのですけれども、第7期の網走市高齢者保健福祉計画が29年度に策定されていますが、その介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、アンケートですね、そのアンケートの結果が107ページに載っているのですけれども、「日常生活でのあなたと周りの人の助け合いについて」というところでは、手助けしてほしいことが除雪と回答した方が24%と一番多いです。さらに手助けできることは何ですかと聞いたところでは、除雪がまたここでも24%。この調査から見えてくるように、高齢者は除雪について手助けしてほしいですし、また元気な高齢者の方は手助けできますよというところですね。この点に市が助成していくことが、解決方法の一つとなり得ると思います。町内会への助成を増やす方向で検討してみたいかと思いますが。

今、44世帯ですね。この44世帯というのは、何町内会で利用されているか、その辺についてもお伺いいたします。見解をお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 町内会の助成についてでございますが、町内会の委託につきましては平成16年度から実施しております、平成30年度の実績につきましては13団体が取り組み、先ほども御説明したとおり、利用世帯につきましては44世帯という状況でございます。このことにつきましては、16年度以降、広報紙などを活用し、募集はしているのですが、なかなか受け入れ団体が増えていないという現状もございまして、今後も地域コミュニティの観点から地域への事業周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

もう少し具体的に、この町内会の助成事業という

のが、利用する方の負担が幾らなのか、その辺もお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 町内会等の実施に係る内容でございますけれども、町内会にお支払いする委託料につきましては1回1,200円、利用者負担は100円というような形で実施をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 自己負担が100円ということで、これだとお年寄りの方も利用されやすいのではないかと私も思います。

先ほど町内会の何団体あるかという話が若干出たと思うのですが、そこでは200団体あるというふうになっていますよね。そのうちのまだ13団体しか利用されていないということですから、今後とも町内会への助成事業、進めていただけたらと思います。最後に高齢化への対応です。

現在高齢化率は31%、1万1,100人を超えています。今後さらに高齢化率は上がっていき、平成37年度には33%、1万1,400人を超えます。市として今後さらに増える高齢者がどうやって住みやすい町にしていくのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今議員から御指摘のありました高齢化率が今31%を超えているというようなことで、今後も高齢化率は増えていくだろう、そういった見込みでございます。

市としては、やはり高齢者のニーズ把握、高齢者の要望等々を含めて把握をしながら、地域と連携をしながらサービスの充実をさせながら、高齢者支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

これで私の質問を終わります。

○井戸達也議長 石垣直樹議員。

○石垣直樹議員 一登壇一 通告に従い、志誠会、自由民主党、石垣直樹より質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、6月の一般質問でもさせていただきました、広域農道及び郊外路線についてでございます。

まずは、前回質問させていただきました寒冷地農場前、そこに段差ありの看板を設置していただきまして本当にありがとうございました。

そして6月から時間がたちましたが、その後の動

向について教えてください。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 広域農道についての道道昇格につきましては、現在オホーツク総合振興局網走建設管理部及び斜里町、小清水町など他の関係機関と協議を進めているところでございます。

道道昇格につきましては、単独昇格が困難な状況であり、道道と市町道との交換等の課題もあり、関係機関で引き続き協議を行うとともに、道道昇格要望資料として今年度物流の繁忙期において、関係市町と交通量調査等を実施する予定でございます。

また、当該広域農道については特に音根内、寒冷地農場前及び山里墓地前の路面について、平坦性が確保されていないため、現在応急的に注意看板を設置しております。

今後、道道昇格及び道路改良につきましては時間は要することから、特に交通に支障を生じている箇所について、局所的な改修工事についても検討する必要があると判断しているところでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。確実に前に進んでいるというお答えをいただいたかと思いません。

時間がかかるという返答もございましたが、やはりその後も近隣の農家さんたちにお話を聞いたところ、もう既に危なくてあの道路は使っていないですとか、やはりいつか事故が起こるとい声も聞こえてきております。市役所の皆さんも一生懸命取り組まれていると思いますが、ぜひとも早急に改良をしていただければと思います。

また、過去の立崎議員の質問でもございました、観光という面での道路利用、こちらのほうもあるかと思えます。重ねてでございますが、さらなる取り組みをよろしくお願いいたします。

続きまして、豚コレラについて質問したいと思います。

豚コレラについて、網走市の認識を教えてください。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 豚コレラにつきましては、一度発生をしますと全頭殺処分ということになりますので、経営に対しまして甚大な影響が及ぼすものというふうに認識してございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

やはり一度発症してしまいますと全頭殺処分となります。現在中国、モンゴル、ベトナムから発生して国内に入り、岐阜、愛知、三重、福井県などで発生しております。これらは全体の豚の生産量の1%と言われておりますが、今後まだまだ拡大する可能性がございます。現状ではイノシシを介した感染が進んでいると。またネズミ、鳥獣とも言われております。中国から日本に渡ってきたこの豚コレラでございますが、今後北海道にも入ってこないとは絶対は言い切れません。先ほどの答弁でもございましたとおり、入ってきたらおしまいでございます。ぜひとも市としても市民の意識、そして観光者、旅行者の意識の向上が必要だと思っておりますが、この辺についてはどのように思われますか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 豚コレラにつきましては、家畜伝染病予防法における法定伝染病に指定をされておまして、飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、諸外国からの侵入防止のための水際検疫や発生に伴う具体的な対応につきましては、国及び道が主体的になって行うということにされております。

飼養者は飼養衛生管理基準に基づきまして、衛生管理区域を定め、法定伝染病の発生防止に努めているところでもございます。

当市におきましては、市、JA、普及センター、インターファーム、ホワイトファームで構成されました網走市家畜自営防衛組合を組織しまして、家畜伝染病の発生の予防を行っておりまして、防疫資材、例えば消石灰などの提供や飼養衛生管理基準遵守のため、道の家畜保健衛生所とともに巡回指導に当たっております。

市といたしましては、豚コレラを含む家畜伝染病対策につきましては、発生の予防、早期発見及び通報、さらには迅速かつ的確な初動体制の確立が重要であるというふうに考えておまして、生産者には防疫の徹底の周知を図るとともに、的確な初動体制を行うための防疫資材の整備を引き続き進めていきたい考えでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

生産者に対する様々な指導ですとか、監督を行っているかと思われそうですが、現在9月5日時点で家伝法違反で4件の方が逮捕されております。海外からのソーセージですとか、肉加工品の持ち込みがこれ

が原因でございます。

網走市におきましても、今後さらに旅行者が海外からのインバウンドなどが増えてくる、また地元の方が海外に行って買い物をして帰ってくるなどがあるかと思われまします。やはり生産者に対する啓発は、これはやはり自分自身のことですから意識は高いと思いますが、一般の市民に対しても、この問題に対して意識を上げることが本当に重要かと思ひます。それに加えまして、網走市に來訪される海外の方に対してもこの運動を周知していく必要があるかと思ひます。ぜひとも引き続き取り組みを続けていってほしいと思ひます。

続きまして3点目でございます。

現在、北海道が導入を検討している観光宿泊税について、網走市の見解を教えてください。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 北海道や道内の自治体が宿泊税導入の検討をしている、そういう段階であるということは承知しております。

当市といたしましては多様化する観光需要に対応するため、宿泊税のような安定的な財源は財源確保という点では、今後検討すべきものと考えております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 今、今後検討すべき課題であるというふうにお聞きいたしました。

観光客の今後の入り込み動員数の予測について、網走市としてはどのように考えているか教えてください。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 観光客の入り込みにつきましては、昨年場合は胆振東部地震またブラックアウトの影響などもございまして、昨年落ち込んだ傾向がございすけれども、ことしは10連休、そのときには多くの方が訪れたと。ただ全体的に見ましたら、やはり北海道全体にインバウンドが増えているということもありますので、網走を含めた道東地域にもインバウンドの方の入り込みが増えていくだろうというふうに見ております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

私も同じく今後さらにインバウンドはふえていくかと思っております。新千歳空港の発着枠の拡大、こちらが国主導で進んでいくかと思っております。

そんな中で、やはりこれから増えていく観光客に

対して、網走市として観光施設または観光インフラ、例えばWi-Fiですとか、観光インフラの中にはやはり道路とかも含まれるかと思ひます。さらにはふえた観光客による弊害もあるかと思ひます。それらに対応するためには、さらなる財源確保というのが必要ではないかと思っております。

現状、市道ですとかは網走市の税金を使って行っておりますが、そこに関してやはり観光客も使っている。ですのであれば、このような財源を使ってさらなる充実、そして観光客に対するおもてなしをしていくべきかと思っております。

この問題は二重課税ですとか、様々な問題があるかと思ひます。北海道においてもまだまだ見解を明確に示してはおりません。その中でも倶知安は11月に既に導入を決めると、既に始まるというふうになっております。網走市としてもぜひとも今後増えていく観光客、インバウンド、さらには観光施設に対しても必要な財源であるかと思ひますので、ぜひとも検討していただければと思ひます。

また1点目、2点目の質問もそうございました。実はこれら2つも観光に絡んでおります。観光道路、そして観光客が持ち込む可能性のある豚コレラ、これらについてもこの財源を使えるかと思ひます。ぜひとも前向きな検討をよろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上でございます。

○井戸達也議長 近藤憲治議員。

○近藤憲治議員 一登壇— それでは私からも大きく分けて6項目、お伺いをさせていただきます。

まず1項目めでございます。

天都山エリアの整備について、幾つかお伺いをさせていただきます。

網走きっての観光スポットでございます天都山についてでございますが、点在する観光施設や飲食店をエリアとして捉えて情報発信をし、網走の魅力的な観光スポットとして守り立てていこうという取り組みは、市で進められておられます天空の里のブランド化として着実に進んできていると受けとめておりまして、そういった民間や市民を起点とした取り組みを市で積極的に下支えする動きは、あるべきまちづくりの姿であると認識しているところでございます。天都山の一体的なPRの推進や情報交換場の設定など、具体の取り組みは進んでいる点も前向きな変化というふうに見ております。

こういった新たな取り組みが進む一方で、ハード面での立ちおくれが気になる点がございす。例え

ば、天都山をエリアとして捉えた場合、ゆっくりと散策を楽しみながら周遊しようとする、残念ながらエリア内には歩道がない箇所がございます。道道から流氷館への登り口がその例でございますけれども、そういったちょっとしたマイナス点を埋めていく取り組みも今後は必要になってくると考えております。

また、歩道は網走で合宿を行うアスリートのトレーニングのルートとなっているケースもあるというふうに伺っておりまして、天都山の歩道がない部分についての善後策を確立していく必要があると考えますが、現時点での市の考え方を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 天都山エリアの歩道整備につきましては、地区町内会及び天空の里倶楽部から要望をいただいているところでございます。市では流氷館と北方民族博物館を結ぶ園路の整備について、現在のカラマツ林の樹種変更による公園整備もあわせてオホーツク総合振興局、網走建設管理部と協議を行ってきたところでございます。しかしながら、現在の北海道の公園整備状況から早急な解決は難しい状況でございます。

今後天都山エリアの利便性と安全性を確保するため、歩道未整備区域について検討を行ってまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 次に、今御答弁をいただきました歩道の整備とともに安全確保のための死角の除去も大切であります。

観光客の移動手段は着実に個人化が進む中で、自家用車やレンタカーで来訪される方々の安全確保という視点でも天都山エリアの見通しの悪い箇所、特に交差点に関連した死角はできる限り除去していくことが必要であると考えておりますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 道路交通の安全性の確保に見通しの確保は欠かせない要素であると認識しております。道道大観山公園線と流氷館から下ってくる天都山展望線交差点につきましては、樹種の伐採を適切に行うことにより、必要な見通しを確保できると考えております。

樹木の伐採につきましても、道有林等もありますことから関係機関と協議することといたします。また、それにつきましても解消できない場合につきま

しては、道道管理者と協議を行い、道路改良の必要性及びカーブミラー等の補助施設の設置等について検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 歩道そして死角の除去、そしてさらに案内看板のアップデートも必要であるというふうに考えております。

直接市の管轄ではない部分もございまして、例えば流氷館が旧施設のままでのイラストとなっていたり、またオホーツク公園のピクトグラムが最新の大型遊具ではなかったりと、この表示はどうかという印象もございまして。

案内看板についてだけをいうと、昨今はインターネットを使ったマップの利用の広がりもございまして、こういった案内看板類のアップデートをするか、また財源的に難しい場合は、現状と実態がそぐわない表記のものは抹消するなどの改善が必要と考えます。

天都山を網走観光の重要なスポットと位置づけるに当たり、案内看板類のアップデートについて、市としてはどのような認識をお持ちなのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 案内看板類のアップデートでございまして、市道、道道、国道に設置されている施設案内看板につきましては、設置後約30年が経過をし、掲示内容が変化してきているもの、天都山展望台、オホーツク流氷館の建て替えや道立オホーツク公園内に屋外遊具施設等などが整備されたことなどにより、表記内容が実情にそぐわないものがあります。変更の必要性があるというふうに考えてございます。

国、道、市が管理する既設の道路標識を利用し、外国語に対応した統一感ある施設名表記への改修の方法などにつきまして、担当部署や各道路管理者ともよく協議をして進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今の御答弁でちょっと1点確認なのですが、私の考え方としては昨今で今インターネットのGoogleマップ等で移動の方法、ルートを検索する動きもございまして、全てをアップデートするのではなくて、除却してもよい部分は除却をするという考え方を持ちながらの検討が必要だというふうに考えておりますが、そのあたりはいかがで

すか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 今、お話ありましたものも含めて検討してまいりたいと思います。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 続きまして、さきに少し答弁もいただいておりますけれども、この天都山エリアの歩道の夏場の除草でありますとか、冬場の除雪についてもあわせて伺わせていただきます。

網走の大事な観光エリアだからこそ、道路に近接をしている用地の枝払いや除草、さらには冬場の歩道の除雪等を丁寧に進めていく必要があると考えております。

特に博物館網走監獄から流氷館に上る道に関しては、冬場でも観光客の方が徒歩で移動されている姿を見ることもございます。市としては、どのような認識をお持ちか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 天都山エリアの夏場の歩道の除草及び冬場の除雪について御説明申し上げます。

夏期の歩道除草につきましては、流氷館と博物館網走監獄を結ぶ市道のうち、遊歩道でございます天都山眺湖台線は年2回の除草を行っております。しかし、流氷館と国道39号線を結んでおります第2天都山線におきましては、車道路肩除草のみで歩道の除草は行っていない状況でございます。また、オホーツク公園正面入り口交差点から道道大観山公園線までの天都山公園線につきましても、同様の状況となっております。

冬期の除雪につきましては、国道39号線から博物館網走監獄までの間の第2天都山線については、歩道除雪を行っておりますが、博物館網走監獄から流氷館の間の歩道及び遊歩道、さらにはオホーツク公園正面入り口交差点から道道大観山公園線までの天都山公園線につきましては、沿道に民家、施設がほとんどないことから歩道除雪を行っていない状況でございます。

今後は天都山エリアの魅力向上のため、散策等にルートについて市観光課や天空の里倶楽部とも協議しながら、対応について検討していく必要があると考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 この項目最後の部分でございますけれども、この天都山エリアの盛り上げという点で

いいますと、地域の住民の皆さんに本当に頑張っているという印象がございます。その主体性や努力を市として受け止めつつ、しっかりとバックアップをしていく考え方が極めて大切であると認識しております。

市として天都山をエリアとして盛り上げていく場合の住民や民間事業者との連携のあり方、またその主体性を尊重した関わり方について、どのような認識をお持ちか、改めて伺わせていただきます。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 連携のあり方ということでございますが、天都山エリアにおきましては、平成29年度に設立をされました天空の里倶楽部の会員の皆様が主体的に簡易的な歩道の草刈り、またごみ拾いや案内看板の点検など、年間を通じて実施をいただいております。

今年度におきましても、天空の里倶楽部からの御要望もございまして、歩行者誘導看板の新設を行うということとしております。次年度以降におきましても、老朽化それから見通しの悪い歩行者用看板などは計画的に建て替えを実施していく、そういう上において、やはり今後も天空の里倶楽部や地域の皆様からの御意見、御協力をいただきながら、天都山エリアにおける観光客等の受け入れ環境整備を実施してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

近藤議員。

○近藤憲治議員 続きまして、2項目めに移らせていただきます。

道内7空港の一括民間委託についてでございます。

去る7月3日、国土交通省は、私どもの地元の空港でもございます女満別空港を含む北海道内の7空港を一括して運営する民間委託先として、北海道空港会社などで構成する企業コンソーシアム、北海道エアポートグループを優先交渉権者として選定したと発表しました。また、報道によりますと、8月中には基本協定、10月ごろに運営権設定・実施契約を締結するというプロセスを経て、2020年から委託先での運営が順次開始されるということです。

地元事業者が関わりを持ちながら構成をされた北

海道エアポートグループが優先交渉権者となったことについて、地域性を十二分に把握した組織としての特性を生かし、北海道の航空業界の発展、さらには観光振興に資する人の流動性を高める目的を共有できるものと、私自身は期待を寄せているところでございます。

この間、道内7空港一括民間委託の優先交渉権者決定を女満別空港にコミットする自治体として、どのように受け止めていらっしゃるか認識を伺います。

また、決定後に当該コンソーシアムとの接触の有無、またその際のやりとりがあれば明らかにしていただきたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 受託事業者との関係でございますけれども、北海道は国土交通省、旭川市、帯広市とともに7月3日に実施をした北海道内7空港の一括運営委託に係る優先交渉権者の選定について、客観的評価結果及び優先交渉権者の提案概要を公表いたしました。

第2次審査の結果としましては、優先交渉権者は各空港の振興策など全般的に提案内容が高く評価されておりますことから、提案内容の実現に向けた今後の事業展開に期待をいたしますが、個別具体の施策につきましては、今後新たに構築される協議の場などで示され議論が進むものと思っております。

また、優先交渉権者の選定後のコンソーシアムとの接触についてですが、現在まで網走市とは協議などは行っておりません。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今御答弁いただきましたように、具体の取り組みというのは、まさにこれから動き出すことが多い状況であるというふうに見ておりますが、この決定発表に際して、当該コンソーシアムが優先交渉権を獲得するに当たって、国に提案をしました各空港の活性化策が明らかになっております。その資料において女満別空港は、オホーツクの比類なき大自然やひがし北海道広域周遊観光のゲートウエーとして位置づけられ、2017年度の旅客数83万人を2024年度には108万人に伸ばすことを目指し、国内LCCの就航、東アジアの首都クラスの地域への直行国際便の開設をうたっております。

またあわせて、旅客ビルの拡張とリニューアル、個人旅行者向けのリーズナブルな価格帯のホテル新設、国際線取り扱い施設の増設など、ハード面の整備を行う旨が記載されております。

これらの取り組みは、網走市内の事業者にとってもビジネスチャンスになるものも多くあると認識しておりまして、事業の推進主体と連携、情報交換をしっかりと行っていただき、市内事業者の積極的な関与、参入を促していく視点が大切であります。

コンソーシアムが示した提案及びそれを具現化する際の地元企業の関与の促進についての考え方と意欲をお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 提案内容と地元企業の関与ということでございますけれども、平成28年12月に北海道が国に提案をいたしました北海道における空港運営戦略の推進という中では、国などの空港管理者が取り組むべき事項として、運営権者と地元経済界や自治体との共生と連携、協調を求めており、地元の意見を空港経営に反映をさせ、相互の信頼と協力で空港の発展と地域の振興のための各種取り組みを進めることが確保される仕組みの構築ということを盛り込んでおります。

また、女満別空港特定運営事業などの実施方針におきましては、7空港全体及び各空港における観光振興や利用促進等について、空港が所在する地域からの求めに応じ、関係者と協議を行う場を設置し、参加することが運営権者に対して義務づけられ、地域との連携を図ることとされております。

協議を行う場の設置に関しましては、SPCの設立後に構成団体や協議事項等が検討されるため、具体的な内容は明らかになっておりませんが、議員指摘の地元企業の関わりにつきましては、これまでと同様に推進をしていく必要があると考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 次に、この活性化策の中に書かれておりました国内LCCの誘致に関してでございます。

コンソーシアムの提言の中では、成田や関西といった既存国内LCCの拠点からの路線開設を見込んでいるようですが、この間議論を重ねさせていただいております新千歳・女満別間の道内路線開設も重要な視点であります。

市サイドとしても、これまで様々な要請や提言に取り組んでおられるところと受け止めておりますが、現状と今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 国内LCCの誘致につい

てでございますけれども、ピーチ・アビエーション株式会社が昨年12月に千歳空港を拠点化し、本年10月にはバニラ・エアと統合することから、LCCによる道内路線の新規開設にも期待をされるころではありますが、現時点で開設に向けた動きは現在見えておりません。

これまでも女満別空港整備利用促進協議会などと連携をし、航空会社への新規就航の要望活動を行ってまいりましたが、今後もSPCと一体となり、国内LCC路線の誘致などを働きかけていく必要があると考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 この点につきましては、またこれからも議論を深めさせていただきたいと思っております。

次に女満別空港と二次交通の充実についてであります。さきに述べておりますけれども、コンソーシアムの提言には、ひがし北海道広域観光の推進との視点で釧網本線またエクスプレスバス等を活用した釧路・女満別間の観光流動の促進、沿線地域の活性化、旭川・オホーツク間の観光流動の促進という記載がございます。

その点を念頭に置きつつ、航空路線と鉄道路線を組み合わせた観光振興施策を強化していく必要があると考えておまして、女満別空港から周辺駅、直近は西女満別駅なのですけれども、それ以外の網走駅や北見駅も含めて航空機から列車へとシームレスな流動をつくり出していく仕掛けを地域側からもコンソーシアムへ、またJR北海道へと積極的に提言していく考え方が大切だと考えておりますが、現段階での認識を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 女満別空港と二次交通の充実ということでございますが、国の広域観光周遊ルート形成促進事業などを活用し、ひがし北海道自然美への道DMOが主体となってひがし北海道エクスプレスバスを運行するなど、広域での受け入れ環境の整備を図っております。

現在国や民間企業により、観光型Ma a Sの推進が図られており、民間活力による新しい取り組みにも期待をしております。

二次交通の充実という点では、鉄路も含めた交通のシームレス化は必要なことであり、今後SPCとの協議の中においても、交通事業者の連携ということを提唱してまいりたいと思っております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 こちらの項目の最後でございますけれども、女満別空港の管理運営と地元各事業者との関係性についてでございます。

これまでも女満別空港の維持管理及び振興という側面で、網走市内も含めて地場の企業が数多くかわりながら、今日の女満別空港が形成されてきていると考えております。その点において、この一括民間委託の流れにおいても、そういった地場の企業のこれまでどおりの関与を重ねていくことができるように、地元自治体としても意を用いていただきたいと思っております。

その点につきまして、先ほど一部答弁もございましたけれども、改めてどのように考えているか、現段階での認識をお示しさせていただきたいと思っております。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 女満別空港の管理運営と地元事業者のかかわりということでございますが、北海道における空港運営戦略の推進という中では、優先交渉権者には空港所在地域との共生や地元企業等との良好な関係の継承、地元自治体との連携協力などを求めており、地域との共生は空港運営の民間委託に不可欠な構成要素でございます。

先ほども御答弁いたしました、SPCの設立後、SPCとの関係、自治体などとの間における情報共有や相互理解を含め、地元の意見を空港経営に反映させる仕組みが構築されていくものと考えておりますので、引き続き地元企業との良好な関係の継承を求めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 続きまして、3項目めに移らせていただきます。

鉄道路線の活性化についてであります。

JR北海道や東急電鉄などが共同で来年夏から道内周遊型の豪華クルーズトレイン「THE ROYAL EXPRESS」を運行することが決まりました。

また、この間札幌駅や帯広駅、知床斜里駅、旭川駅で運行開始を地元でPRするステーションコンサートが開催をされ、大まかな行程や停車エリアなどが明らかにされてきております。

ルートや停車駅はあくまでも運行事業者が中心となって決めることとございますけれども、これまで釧網本線や石北本線の活性化に強くかかわりを持ってきた網走市としても、北海道の鉄道の歴史的転換点にかかわりを持つべきだと考えております。

地元で歓迎の体制を構築することで、市民の鉄道への意識、いわゆるマイレール意識も醸成されていくものと考えておりますが、市としてこのクルーズトレインの運行開始に向けて、どのような関わり方を模索しているのか、また市民を巻き込んだ取り組みまでも視野に入れているのか、現状での考え方を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 JR北海道と東急電鉄により「THE ROYAL EXPRESS」の運行につきましては、このたびその概要が発表され、運行時期は来年の8月から約1カ月間、4回程度の催行となり、周遊ルートとしては札幌、池田、釧路、知床斜里、旭川、富良野が示されたところでございます。

市ではこれまでJR北海道に対して、「THE ROYAL EXPRESS」の釧網本線及び石北本線の利用を要望しつつ、同時に運行に当たり沿線地域に求められることについて情報交換をしております。

JR北海道によりますと、現時点で東急電鉄より沿線地域への協力依頼はなく、また1回当たりの乗客予定者は30名程度であるということから、特段地域に何かを求めることはないとの見解でございますが、市といたしましては引き続き情報収集に努めるとともに、沿線自治体、観光協会、市民団体などの情報共有や意見交換を図りながら、こうした中にある何ができるかを検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 この点につきましては、また今後議論をさせていただきたいというふうに思います。

次に釧網本線の利活用について伺います。

冬場の観光列車「流水物語号」は着実に観光客の間で定着をし、安定した実績を上げられるようになりました。釧網本線の次のステップは、オールシーズン、観光列車が走る路線へと転化をしていく段にあると考えております。花咲線のように定期列車を観光列車化する試みも進んでいますが、四季折々に釧網本線の観光のシンボルとなるような列車を創出していけると、路線全体の価値がより一層向上するものと考えております。

市として釧網本線の観光路線化に向けて、オールシーズン観光列車が走る路線への進化をどのように見据えているか、また、そこにどう関わろうとして

いるか見解をお示してください。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 網走・知床斜里間を運行する「流水物語号」の利用者は2018年度ついに1万人を超えております。鉄道の利用促進策において、多額の費用をかけずJR北海道と地域の皆さんがともに取り組む一つの成功例であると認識をしております。

これまでJR北海道とは「流水物語号」のような観光列車を春や夏に運行ができないか、継続的に意見交換をしているところでございますが、本年7月にMOTレール倶楽部が市の助成事業を活用して実施をしたオホーツク花物語の運行は、あるいはオホーツクSEA TO SUMMIT特別列車の運行は、今後の事業計画に大変参考になるものと認識をしております。

観光列車の運行は市民団体、観光協会、行政、JR北海道の連携協力が不可欠でありますので、より一層関係機関との連携強化を図りながら、新たな季節の中で観光列車の実現に向けて働きかけてまいりたいと思っております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 またあわせて釧網本線の観光路線化という点では、WILLERが販売を進めております北海道ネイチャーパスの取り組みを広げていく必要があると考えております。

昨年秋から、このパスと地場の観光事業者との連携、連動をどのように受け止めているのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

またあわせて、北海道ネイチャーパスの商品としての価値を高め、より多くの方に利用していただけるよう、このパスとつながる事業者を増やしていく必要が考えておりますが、市としてこの北海道ネイチャーパスの狙いや潜在的な可能性をPRし、より積極的にサポートしていく意向について見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 北海道ネイチャーパスは平成30年度より、沿線自治体などで構成をするJR釧網本線維持活性化沿線協議会において、釧網本線の魅力や特性を生かした観光利用の増加を図るため、WILLER株式会社が受託事業者となり進めているものでございます。

昨年度は議員お話のとおり、地域の観光事業者との連携が何より必要と考え、市内関係事業者に対し

て事業説明会や勉強会などを開催し、ネイチャーパスに係るパートナー事業者としての参画を呼びかけており、現在ではホテル、飲食店、観光事業者など約30社の参加をいただいているところでございます。

また本年度からは、網走観光施設めぐりパスのチケットをパスに組み入れたほか、ハイヤー事業者との連携強化を図っているところでございます。

市といたしましては、沿線地域、それぞれの魅力の向上が何より大切であると認識しておりますので、引き続きJR北海道及びWILLER社と市内事業者や団体などとの連携構築に努めながら、北海道ネイチャーパスの魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 あわせて、この北海道ネイチャーパスにも関連しているのですけれども、釧網本線のMa a S化を地元でどう広げていくかという点についても伺います。

よりシームレスでより便利な釧網本線を目指して、先ほどからたびたび名前が挙がっておりますが、WILLER社が自社のアプリケーションで沿線の様々な要素をつないでいく試みを始めております。これはさきに述べた北海道ネイチャーパスの利用増の視点だけでなく、釧網本線をひがし北海道という観光素材が点在するエリアを結ぶツールとして生かす視点で極めて重要であります。インターネット上に地域の様々な情報を集積させ、WILLERのMa a Sアプリと連動させることで、来訪客の利便性向上と地元事業者の集客促進をより簡便に行えるようになると考えています。

市として一連のMa a S化の動きをどう見ているか、認識をお聞かせいただきたいと思っております。

また、地元事業者が積極的に関わることで、新たなビジネスチャンスへとつながる契機になるものと私自身は考えておりますが、この取り組みを広く地域に落とし込み、関わりを促す意欲について、現状どのようなお考えをお持ちか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 北海道ネイチャーパスは鉄道から観光支援へとつなげる単なる運輸ではなく、着地交通までをシームレスにつなげる一つの移動サービスを提供するといった考えのもと、取り組みを進めてきたところでございますが、本年度は国土交通省からWILLER株式会社がひがし北海道地域における観光地型Ma a S実証事業を受託したこと

により、これまでの取り組みに加え、鉄道、バス、タクシー、レンタカーなど様々な交通手段を対象とした移動ルートの検索、予約、決済を一括して行うアプリの構築に取り組んでいるところであり、現在その一部の共用が始まっているところでございます。

なお、この取り組みに当たりましては、JR釧網本線維持活性化沿線協議会とWILLER株式会社におきまして、連携協定を締結をしており、新たなモビリティサービスの推進に当たり、相互に連携協力することが確認をされております。

市といたしましては、こうした新たなサービスの提供は釧網本線に限らず、道東観光全体のPRにつながるものであり、またデータを収集分析し地域で共有することは、観光分野に限らず新たな事業展開にもつながるものと認識しておりますので、引き続き積極的な連携が図られるよう努めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 次に4項目めでございますが、農地崩落対策についてお伺いをいたします。

網走湖上流域の農地崩落を中心に伺いますが、豪雨による農地の崩落から土砂の河川流入、そして湖や海の変化という負の連鎖を断ち切るために、漁業関係者及び農業関係者が連携をして国に声を上げ、早期の復旧措置を求めているのは御案内のとおりでございます。

市としても積極的な関わりを持ちながら、その解決に向けて動いておられるものと受け止めておりますが、市として当市に関連する河川や湖沼の上流域における農地崩落について、どのような認識を持ち、現状どう向き合っているのかお示しいただきたいと思っております。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 農地崩落についての認識と現状の取り組みについてでございますが、農地崩落は農作物の流亡による農業収入の減少のみならず、多大な復旧費用を農業者が負担することとなるとともに、崩落現場からは大量の土砂が流出しまして、漁場の荒廃や下流湖沼の汚染化の原因となっております。1次産業の生産基盤に影響を及ぼすものとして認識をしております。

この問題の解決に当たりまして、流域全体で取り組むことが必要であるとの認識のもと、平成29年2月に北海道漁業協同組合連合会、JA北海道中央会が中心となりまして、網走の2漁協共同組合と網走川流域の4農業協同組合により、農地崩落プロジェ

クトチームを立ち上げまして、当市を含めた網走川流域の4つの自治体及び北海道もオブザーバーとして参画をし、対応を行っております。

農地崩落プロジェクトチームの取り組みといたしましては、1つ目として農地崩落に関する実態の把握、2つ目として農地崩落防止に向けた啓発活動、3つ目としてこの課題解決に向けた関係省庁への要請活動を行っております。本年7月には農林水産大臣、農林水産省の局長に対しまして、農地崩落及び農地崩落に起因する河川湖沼への土砂流出と汚染化に係る対策の実施について、要請活動を行ってきたところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 現状につきましては、考え方含めて伺わせていただきましたが、農業、漁業といった網走経済の根幹を担う1次産業の生産基盤を維持していくために、やはり今後さらに大きな視野を持ちながらこの問題に向き合っていく必要があると考えております。特に豪雨災害が毎年日本全国で頻発をしております、同種の問題がぞくぞくと発生しているというふうに見ています。

法的な課題も見据えつつ、地域から現場の声を伝えて実情に沿った対応策の確立が不可欠であると考えますが、認識を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 今後の対応についてでございますが、現行の農地崩落復旧の対象事業は一部改正されたものの農地の法面が対象外となることや、災害復旧事業では事業実施まで時間がかかるため緊急的な土砂撤去ができず、河川への土砂流出を防ぐことが難しく、また下流の湖沼に体積した土砂のしゅんせつも通常の河川改良では対応できないということが課題となっているところでございます。

こうしたことから、北海道農政部におきましては、この農地崩落について危険箇所マップの作成を進めておりまして、今後は専門家を含めた検討会を設置し、農地崩落の発生原因の解明や未然防止に向けた議論を行い、既存の事業を活用しながら対応していく考えというふう聞いてございます。

市といたしましても、農地崩落プロジェクトチームにおいて、問題の解決に向け引き続き議論、検討を進めていきたいと考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そういった問題意識も共有させていただきながら、今後も議論をさせていただきたい

というふうに思います。

続きまして5項目め、未病の改善についてでございます。

昨今、健康と病気の間にある未病という考え方に注目が集まっています。この未病について、神奈川県は定義を持っておりまして、「未病とは人の健康状態はここまでは健康、ここからは病気と明確に区分できるわけではなく、健康と病気の間で連続的に変化しており、その状態を未病といいます」とされており、また一般社団法人日本未病システム学会によりますと、未病には自覚症状はないが検査で異常が見られる西洋医学的未病と、自覚症状はあるが検査では異常がない東洋医学的未病という考え方があります。健康と病気の間を捉える場合、疾病、容易ならざる状態ではなく病、気分がすぐれず何となくふだんと違う段階は、癒やしやセルフメディケーションが働くステージであり、これらの一部も未病域にも入ることになりますとのことであります。

今後は健康づくりや地域医療の確保と同様に未病の改善という考え方も、政策的な重要度を増していくものと考えております。

そこで伺いますが、当市は政策構築時の概念として、未病を位置づけているのかいないのか、現状についてお聞かせいただきたいと思っております。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 政策構築時の未病の位置づけについてでございますが、当市におきましては網走市民健康づくりプランに基づく保健事業、また網走市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく高齢者福祉及び介護保険事業など、様々な取り組みを進めているところでございます。

政策構築時の概念といたしましては、未病といった位置づけではなく、いわゆる病気や要介護状態の予防、また健康増進などを目的に事業を展開しているところでございます。

今後におきましては、各種事業の継続と充実を図りながら、まず市として未病の理解に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 またその概念の部分はこれからも議論させていただきたいと思っておりますが、未病域の政策展開として、市民が自分自身の健康状態を科学的に把握する取り組みの強化が第一のステップになると考えております。身体のどこかに不調が出てからではなく、不調の芽を、不調という現象になる前の

段階で摘み取る仕組み、すなわち自己の身体状況を的確に知る取り組みが重要さを増してきていると考えております。

当市の施策でいいますと、ここの部分はいわゆる健康診断ということになるとと思いますが、健診に来てくださいと言うだけではなかなか受診率が向上していかないのも、この間の議論でたびたび明らかになっている部分でございますが、一方でスマートフォンやスマートウォッチを活用して自分自身の身体の状態を積極的に把握していこうという意識を持った市民の方々が増えてきているという実感もございます。また、若年層の市民向けにSNS、ラインで未病域の政策を構築している例もございます。

こういったテクノロジーの進化を応用した未病域向けの施策の展開を今後期待したいところでございますが、どのような認識をお持ちか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 テクノロジーの進化を応用した未病域向けの施策の展開についてでございますが、あらゆる年代でスマートフォンやスマートウォッチの活用により健康状態を把握する市民が増えていることは承知しております。

先進的な取り組みといたしましては、未病の改善を目的とした神奈川県のようなアプリを開発している事例がございますが、気軽に心身の状態を把握できる情報端末の活用は、自身の健康管理の方法の一つであるというふうに考えてございます。

今後、先ほども答弁いたしました但、まず市として未病の理解を努めるとともに、先進地の事例を参考にしながら施策の研究をしてみたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 次に、未病に関連して、脳血管疾患の予防体制の強化を念頭に置いた取り組みも必要であろうという見地で質問をさせていただきます。

脳血管疾患の急性期の対応については、この間いろいろと議論があったところでございますが、やはり一義的にはどのように未病の段階で手を打って疾病に至らせないようにしていくかが肝要であります。既存の検診や予防といった概念だけでなく、より一層踏み込んだ施策を、さきにも述べましたけれども、テクノロジーも活用しながら推進していただきたいと私は考えておりますが、現状の認識を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 脳血管疾患の予防体制の

強化についてでございますが、脳血管疾患は高血圧、高脂血症、糖尿病などが起因となる代表的な生活習慣病であり、現状におきましては、議員御指摘のとおり、脳ドックや特定健診の受診、これらの勧奨に加え、特定保健指導及び健康教育等を通じて食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善に関する知識の普及に努めているところでございます。

医療の進歩により、脳血管疾患で死亡するケースは減少しているものの、いまだに死因の第3位、寝たきりになる原因の第1位となっており、このような状況を踏まえまして、本市といたしましては早期の取り組みが効果的であると考え、今年度から30代ファスト健診なども開始しているところでございます。

今後、特定健診の受診率アップを目的として、先進地の事例を参考に施策を研究してみたいと考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 最後に、地域経済の活性化についてお伺いをいたします。

まず、地場産品を活用した商品開発に関しての考え方と具体的な行動であります。網走の産品を活用した商品開発を望む企業や事業者に対して、積極的な協力を望みたいという点でございます。

網走には様々な素材が既に存在をしております。これまで加工を地場でという意識で、様々な補助制度が確立をされ、幾つかの成果も上がったと受け止めております。

しかし一方で大切なことは、本当に市場で売れるものをつくっているかという点でもあります。網走の素材を生かしたい、使いたいという市外の事業者にも積極的な関わりを持っていただきたいと考えておりますが、現状と意欲をお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 地場産品を活用した商品開発の協力ということでございますが、市ではこれまで地場産品を活用した商品開発などについて、新製品創出支援事業や地場特産品付加価値向上事業などにより市内中小企業や個人事業主を対象に支援をしてきております。

網走の強みである、特に1次産品は道内を初め道外または海外へと提供され、加工品となり市場へ出回っているものも相当多くあると思っております。

地元事業者による商品開発も成果が上がっている

ものや、まだそうでないものもあると感じておりますが、やはり売れるものという観点では有名人が食べているものとか、もぐもぐタイムのような視聴者にインパクトを与えるようなものなども考えられると思います。

域外の事業者の商品に網走の素材が活用されることは、非常にうれしいことであり、網走のPR効果にもつながるものと思っております。

情報収集に努め、どのような協力ができるか研究をしていきたいと思っております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこはまた今後具体的な部分でもお話をさせていただきたいというふうに思います。

次に、裾野が広い飲食店の振興について伺わせていただきます。

飲食需要は観光の波動にも似ておまして、年間で大きな上下をしているという現状がございます。その需要を通年で高いレベルで維持していく必要があると考えております。おいしい、地元素材を使っている、だけではなくて、さらにその先に行く飲食店のブランディングのあり方を示しつつ、地域内で共有していく必要があると考えております。

例えば、プラごみの削減でありますとか、フードロスの抑制といったように、環境負荷の低減も新たなブランドとなり得るものであります。そういった試みを地域単位で大きく打ち出していき、それが結果的に一つの地域のブランドにもつながると考えております。

大所高所の見地から地域内の飲食店のブランド力を高めていく政策的な誘導が必要だと考えておりますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 飲食店のブランド力向上ということでございますが、網走の地域特性であります農産物や水産物においては、そのブランド化に向けて様々な取り組みを進めてきております。

観光分野においては、網走観光協会が市内飲食店と連携を図り、市内飲食店をめぐる「ABASHIRIバル」や当市の観光振興として標榜している「おいしいまち網走」というキャッチフレーズなども網走の食や飲食店でのブランディングにつながるものと考えております。

飲食店などのブランディングについては、一朝一夕に高まるものではないと思っておりますけれども、日本国内また海外の多くの方々の目に止まるような

発信や情報の提供が必要でありますし、議員御提案の環境負荷の低減などという別の視点からの話題性もブランディングの向上につながるものと考えます。

いずれにしても、素材のブランド化とそれを扱う飲食店のストーリー性を高めることが必要だと考えております。よく事業者とも意見交換をし、その手法について探ってまいりたいと思っております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 また、飲食店の振興という面でございますと、例えば開店している時間、営業時間でありませつか、混み具合の状況がなかなか一覧できる情報源がございません。特に日曜日の夜は、観光客がグルメマップを手に困惑している姿をしばしば見かけます。日曜日の夜に営業しない、するというのは一義的には飲食店の経営判断でございますが、その判断を正確にするための情報を整えていく必要があると考えております。

例えば、過去の曜日別、天気別の網走来訪者数をビッグデータ化し、日曜日だが来店が多そうな日、少なそうな日を推定して飲食業界と共有することができれば、日曜日の夜飲食店になかなか入れない問題の解決の一助になると考えます。また、飲食店のあき状況の一覧を発信するというのも有益だろうと考えております。

先ほどから述べておりますけれども、こういったテクノロジーの進化を活用してストレスフリーな観光地を目指して、様々な工夫をしていただきたいと思います。市としての見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○後藤利博観光商工部長 飲食店の集客効率アップに向けた施策のあり方ということですが、集客効率のアップということでは、先ほども申しましたとおり、まずそのお店そのものの魅力アップや話題性、ストーリー性が第一に必要ではないかと考えております。

一方飲食店の使い方、使いやすさということでは、それぞれ個店の細やかな情報提供ということもあると思っております。現在飲食店の営業日等の情報については、大手の食のポータルサイトに表示をされ、検索できるシステムもございます。市内においては、網走市観光協会ホームページなどにおいても、営業時間や定休日等の周知もされておりますが、さらなるグレードアップ、また使われやすい店舗へのプロセスとしては個店みずからの魅力アップ、営業効果の向上につながる情報発信が必要であり、飲食店事業

者を含め、関係団体の今後の取り組みに期待をいたします。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 最後に、2020年の東京オリンピック、パラリンピックを地域経済発展の力にという視点で、これまで述べております飲食店の振興と絡めて伺わせていただきます。

いよいよ来年東京オリンピック、パラリンピックが開催されるわけですが、やはりそのインパクトを東京にとどめるのではなく、やはり日本中の地域へと波及をさせていくという思考が大切であります。

会場には直接赴けないものの、パブリックビューイングで観戦をしたいというニーズは広く存在しておりますが、一方で競技の映像等の商業利用は厳密に申し上げまして非常にさまざまな制約がございます。パブリックビューイングと飲食業の振興を結びつけるイベントを行いやすくするために、行政として間に入り、東京オリンピック、パラリンピックの地域経済の活性化につなげるような意識を持っていただきたいと考えておりますが、現段階での認識を伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○猪股淳一社会教育部長 当市は東京オリンピック、パラリンピックにおきまして、オーストラリアと韓国のホストタウンとなっており、大会に向けて様々な取組を行っていくこととしております。

オリンピックを初めとする国際大会では、スポンサーや商標、放映権、著作権など様々な権利を保護するため、周知広報を初め各種取り組みには一定のルールのもとでの対応が求められておりまして、そのルールは近年厳格さを増していると感じております。

東京オリンピック、パラリンピックのパブリックビューイングにつきましては、組織委員会からガイドラインが示されているところでございますが、自治体や経済団体、学校など、様々な団体、組織が実施できることとされてはいるものの、競技の中継のみを楽しむものとされており、同時に他のイベントや商業行為を行うことは認められていないという状況でございます。

競技中継とステージイベント、飲食売店などが一

体化した催しにつきましては、パブリックビューイングとは別にコミュニティライブサイトとして自治体が主体となって取り組むことが可能となっておりますが、実施に当たっては様々なルールが定められているところでございます。

議員お話のとおり、スポーツ振興によって、地域の活性化を図っていくことは重要であると考えておりますので、地域経済の振興という観点からも東京オリンピック、パラリンピックにあわせて本市としてどのような取り組みができるか検討していきたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 終わります。

○井戸達也議長 ここでお諮りします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、あす一般質問を続行することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、あす10時としますから、参集願います。御苦労さまでした。

午後2時54分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 小田部 照

署名議員 川原田 英 世

9月11日 (水曜日) 第4号

令和元年第3回定例会
網走市議会会議録第4日
令和元年9月11日(水曜日)

○議事日程第4号

令和元年9月11日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (小田部議員、立崎議員、松浦議員、
平賀議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 川田昌弘
企画総務部長 岩永雅浩
市民環境部長 酒井博明
健康福祉部長 桶屋盛樹
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 後藤利博
建設港湾部長 佐々木浩司
水道部長 脇本美三
企画調整課長 北村幸彦
総務防災課長 伊倉直樹
総務防災課参事 石井公晶

財政課長 古田孝仁
子育て支援課長 清杉利明
農林課長 佐藤岳郎
水産漁港課長 渡部貴聰
都市整備課長 立花学

教育長 三島正昭
学校教育部長 林幸一
社会教育部長 猪股淳一
学校教育部次長 大西篤
学校教育課長 小松広典

選管事務局長 伊倉直樹
選管事務局参事 合坂博樹

○事務局職員

事務局長 大島昌之
次長 細川英司
総務議事係長 高畑公朋
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早淵由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、近藤憲治議員、工藤英治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

小田部照議員。

○小田部照議員 一登壇一 おはようございます。

通告に従い、質問に入ります。

まず地区防災計画について伺います。

昨年北海道全域で起きたブラックアウトが記憶に新しいところですが、その原因となった胆振東部地震からちょうど1年が過ぎ、改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災した全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

最近では、九州地方での大雨による被害も甚大であり、大規模な自然災害が相次いでいることから、防災に対する国民的関心がかつてないほど高まっていると思います。

さらに、台風15号の影響で今なお千葉を初めとする関東地方で停電が続き、死者も出ている状況で、復旧の見通しも立たないというような状況であります。

政府の地震調査委員会は北海道沖合の千島海溝で今後マグニチュード8.8程度以上の巨大地震が起こる可能性があるとする新たな評価を公表しており、こうした地震は過去350年前後の間隔で発生し、前回から400年程度経過しているとのことから、北海道東部に大津波をもたらす巨大地震の発生が切迫している可能性が高いとしております。

網走は比較的自然災害の少ない地域であるとはいえ、そうした調査結果が出ていることに加え、世論の意識が防災に向いている今、本市においても防災への備えを万全にしなければならないと思います。

昨年の9月議会でも質問させていただきました、避難所開設マニュアルの策定についてですが、潮見小学校の開校マニュアルを昨年8月に見直し策定し、大規模災害時のマニュアルについてはその標準版をもとに進めていきたいという返答をいただきました。1年たった今でも緊急時の避難所開設マニュアルの策定がなかなか進んでいない状況とのことですが、どのようなことが要因だと捉えているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 地域における避難所運営の体制づくりを進めるため、市ではこれまで学校やコミュニティーセンターなどの避難施設を会場に、施設管理者や町会内など地域の方々を対象に、HUG研修会の開催を進め、昨年8月には地域主体で避難所運営を行うための手順や内容をまとめた標準となる避難所開設運営マニュアルを策定いたしました。

地域版マニュアルの作成に当たりましては、地域の方々から標準マニュアルの内容をよく理解をし、地域特性や施設の事情など、マニュアルに反映すべき事柄を整理の上、完成させる作業が求められます。

市では引き続き、地域版マニュアルの作成が進む

よう、防災訓練や研修会等の機会を通じて標準マニュアルの理解促進を図るなど、今後も地域版の策定を支援し、高台にある学校などの避難施設での策定を優先的に進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 あと一步のところまで来ているのだと理解いたします。

市内でも地域により災害の特性が異なるとは思いますが、市はこれをどのように捉え認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 台風や降雨、地震や津波などの防災対策を進めるに当たりましては、自然現象としてのハザードの特性の理解に加え、被害が想定されるエリアの人々の特性を含めた立地や地形などの自然環境、人口分布や施設立地などの社会環境から構成される地域特性を理解することが不可欠だと認識をしております。

地域の災害特性や社会特性を理解する手段として、地域防災計画には地域の過去の災害状況を資料として掲載しているほか、市史などの歴史資料などを調べるなどの手段が考えられますが、地域に長年住まわれている方や地域事情に詳しい町内会長などから情報を得ることも有効と認識をしております。

市では、洪水や土砂災害、地震や津波災害に関するハザードマップを作成し、市民への情報提供を行っているほか、土砂災害警戒区域などの指定に際しましては、住民説明会を開催し、理解促進等啓発に努めているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 災害が多く将来大規模災害も予測される我が国では、被害をできるだけ少なくするために、政府による公助の取り組みと連携し、自分の身は自分で助ける自助や、地域や身近にいる人たちが助け合って取り組む共助による取り組みを進めることが重要だと言われております。

阪神淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が家族や近所の住民などによって救出されており、消防、警察及び自衛隊によって救出された者は約2割であるという調査結果があります。

また、東日本大震災では、市町村の幹部や職員自身が被災者となり、本来被災者を支援すべき行政自体が大きな被害を受けるケースもあり、公助がすぐには働かなかったことから、自助、共助による活

動に注目が集まっております。

そうした中、平成26年4月から地区防災計画制度がスタートをされました。これは地域住民が自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い、共助について自発的な防災活動計画を策定するものであり、その活動を応援するものです。これにより、地域住民などが防災計画素案を作成し、市町村地区防災計画に定めるよう市町村防災会議に提案できるという仕組みのものです。

平成30年4月時点において、地区防災計画の策定に向け、全国で約3,400カ所以上で取り組まれております。これはまさに緊急時の避難所開設マニュアル策定においても欠かせない要素であると思っておりますが、市のこれに対する考えと当市の現状、これからの取り組みについて伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 地区防災計画は地区コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、平成25年の災害対策基本法の改正により創設された制度であり、大規模災害で行政機能が行き渡らない場合でも地区の方々や自主防災組織、企業などが主体となって行う自発的な防災活動に関し、各地区の特性や想定される災害に応じた計画を地区住民が自ら作成することが期待をされております。

災害対策基本法第42条の規定では、市町村の防災会議は市町村の地域防災計画の中に、この地区防災計画を盛り込むことができるとされており、当市ではそのような地区防災計画はございませんが、市内でも法の趣旨に合致をする取り組みもございますので、これをモデルとして地区防災計画の策定を働きかけていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 わかりました。

先日、海岸町町内会と向陽ヶ丘地区連の連携で、地震による津波発生を想定した合同訓練が行われました。受け入れ側と避難側が双方の立場で合同で訓練を行うのは市内で初めてとのことでしたが、北地区避難階段の存在を知らなかった住民も多かったとのこと、大変実のある訓練であったと思っております。

こういった取り組みはお手本とすべきものであり、市内各地域で行ってもらいたい取組の一つだと考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 海岸町町内会、向陽ヶ丘連合町内会地区防災訓練実行委員会の主催によりま

して、先月25日に市内で実施された防災訓練は、両地区の町内会組織を主体として市や消防署、消防団、警察などの防災関係機関に加え、避難施設となる学校などが協力する形で実施されたものでございます。

今回の訓練は海岸町と向陽ヶ丘、両地区の方々が連携し合い、自発的に実施を進められた防災活動として、大変意義深いものであったと考えており、地区防災計画制度の趣旨に合致するものと評価をしているところでございますし、今回訓練に参加された町内会組織の皆様や御協力いただいた関係団体の皆様には防災思想普及の観点からも敬意を表します。

市としましては、今回の自主的な取り組みを先進事例として位置づけ、これを参考に他の地区でも地区の実態に合った取り組みが行われるよう、引き続き防災思想の普及啓発に努めながら、地区防災計画の策定に結びつくような支援を行ってまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 わかりました。

地区防災計画をつくるには、体制の構築、対応の練達、環境の改善、知恵の伝承、人材の育成といった地域コミュニティならではの課題の具体化が求められます。地域の実情に即して考え、自発的に取り組み、みんなで力を合わせて展開していく日常のコミュニティ活動として行うことも要求され、いずれにしろ、地域の特性を反映しつつ地域の強みを生かした防災計画、自分のこととして感じられる手づくりの防災計画が必要になってきます。

地区防災計画の策定や運用に当たっては、その内容が実用性、有効性があるものかどうか評価されなければならず、早い段階から専門家のアドバイスを求めることが望ましいとされています。

この地区防災計画を市内全地区に広めていくためにも、町内会や団体などへの地区防災計画の説明などを個別に行い、防災への理解を得ること、要請があればアドバイスができるよう行政関係者も用意が必要だと考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 地区防災計画制度が制度化されてから5年が経過をし、計画の策定プロセス、作成主体と地元自治体との関係、取り組み課題などについては地域ごとに様々な手法があるということが、先進自治体の取組事例でわかってきておりますが、道内では策定が進んでいる自治体が少ないというのが現状でございます。

当市としてどのように取り組んでいくべきかを、

先ほど御紹介をした事例を基礎として、さらに調査研究を進め、取組方針を決定した段階において、町内会連合会など関係団体に説明し、理解、協力を得たいという考え方でございます。

その上で、各地区などへの周知に際しましては、町内会や自主防災組織などを中心に説明会などで周知を図っていくとともに、ホームページや広報紙を通じ、市民を初め市内団体、企業などにも周知を図ってまいります。

また、地区防災計画の策定は、地区の方々为主体的に取り組む必要がございます。したがって計画の策定、作成段階から地区の方々が参画することが必須でございまして、策定に向けたスケジュールも地区の意向を踏まえて考えることとなるため、実施の時期を市からは明言することはできませんが、市では平成27年3月に網走市津波避難計画を作成いたしました。この計画の策定に当たりましては、地区ごとにワークショップを開催し、地区住民の意見を反映した上で、地区ごとの避難計画を作成しておりますので、この計画を踏まえて、津波避難対象区域の中から早期に地区防災計画の策定が望まれる地区を選定をし、各地区で行う防災行動、訓練などに取り組んでいただくことを基礎として、地区防災計画の策定につなげていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 引き続き、努めていっていただきたいと思っております。

それでは次に、卯原内川右岸線道路の整備について伺います。

まず、卯原内川右岸線がどのように使われている道路であると市は認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 当該道路でございますが、地域住民の重要な生活道路であるとともに、地元漁業者の網洗い場等があり、産業道路としても活用されていると認識しているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、この道路にこれまでどんな苦情や要望があったのか、またその内容に対して市はどのような対策をとってこられたのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 住宅地に隣接する未舗装区間におきまして、砂ぼこりの発生により窓があ

けられない、洗濯物が干せない等苦情が寄せられており、舗装整備が要望されているところでございます。

市としては、防じん対策及び路面の不陸対策を検討するため、既設の路盤調査を行い、施工方法を検討しているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 その路盤調査というのはどのようなものなのか、その要望や苦情というのは何年ぐらい前からあったものなのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 路盤調査の方法については、既設の路盤を掘り起こして、その状況を確認しております。

路盤調査の結果でございますが、このまま路面に防じん処理工または簡易舗装を行うことにより、強度及び凍上に対して問題が生じるために路盤材の置きかえ等を行う改良工事が必要であるという状況になってございます。

また、先ほどいつごろから要望が出されたかということで調べたところ、平成19年から要望は出されている状況でございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 わかりました。

この卯原内川右岸線道路は、先ほどお話あったとおり、その道路の先にホタテ養殖事業の座布団洗いの作業場があります。その作業場は25年ほど前より18軒の漁業者が利用しているところであります。春の5月から6月過ぎまでの約1カ月間と、秋の9月中旬から10月中旬までの1カ月ほど、漁港からその作業場まで座布団を運ぶトラックが早朝の3時ごろから昼ごろまで走り、多いときには1軒につき20往復することもあります。しかし、道路が舗装されていないため、早朝にトラックが走る振動と騒音は地域住民にとっては苦痛なものであり、トラックが通るたびに舞い上がる砂ぼこりは日中に洗濯物が干せないほどであると聞いております。

利用漁業者が18軒ありますので、1軒につきトラックが20往復したとして、単純計算でこの作業期間に大まかに400往復程度することとなります。これがそれぞれ春と秋にあり、地域住民には大変迷惑な話ですが、漁業者にとっては作業道路として頻りに利用している大変重要な道路であります。

1次産業を担う漁業者の環境整備ともなるとともに、地域住民の迷惑を及ぼす問題解決のためにも、

優先的に舗装整備していく重要な案件であると考えますが、市はどのように捉えているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○佐々木浩司建設港湾部長 郊外道路の舗装化の要望につきましては、各地区から多くの要望が寄せられている現状でございます。今回の件につきましては、卯原内町内会及び卯原内漁業実行組合からも舗装化の要望をいただいているところでございますが、整備するに当たっては地域バランス等も考慮しながら整備の必要性、重要性を勘案し進めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 経費の問題や優先順位など、様々な問題あるとは思いますが、一日でも早い整備の着手に努めていただきたいと思っております。

終わります。

○井戸達也議長 立崎総一議員。

○立崎総一議員 一登壇一 質問に入る前に、九州を襲った集中豪雨、それからこのたびの台風15号の影響でまだまだ御苦労されている方々にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

私たちが昨年、この9月6日にブラックアウト、北海道胆振東部地震を経験し、台風15号でまだいままなお千葉県南側の地域の人たちは停電に見舞われているということで、本当に御苦労されているのだろうと、自分たちの経験してきたことですから、本当に身をもって不便、そして苦労されているのだなというふうに思います。本当に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきますと思っております。

まず、重要病害虫、シロシストセンチュウについて伺いたいと思っております。

国で指定する重要病害虫シロシストセンチュウは、平成27年度に市内の一部圃場で確認されました。平成29年度より、国の緊急防除対策が実施されております。おおむね3カ年という期限つきで蔓延防止と検出限界値以下を目標に始まりました。平成29年度より開始されたということで、今年、平成31年度、令和元年なのですけれども、完了予定でございます。

まずお聞きします。

現在市内における発生圃場の増減についてお尋ねします。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 発生圃場の増減状況についてでございますが、平成30年度まで網走で新たなジャガイモシロシストセンチュウ、いわゆるG pの発生圃場については確認をされておられません。

また、緊急防除を実施した後の土壌検診の結果、G p 確認圃場161圃場のうち83圃場で検出限界以下となったことが確認されております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 発生圃場の増減については、面積については変化がないということで、あと検出限界以下になった圃場は約半分、161のうち83ですから約半分になったということで、一定の効果は見られるのかなというふうに思います。まだまだ今年度もやっておりますので、土のほうの採取もことしの春、それから秋にもやっております。まだまだ終わったわけではないので、結果が出ていない部分もあるということで認識させていただきたいと思っております。

次に、緊急防除の対策の内容の変化と進捗状況についてお聞きしたいと思います。

緊急防除は国内でも初めてとなる作業であります。実践して初めて不具合が発見されたり、内容の変更を余儀なくされたりということ、発生圃場をお持ちの農家さんからお聞きしたところでございます。

実際のところはどのようなふうな対応をされているのか、また3カ年の期限という限定では輪作体系、圃場の位置などの関係により、必ずしも順調な進捗状況を得られていないのではないかというお話も聞かせていただきました。あわせてお聞きしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 国で実施をしております緊急防除につきましては、当初全てのG p 確認圃場で対抗作物の植栽とD - D剤を用いた土壌消毒によりまして、根絶をする予定でございましたが、発生圃場の地理的な要因によりまして、D - D剤による土壌消毒を行うことが困難な圃場もあり、殺センチュウ剤、ネマトリンですが、殺センチュウ剤と対抗作物ポテモンの組み合わせによりまして、防除についてあわせて実施をしていくこととなっております。

本年度実施計画の殺センチュウ剤につきましては、8月27日に完了、対抗植物の植栽については9月2日に完了、D - D剤による土壌消毒については9月5日をもって完了をしております。

また、一部圃場におきましては、緊急防除を実施しておりますが、検出限界以下となっていない圃場が

1 圃場あったと報告を受けております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 1 圃場で順調な進捗ではないというお話が今ございましたけれども、確かに机上で計画するものと実際現場で行われる作業、それから自然条件、それから圃場の条件、全部が一定なわけではないので、なかなかこちら側が思うように、緊急防除する側にとってはなかなか困難な状況なのかなというふうに思います。

では、緊急防除が多分終わらないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の延長というか、来年度以降についての、来年度以降も引き続き実施されていくということと理解してよろしいのでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 緊急防除につきましては、まず今年度までで終了という見込みになっておりますが、検出限界以下にならなかった圃場につきましては、引き続き国による防除が実施されるものということで認識をしております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 緊急防除という名前が変わるのかもしれないですけれども、継続されるということは理解します。

検出限界以下にならなければ、今までやってきたことも、蔓延防止の観点からも成果が得られなかったということでは何の意味もないのかなというふうに思います。引き続き行うことによって検出限界以下になり、蔓延防止もきちんと対策されているのですということを証明していただきたいなというふうに思います。

そして、このまま順調に進んでいくというふうに、やってない圃場も続けて防除をされていくということといきますと、3月に今まで大字というくりで発生地区を限定してきましたが、圃場別に作物の移動制限が緩和されるというお話を聞かされましたが、その件についてはそういうふうに理解していてもよろしいのでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 現行では大字単位での移動制限となっておりますが、本年3月に開催されました第8回G p対策検討会議におきまして、今年度実施している土壌検診の結果、検出限界以下が再度確認された場合、区域内の発生圃場の状況を踏まえつつ移動制限の解除、いわゆる未発生圃場の防除区

域からの除外を次回のG p対策検討会議で検討されるということになっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 いずれにしても早く検出限界以下を目指して、それと蔓延防止についてもきちんと取り組んでいただきたいというふうに思います。それができなければというお話なのだというふうに思います。

では、次に抵抗性品種の状況についてお聞きしたいと思います。

市内の種イモ作付農家で栽培を始めたというふうに聞いております。原原種という形になるかと思いますが、どのくらいの量を作付したのか、また普通に栽培しますと、来年度はほかの種イモ業者、種イモ農家ですね、にも栽培をお願いし種子を増やしていくというふうに思います。再来年には一定量が確保され発生圃場所有者にも配付されるのではないかとこのように考えます。どのくらいの量を目標にして栽培を続けているのかお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 抵抗性品種につきましては、今年度JAが原種の種子を受けまして、1.75ヘクタールに作付をしております、来年度末には200ヘクタール分の種イモの確保が見込まれております、令和3年には農業者に供給される予定であります。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 1.75ヘクタール、単純に60俵ぐらいなのかなと、もうちょっと低いのかなという、原原種ですから、あまりイモの成長も見られなくて、次の種イモ農家さんに持って行ってまた増やしていただくということで、令和3年に配付の予定というふうに理解しました。

その令和3年に配付される分というのが、実際600ヘクタールにある圃場に間に合うだけの量なのか、そしてそれはどのような配分をしていくのかお聞きしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 この抵抗性品種の作付につきましては、種子の生産が始まったばかりでありまして、また数量のほうも限られております。ジャガイモシロシストセンチュウが検出限界以下になった圃場での栽培に対しては、本人の作付の希望、圃場の状況、また輪作体系などを踏まえてJAから配付されると聞いております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 令和3年ということ、もうちょっと先の話になるのかということもあります。最善の方法を関係機関とよく協議していただいて、配付のほうはきちんと対応していただきたいというふうに思います。いずれにしてもまだ足りないというのは現実だと思えます。

それでは、周辺地域での状況をお聞きしたいと思います。

僕らもいろいろな情報が、麦の収穫時に錯綜いたしました。実態はどうなのか、答えられる範疇でお答え願いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 周辺地域の状況についてでございますが、本年の7月に北海道ジャガイモシストセンチウ類防除対策基本方針及びオホーツク管内シスト対策方針に基づきまして、JA、斜里町などが実施をしましたバレイショの植物検診におきまして、斜里町の2つの圃場で新たにGpが確認されたと聞いております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 今現状、シロシストセンチウの発生が確認されている網走市と、それから東藻琴村の一部の地域のほかに発生が確認されたということ、で理解させていただきました。今斜里町というお話があったと。

それでは、発生地区を含む周辺地域の関係団体との連携は、どのように進められていくのかお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 今回の斜里町での発生確認に伴いまして、8月26日に開催されましたオホーツク地域ジャガイモシロシストセンチウ対策連絡会議におきまして、斜里周辺3町の自治体、JA及び農工連も構成員となりまして、行政、農業団体、試験研究機関等が連携を密にしまして、Gp発生動向の情報の共有、防除、蔓延防止などの推進に向けた検討を行っていくこととなっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 当然、発生地域の関係機関と連携しながら取り組んでいかなければならないというのはわかります。時間もかかることなのですが、とりあえず今年度中で一回網走のほうは緊急防除は終わる。予定どおりの効果は得られているかどうかは別としても、まだ引き続きというお話になってい

る。そしてここでまた新しい地域で発生したということは、多分また同じような形をとっていくのだろうというふうに思います。いずれにしても、オホーツクの、この斜網の地区は澁原バレイショ、重要な基幹作物です。網走市だけではなくて、近隣町村も含めて、きちんとした対応を道、国に要請するなり、そして自分たちもきちんとした対応をとっていただけるよう協力をしていただきたいというふうに思います。

2点目に移ります。

でん粉工場の再編計画についてお聞きします。

オホーツク管内にはオホーツク網走、斜里、清里、小清水、美幌にそれぞれでん粉工場があります。現在、斜里、清里、小清水の各工場はそれぞれの町なり、地域で原料を賄っております。美幌工場につきましては、北見、美幌、女満別等広域によります食用イモの選外品と網走市西部地区の原料を主としているというふうに聞いております。オホーツク網走工場では市内の中部、南部の原料と、それから摩周地区、摩周地区という言い方を僕は聞くのですけれども、原料を使っているというふうにお聞きしております。

まずは管内5工場、今挙げた5工場の稼働率についてお聞きしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 管内5工場の稼働率についてでございますが、平成30年度の網走の北浜でん粉工場の操業日数は65日、稼働率は61%でありました。そのほか4工場の操業日数につきましては58日から80日間、稼働率につきましては約55%から68%となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 どの工場も稼働率100%には達していないということで、正直言ってこれは農家の中でもいろいろお話がありました。私たち生産者としては、早く終わることにこしたことはないのですけれども、やはり経済も絡んできますので、その辺はなかなか厳しいのかなというふうに思います。再編のお話が持ち上がったもおかしくないのだろうというのは、農業者の皆さんの中でもお話が進んでいました。

では次に、西地区の澁原バレイショが美幌町の農工連のでん粉工場に出荷されているというのは間違いなく、また中部、南部地区の原料は北浜にあるオホーツク網走の工場に出荷されているというのも間

違いはありません。

両工場の工場製造水というものがありまして、その処理方法について伺いたいというふうに思います。

オホーツク網走工場の製造水につきましては、操業期間で約35万トン、3分の2ですから、約十二、三万トンは畑のほうに散布しているという状況で、残り3分の1は曝気処理をして放流しているというふうに聞いております。

美幌農工連の工場製造水の処理方法については、浸透式による処理と聞いておりますが、これでもうは間違いはないでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 北浜のオホーツク網走工場の製造水につきましては、議員の御案内のとおりでありまして、放流分につきましては活性汚泥処理方式で処理をされております。

なお、西部地区が出荷しております美幌工場につきましては、タンパク質を取り除いた後に地下浸透させる排水処理方式となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 どちらの工場も一定の水質基準に基づき、きちんと処理されているものだというふうに理解します。

北浜の工場につきましては、昨日うちの畑で散布させてもらっていたというのは事実なのですが、美幌工場の浸透処理のほうなのですが、自然環境ですとか、いろいろなものに影響はないのだろうと思うのですが、何となく不安を覚えるなという気がします。というのは、美幌の工場の下流、水は高いところから低いところへ流れるので川ですとか、いろいろなところを伝って、浸透ですけれども、いずれまた蒸発するなり何なりで、影響が出てくるのかなというふうに思います。

美幌町の下流には女満別町があって、そして網走湖があります。内水面漁業への影響が心配されるのかなというふうに思います。このことについては、また別の機会でもう質問はさせてもらいたいと思います。

管内におけるでん粉工場の再編に向けた動きについて、いろいろなお話があると思うのですが、その辺については原課として把握されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 でん粉工場の再編の動向

についてでございますが、オホーツク農協連では畑作関係では合理的な輪作体系の確立、シストセンチュウ類の密度低減に取り組むためにも輪作体系を、畑作、3年輪作から4年または5年の輪作体系の確立を目指すこととしておりまして、それに伴ってバレイショ生産量の減少、さらには需給の見通しを踏まえつつ、でん粉工場の整理統合の検討を進めることとなっていると承知をしております。

現在は、斜網ブロックでん粉原料バレイショ対策協議会におきまして、整理統合の協議がなされていると聞いております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 再編計画についてはまだ、大きなくくりでいけば理解はしているのですが、きちんとした範疇の中でどういうふうになっていくかというのは未確定情報というふうに理解させていただきます。

再編計画の話が関係者の中で持ち上がっている以上、いろいろと問題がというか、考えなければいけないことが出てくるのだろうなというふうに思います。先ほど質問させていただきましたシロシストセンチュウのことですとか、それに伴い澱原バレイショの面積の減少というのは、これはやむを得ない話だと思いますし、それから他作物への転換によってやっぱり原料が不足してくるのではないかと、いろいろなことが重複して心配されるころなのですが、そこはやっぱりきちんと議論していただいて、どういった形で再編をしたほうがいいのか、どういうふうに進めていくのかがいいのか、時間も限られてくることでしょうし、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 バレイショでん粉の生産につきましては、やはり先ほどもお話ししましたとおり、輪作体系の確立並びに議員のお話のありました病害虫の問題などから原料も不足してくるというふうに思っております。再編というお話が出てきているのだというふうに思っております。

この再編につきましては、やはり生産者に不利益が被らないような方向に進めていっていただきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎総一議員 1次産業全体に関わる話だと思います。ぜひともよりよい方向性を導き出して各種議論を進めていただきたいと思います。

終わります。

○井戸達也議長 松浦敏司議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 通告に従って質問をしてまいります。

質問の前に、さきの九州の水害そして今回の台風15号による関東地方の災害に対して、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、早速1項目めに入ります。

投票率向上の取り組みについてであります。

公職選挙法は、戦後新しい憲法のもとに国及び地方の政治に民意を反映させる手段として、多くの公職について公選制が採用されました。公職選挙法は国民主権主義を基調とし、民主主義を理念とする日本国憲法の精神にのっとり、衆議院、参議院並びに地方公共団体の議員、議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明された意思によって公正に行われることにより、民主政治が健全に発達することを目的として制定されております。

選挙制度の基本原則、国民は主権者であり国の政治の主人公ですが、原則としては選挙を通じて代表を選び出し、その代表によって国政に参加し、意見を反映させることになっております。したがって、立派な代表を選び出す選挙は政治の基礎となるものであります。民主主義を貫くために、3つの原則が確立されております。

そこで初めに、選挙制度の基本原則である3つの原則について、わかりやすく述べていただきたいと思っております。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 選挙制度の3原則につきましては、まず一定の年齢に達した全ての国民に選挙権が認められる普通選挙の原則、一人一票で人種、心情、身分、財産などで差別されない平等選挙の原則、誰に投票したか秘密が守られる秘密投票の原則、以上の3つになっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そうということであります。

まず伺っていきますが、市選管としての投票率向上の取り組みについてであります。

近年は国政、地方政治ともに回を重ねるごとに投票率の低下が続いております。市選管としても苦慮していると思っておりますが、投票率向上に向けたこの間の取り組みについて伺います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 投票率向上に向けての取り組みにつきましては、各種選挙におきまして、市本庁舎前に投票啓発看板の設置、広報あばしりによる選挙期日、期日前投票期間等の周知、ホームページによる選挙周知と投票喚起、テロップ付き自動販売機を利用した選挙啓発、投票日前日と当日の広報車による投票参加の呼びかけのほか、市議選におきましては選挙公報のホームページ掲載など、様々な方法と媒体を通じまして選挙の周知と投票喚起を行っているところでございます。

また、ポスター掲示場につきましても、選挙啓発の重要な媒体であることから、今回の統一地方選ではポスター掲示場の設置時期を早め、北海道選挙管理委員会オホーツク支所と合同で街頭啓発を行い、また参議院選からは選挙公報を市本庁舎、西庁舎、エコーセンター、市内の各コミセンに備えつけ、周知の強化を図ったところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そういう取り組みをしてきたということではありますが、次に移りますけれども、しかし投票率が上がらない状況に変わりはないということでありまして、この投票率が上がらない要因について、市選管としてはどのような見解を持っているか伺います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 投票率の低下につきましては、全国的な傾向になっていると認識をしております。

これまで市選管では、投票率が上がらない要因に関する調査を実施したことはございませんが、NHKが本年8月2日から3日間にわたり、今回の参議院議員選挙の投票率が過去2番目の低さになったため、全国の18歳以上の男女を対象に世論調査を行っております。

その結果によりますと、政治への関心が低いからが36%と最も多く、次いで投票しても政治は変わらないからが27%、明確な争点がなかったからが13%、投票したい候補者や政党がないからが9%、現状のままでもいいと思うからが8%という状況になっており、世論調査の結果からも政治への関心の低さが影響している部分があるのではないかとというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ある意味私もそれはよく理解できます。ただ、なぜそうなったのかということです。

基本的な問題というのは、実は国政に対する政治不信、これがあるのだらうと。公約を平気で破るようなことが続いていたと。

とりわけこの投票率が極端に下がり始めたのは平成に入ってからです。1991年にバブルが崩壊しました。その前段では消費税の3%、これが成立しています。このときに何が言われたかといえば、福祉のために使うからこの3%を何とか認めてくださいということで、国会で大議論になって、結果として通ったと。しかし、その結果はどうかというと、福祉に使われたのはほんの一部しか使われていないということがわかってきたと。

さらにはバブルが崩壊した。その後、何が起きたかといえば、各金融機関の様々な不動産から何から急速に下がる状況の中で、金融機関そのものが危機的状況に陥ると。そして住専というのがあります。住専問題、長銀の問題、そしていろいろその危機的状況を救うのに、国は1兆円規模の国費を投入すると。こういう形で、金融機関を保護してきたと。これに対する国民の不信というのも当然あったのだらうというふうに思っています。

そこで、ちょっと市の選挙の歩みを見ますと、実は平成元年に参議院選挙が行われています。このときは投票率70.46です。ところがその3年後、平成4年の参議院選挙では56.69というふうに、この辺が実は急速に政治に対する不信というのが多分あったのだらうと。

その後も国民を裏切るような政治が平気でやられてきたと私は認識しているのですけれども、ほかにあるのは実は公職選挙法です。これは昔、私が若いころ、二十歳のころというのは、選挙に入っても名前と写真入りのビラは自由に発行できた。それが次々禁止になると。そして拡声器を使う宣伝も規制が起きるということで、実は今国政選挙になると、候補者カー以外は基本的には走れない。

ですから、国政選挙になると全く静かになって、選挙をやっているのかというふうに、ことしの選挙のときに小泉進次郎さんが言うておりましたけれども、そんな状況に実はなっているのですよ。だから、選挙をやっていることがわからないぐらい有権者には選挙の内容が知らされないということです。そして政治不信もありましたし、政治をこれによって変えると、変えられると思えないというような、まさに政治不信です。

こういった状況の中で、実は今この現状にあるの

だということが、根本に原因としてあるのだらうと、私は勝手に認識しています。多分合っているのではないかと思います。

次に移りますが、次の期日前投票の関係については、昨日澤谷議員に対する質疑がありましたので、この部分はカットさせていただきます。

次にもう一つ、期日前投票の関係で、公的施設や商業施設などで投票ができるようにする、そういうことが今言われております。今年の参議院選挙が終わった後、テレビ討論会で自民党の羽生田議員が期日前投票をやはり公的施設や商業施設などでも投票ができるようにすることも検討する必要があるというふうに言うておりました。

当市においても、これまでも私も以前質問をしておりましたけれども、公的施設や商業施設などでも投票ができるように改善が求められているというふうに思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 期日前投票所の複数化につきましては、投票者の利便性向上につながるものと認識はしております。

その一方で、選挙によっては最大で半月近く施設を占用しなければならないことや、投票管理者、立会人、投票事務従事者などの人員の確保、このほか二重投票防止のためのオンライン化システムの構築費用などに課題がございますため、当市におきましては現状では難しいと考えておりますが、引き続き開設の可能性について研究をしてみたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 確かに言われるとおりですね。そういう点では簡単ではないけれども、しかしそういったことも含めてやっていかなければ、なかなか難しい点があるというふうに思います。

それで、オンラインの関係で言えば、国の交付税措置もあるというふうにも聞いています。そんなこともぜひ検討の中で研究していただきたいというふうに思います。

次に、投票所ごとの投票率の状況についてであります。

市内各所に28カ所の投票所が設置されております。投票所によって、投票率が大きく違いが出ているというふうに思いますが、その点でどのような認識を持っているか伺います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 過去5年間の選挙で、全体の投票率と各投票所の投票率を比較いたしますと、郊外地区では一つの投票所を除いて全体の投票率は上回っており、市街地区では4つの投票所が全ての選挙で下回っている状況となっております。

各選挙区におきまして、有権者数が異なっていることもあり、有権者の少ない郊外地区は比較的投票率の高い高齢者が多く、有権者数の多い市街地区は年齢層が多種多様であり、それぞれの地区の状況にもよると思われますので、投票率が低い投票所の要因を分析することは難しいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 確かに一概には言えない。やはり問題は、いわゆる網走市内ですよね。市内の部分で、その中でもやはり違いが出てきているということでもあります。

確かに地理的条件などもありますし、その地域の高齢化率や身体に障がいのある人たちなどのこともあるのだろうというふうには思いますが、やはりそういったことも含めて、そういう人たちが投票のしやすいような環境をつくっていかねばならないのだろうというふうに思います。

次に移ります。

どの選挙においても投票率が低い投票所が幾つか実際にあるというふうには、私は感じておまして、市選管としてその要因についてどのような認識をしているか、改めてまた伺いたいと思います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 先ほどもお答えをいたしました。各投票所の投票率の傾向は、それぞれの地区の状況にもよると思われますので、投票率が低い投票所の要因を分析することは難しいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 では、次に行きます。

投票所の改善についてです。

区割り、あるいは設置増に関係してでありますけれども、この間投票率が低下しているにもかかわらず、投票所が減っております。この減らした投票所と減らした理由について伺いたいと思います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 近年では平成28年に女性センターの施設廃止に伴いまして、やむを得ず投票所を廃止いたしました。廃止した理由といたしましては、施設の老朽化によるもので、近隣に代替とな

る投票所を検討いたしました。代替施設が見つからなかったため市役所に統合したものでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 事実はそうですね。事実はそうなのだけれども、しかしこの女性センターに投票に行っていた人たちからは、私の耳にも相当入ってきているのですけれども、鉄南地域とか錦町の有権者の皆さんから、なぜ女性センターがなくなったのにそれにかわる投票所をつくらぬのかと、あるはずだろうと。例えば鉄南会館なり、錦町会館なりあるのに、そこを使わずにわざわざ市役所まで行かなければならない。タクシーに乗ればワンメーターで行っていたのが、今度さらに料金がかかるんだというようなことを言われて、私のところにも意見が寄せられていました。

この点について、やはり市役所に投票所を併合するのが一番簡単な方法ではあるけれども、やはり錦町や鉄南地域の皆さんに不便をかけるのは明らかですから、その点での選管としてはどのような議論が行われて、具体的に私も名前挙げましたけれども、そういったところの検討はしなかったのか伺います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 鉄南、錦町地区の地域の方からは、投票所までの距離が遠いということで御意見をいただいております。大変御不便をおかけしているというふうに認識しているところでございます。

今回の施設廃止に伴いまして、市選管といたしましても代替の施設という部分を地域の中で一応検討はいたしました。駐車場の問題ですとか、バリアフリー化の問題ですとか、あと交通量の問題ですとか、様々ないろいろな角度から検証はいたしました。その時点では残念ながら施設というのは見つけることができませんでした。

引き続き、他の議員からも市民の意見として、不便になっているという御意見もいただいておりますので、今後さらにいい方法がないかというのは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 錦町会館も大変立派になったし、周りにも空き地もあるようですから、そういったことも周りの状況も決して悪くないなというふうに私なんかは思っているところです。

次に行きます。

投票所の区割りについてであります。幾つかの

地域から改善を求める声が出されておりまして、私自身も2年前でしたか、質問で取り上げたことがあります。この点について市選管としての認識について伺います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 選挙管理委員会には投票所の区域割りにつきまして、意見というのは直接ございませんが、例えば地域の総意といたしまして区域割り等の要望があった場合には、区域割りの状況を見ながら対応してまいりたいということで考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司裕議員 状況を見ながらということですが、先ほど具体的に女性センターの関係を言いましたけれども、前回も私の質問の中で挙げたのは、そのほかにも駒場の地域、例えば具体的に南コミセンがすぐ近くにあるのに、駒場南8丁目の人は遠く駒場北4丁目の駒場の住民センターまで行かなければならないという問題。それから鱒浦の人たち、あの鱒浦の集会場に行かなければならない。あそこはもうバリアフリーにもなっていません。それから駐車場はもう二、三台とめたらもうびっしり、橋があるというような状況で、あの悪条件の中であれだけの有権者が投票に行くというのは相当大変です。少なくとも羽衣団地やオホーツク団地、あるいは南小近くの住民の皆さんは、南コミセンに投票に行ったほうがはるかに投票しやすい。交通の便もそうです。駐車場も広いということで、そういう声は実は具体的に私のところにも届いています。

こういった点で、やはりこういう有権者の声ですから、市選管としてやはりこういった問題を選挙管理委員会として検討すべきだと思うのです。私の勝手な解釈ですが、なかなかそういったことが、この間選挙管理委員会の中で、具体的な議題として上がって議論してきたのかなというふうに私は疑問を思うわけです。

そういった意味で、ぜひ選管として今後検討してほしいと思うのですがいかがですか。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 先ほども御答弁いたしましたが、投票所の区割り問題につきましては、地域の総意として要望があった場合には、その状況を見ながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 要望があった場合というところが多分みそだと思うのですが、実際に議会で私も含め他の議員も、この投票率向上に向けて取り上げているわけですから、これは直接住民が市選管に声を寄せるというのはなかなかこれハードルの高いことなのです。そういう意味では、私たちも具体的に住民から聞いているわけですから、こういった声が議会でも議論になっていることを踏まえて、選挙管理委員会として、ぜひ今後具体的に検討を行っていただきたいということであります。

次に行きたいと思いますが、もう1点最後に強調したいのは、やっぱり選挙制度の基本原則という選挙の平等の原則、投票の自由、選挙の公正の原則と、この3つの原則にやはり近づけるために、地方の選挙管理委員会としてできることはそんなに多くはないにしても、やはりこの立場に立って努力をすることが求められているというふうに思っております。

次に移りたいと思います。

○井戸達也議長 松浦議員の質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時18分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。一般質問を続行します。

松浦議員。

○松浦敏司議員 次に2項目めに移ります。

出入国管理法に伴う問題ということであります。

現在日本で暮らす外国籍住民数は、2018年末時点で273万1,093人、これは特別永住者を含むものですが、そのようになっております。

在留資格別で見ると、永住者の割合が最も多いのはアルバイトをしている留学生や、続いて技能実習生が高い割合を占めております。国別で見ると、中国に続いて最近ではベトナムが第2位となっております。2017年11月から新たな外国人技能実習制度がスタートしました。受け入れ企業への監督を強める一方で、これまでの製造業などを対象としてきた同制度に対人サービスとしての初めて介護職にも解禁されました。

国の予算では、制度の適正かつ円滑な運営のための予算として36億円を計上、そのうち34億5,000万円を外国人技能実習機構への交付金としております。

機構は法務大臣、厚生労働大臣から事業の委託、監督を委任された組織であり、外国人技能実習生を

実際に受け入れる監理団体や受け入れ企業の許可や認定、調査や監督を行うと、このようになっています。

これまで、技能実習制度によって、外国人労働者を国際貢献の名目で安価な労働力として受け入れ、劣悪な労働条件と無法なピンはねなど深刻な人権侵害を生み出してきたのも事実であります。報道でも外国人労働者の失踪は年々増加し、2014年に5,000人の失踪者が出ていと指摘されています。

このような中で、2019年ことし4月1日、日本で外国人材の受け入れを拡大する改正出入国管理法が施行になりました。

そこで何点か伺ってまいります。

外国人技能実習制度についてであります。

技能実習生になろうとする者は、送り出し国において送り出し実務を担当する送り出し機関に応募する。その際、出国前研修や送り出し実務等に対する対価として手数料を支払う。日本側では、受け入れ企業を傘下に持ち、送り出し機関との間で契約を結んで、監理団体が存在する。監理団体は送り出し機関と共同して受け入れ企業と実習生候補者との間でマッチングを行い、両者間で雇用契約が締結されるようになっております。

雇用契約が企業側と行われ、実際に実習が始まることとなりますが、その後どのような形で更新されて技能実習することになるのか、まず伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 外国人技能実習制度の企業の契約の更新についてでございますが、雇用契約につきましては受け入れ企業と技能実習生の間で締結をされることとなります。

契約期間は受け入れ企業ごとに異なりまして、単年度契約で都度更新する場合もあれば、当初から技能実習2号の取得、つまり3年間の在留を視野に入れて3年契約の場合もあります。

在留期間につきましては、技能実習1号が1年以内、2号が2年以内、3号が2年以内となっており、合計が最長5年間在留ができます。在留期間を更新するためには、技能評価試験を受験しまして合格することが必要でございまして、技能実習1号は2号になるため基礎級、2号であれば3号になるため3級に合格することが必要でございます。

試験に合格した後に必要書類、在留期間許可申請書を地方出入国在留管理所に提出し、在留期間を更新することとなっております。

なお、契約に係りまして報酬や待遇につきましては、技能実習法において日本人と同等以上であることが条件となっております。これらについては監理団体により技能実習生ごとに作成する技能実習計画により認定団体であります外国人技能実習機構の認定を受けることとなっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ところでちょっと私が疑問に思うのは、いわゆる1号、2号が済んで、そして3年目が終了した段階で一旦帰国しなければならないというふうになっていると思うのです。この帰国して来日すると実習生3号、4号、5号というふうにもなるだろうというふうには思うのですが、こういった3号、4号、5号の労働者というのはどれくらい、もしつかんでいけば伺いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 技能実習制度におきましては、技能実習の3号までございまして、2号を終了した場合は一旦帰国ということになってございます。3号になりましたら、もう一度こちらのほうに来まして2年間の在留ができるということになっておりますが、その人数については市としては把握してございません。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司 わかりました。

次に移りますが、当市においても外国人技能実習生を受け入れておりますが、受け入れる組織というのは幾つあるのか。また、外国人労働者数、国別の人数について、どのように把握しているか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 技能実習受け入れの組織、監理団体及び国別の受け入れ人数についてでございますが、網走市内には監理団体は2団体ございます。技能実習生につきましては、住民基本台帳により把握をしております。8月末現在で217名となっております。国別につきましては、中国国籍の方が161名、ベトナム国籍の方が50名、インドネシア国籍の方が3名、カンボジア国籍の方が3名となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

圧倒的に中国人が多いというふうになって、先ほど私も前段で言いましたけれども、続いてベトナム人というふうになっていることがわかりました。

全国的にも外国人労働者の推移というのは、右肩

上がりで推移しておりまして、特にこの3年ほどは急速にその人数が伸びているというふうになっていまして、その中でも技能実習生といわれる労働者の数が増えております。

次に移ります。

外国人労働者の網走の状況についてであります。

当市においても外国人労働者、いわゆる技能実習生が年々増えている状況にあるとは思いますが、一般的には水産加工業者というのは承知しているわけですが、ほかにはどのような業種で技能実習生が働いているのか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 受け入れ業種につきましては、住民基本台帳では確認ができないために、市の農林水産部が市内監理団体に聞き取りをしたものでございまして、全てを把握しているものではございませんが、水産加工業での受け入れがやはり最も多く、全体の64%を占めてございます。それ以外の受け入れ業種につきましては、畜産農業、食鳥処理加工業、牛、豚、牛豚食肉処理加工業での実習がなされていることを確認しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 農業にもあると、他の業種にもあると、多分日本ハムにも来ているのではないかなというふうには私は思っていますが、それはとりあえずわかりました。

それで次に、特定技能1号、2号など留資格についてです。

2019年4月1日から改正出入国管理法が施行されて、新たな制度で再度になりまして、通算で5年滞在できるようになりました。どのような更新手続きが必要なのか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 新たな外国人の受け入れ制度でございます特定技能についてでございますが、特定技能1号として国内で就労するためには、技能実習2号を修了した者か、修了を希望する各専門分野の特定技能評価試験及び日本語能力試験に合格することが必要とされております。

雇用契約につきましては、就労する外国人と受け入れ機関が特定技能雇用契約を結ぶこととしております。この特定技能契約につきましては、従事する業務、労働時間、報酬額、有給休暇などについて、日本人と同等以上であることが義務づけられているとともに、受け入れ機関では雇用した外国人に対し

て決められた支援を行う義務が生じております。

また、受け入れ機関では、特定技能外国人支援計画を策定しまして、監督省庁であります出入国管理庁に届け出を行うとともに、必要に応じて指導助言を受け、外国人の支援を適切に実施することとなります。

特定技能1号の在留期間につきましては、申請者ごとに異なりまして、4カ月、6カ月、1年ごとの更新が必要で、最長5年間の在留が可能となります。特定技能2号は6カ月、1年、3年ごとの更新となり、在留期間の上限はございません。

在留期間の更新につきましては、在留期間が終了する日よりおおむね3カ月前から更新申請が可能となりまして、必要書類、在留期間許可申請書を地方の出入国在留管理所に提出をしまして更新することとなっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 無期限という話もありました。

今回改正された出入国管理法によって、これまで受験をして在留期間を更新してきたのが、技能実習を3年間修了した者は無試験での移行が認められるというふうにも私の調べではあるのですが、そういったことは間違いはないか確認したいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 特定技能1号になる場合につきましては、技能実習2号を修了していれば移行ができるというふうには確認してございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 つまり試験がなくても更新できるというふうになるわけです。

今の政府は今回のこの改正によって、向こう5年間で最大34万5,000人を特定技能の在留資格で受け入れる考えであります。さらに特定技能2号の者については家族の帯同も許されておりまして、いわゆる配偶者や子供への在留付与というのがあります。及び定住化が狭き門ではあるけれども認められているようであります。

今後も外国人の住民が増えることになるというふうに思います。そういう意味では、自治体としても増加している外国籍住民に対して、共生を目指す体制を構築することが急がれているのだというふうに思うところであります。

それでは、次に移ります。

外国人労働者（技能実習生）と行政が果たす役割についてであります。

前段で私が申し上げましたように、これだけ網走でも二百四十数名いらっしゃるわけですから、この技能実習制度については、この制度そのものは前身である研修制度というのがありましたけれども、この時代からの流れでありまして、労働関係法令違反や人権侵害が指摘されてきたのが、前身の研修制度であります。

問題の多くは、技能実習制度の構造に由来するものでありまして、制度の廃止を含めた抜本的な見直しが必要だというふうなことも言われております。

技能実習制度は、技能移転による国際貢献を目的とする制度となっています。しかし実際はどうかというと、就労現場では技能や知識の習得ではなく、結果として低賃金の非熟練労働者としての受け入れがなされているケースが多く、制度目的と実態との間に極めて大きな乖離が存在しているというのが実態ではないかと思えます。

また、制度の目的である技能移転が行われていないという指摘もあります。実際には、技能実習生が自国に帰って技術が生かされていないと言われております。

市はこの技能実習生の状況について、どのように把握しているか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 技能実習制度による技術移転の実情と技能実習生の状況の把握につきましては、議員の御指摘のとおり、従前外国人労働者として扱われている事例が多いことや、劣悪な実習環境や低賃金などが社会的な問題となりまして、2017年11月に外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律、いわゆる技能実習法が施行されたというふうに認識をしております。

技能実習生の状況の把握につきましては、住民基本台帳や網走にある監理団体及び一部受け入れ機関への聞き取りにより、国籍や人数は確認をしておりますが、技能実習生の務めであります本国への技術移転の状況については、市としては把握してございません。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 私がこの質問をするきっかけとなったのは、ある市民から、網走市内ではないけれども、いわゆる近隣の町で技能実習生として来たけれどもなかなか厳しい状況にあるということで、この技能実習生について実際トラブルが起きているというようなことで、網走では聞いてはいないけれども、

ぜひそのようなことがないようにしてほしいという、そういう声があって、あえて質問をさせていただきましたけれども、やはり大事なことは団体任せにしない、ぜひ市としても監理団体としっかり連携して極力トラブルの起きないように形で、実態を把握することが大事だというふうに思うのですが、その点で基本的な考え方を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 技能実習生の状況把握についてでございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、国としてこれまでに生じた問題や課題に対処するために、新たに技能実習法を制定し技能実習制度の適正化を図ったというふうに認識をしております。

以前は監理団体や実習者の責任が不明確、技能実習生の保護体制が不十分だったということから、技能実習法では監理団体については許可制として報告の徴収、改善命令、認定の取り消しなど厳しい規定が設けられました。

一方、優良な監理団体であれば受け入れ人数の拡大や許可有効期間の延長などの優遇措置も設けられております。また、監理団体や実習実施者における技能実習に対する監理監督体制も強化をされておりました。技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、計画の内容や受け入れ体制の適正性を審査され、認定を受けることということになっておりました。トラブルの未然防止の仕組みがつくられております。

当市での状況につきましては、市内にある監理団体、実習実施者はトラブルの発生事象もなく、優良な監理団体、実習実施者に認められ、技能実習が行われているところでありますが、今後も監理団体、実施者等の間では情報の共有に努めていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひその辺はよろしく願いしたいと思えます。

次、3項目めに行きます。

学校給食の無償化についてであります。

学校給食法では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実態に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることを

目的とする法律（学校給食法第1条）とあります。近年、食をめぐる情勢の変化に対応して、制定以来初めて改正がなされたわけです。

昭和29年6月3日の制定時においては、学校給食の目的を定める上での考慮事項として、国民の食生活の改善への寄与が掲げられておりましたが、平成21年4月1日の改正法では、日本における一般的な食生活の現状に鑑み、同文書は削除され、変わって食に関する正しい理解と適切な判断力を養う点を盛り込まれました。また、いわゆる食育を重要視する観点から、その推進も新規に盛り込まれました。

国及び地方公共団体の責務では、国及び地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない（学校給食法第5条）とあります。この基本的な立場から何点か質問してまいります。

初めに、学校給食の目的について、どのようなことが書かれているか、まず伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校給食の目標につきましては、7つの目標が掲げられております。

1つ目には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

2つ目には、日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

3つ目には、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。

4つ目として、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5つ目として、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

6つ目に、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深めること。

7つ目に、食料の生産、流通及び食品について正しい理解に導くこと。

この7つが学校給食の目標として掲げられているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 非常にすばらしい目標だというふうに思います。私も学校給食を食べた世代といたすか、それは地域で独自でやっていたものですが、それがあったからこそ今があるなど。つまり

貧しい生活の子供たちは、家庭ではろくなものが食べられない時代だったのです、私の時代は。それが学校給食で何とか栄養のバランスが整うことができたという点では、基本的にはそれが給食で大事なことだと思っております。時代は違ったとしても、今子供たちの食生活が豊かかという、家庭によって違いますけれども、必ずしも豊かとは言えない状況にあるのだなというふうに、私は感じているところです。

そこで、まず最初に子供の貧困化についてです。

近年の日本では、貧困に悩まされている子供の数がふえ続けております。子供に貧困問題は決して放置できない問題であります。

貧困には、絶対的貧困と総体的貧困の2種類があると言われております。絶対的貧困は着るものがない、食べるものがない、住む場所がないといった、衣食住において充実感を欠き、人間としての最低限の生活を営むことができない状態をいってと言われております。それに対し、総体的貧困とは国民の年間所得の中央値の50%に満たない所得水準の人々のことを指しております。つまり、金銭的に困っているのが総体的貧困と、生活全てにおいて低水準で貧しい思いをしているのが絶対的貧困と言われております。

私の経験でも絶対的貧困の方との出会いは数件ありましたけれども、数件しかありません。しかし、日本の総体的貧困も子供の生活や将来に大きな影響を与えるものであります。また経済の損失にもつながる重要な問題となっているため、解決に向けた対策が必要であります。

厚生労働省が発表した、平成28年国民生活基礎調査によると、日本の総体的貧困率は15.6%となり、子供7人に1人が貧困状態にあると言われております。また総体的貧困率の15.6%のうち、半数がひとり親であることも大きな問題であります。

ひとり親の場合、家事と仕事、育児を一人で行わなければならない、家事や育児の比重が高くなるほど、ただでさえ切迫している生活がより苦しいものとなる。金銭的な問題だけでなく、日々の疲労やストレスが蓄積されていくと、身体的、精神的な問題にもつながっていくと、専門家は指摘しています。

そこで何点か伺います。

市教委は子供の貧困の状況について、どのように把握しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 内閣府によりますと、総体的貧困率は子供全体に占める所得中央値の50%を下

回る所得しか得ていないものの割合としております。平成27年の率となりますが、総体的貧困率は15.6%、また子供の貧困率は13.9%となっているところでございます。

教育委員会といたしましては、要保護、準要保護の該当世帯が支援を必要としている世帯として認識できるものと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そこで伺いますけれども、要保護、準要保護について、認定率というのはどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 就学援助を受けております要保護、準要保護の児童生徒数の認定率は、平成26年度では24.2%、29年度では22.2%となっており、平成30年度は23.2%となっております。

その年その年によって、世帯の人数構成が変わるといってもございます。1軒1軒の状況の把握はしておりませんが、ここ五、六年の推移を見ますと、準要保護世帯は21%から22%の後半で推移しており、ほとんど差はない状況にございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 率としては、変わらないということでありました。

市教委としては、子供の貧困の原因についてでありますけれども、どのように捉えているのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 子供の貧困につきましては、その世帯の状況における低所得や失業などが主な要因として挙げられておりますけれども、世帯ごとに様々な要因が絡み合っているものと認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 様々あると思います。

それで、子供の貧困の原因は、大きく分けて2つあるというふうに言われています。

1つにはやはり親の収入、そもそも子供には収入がありませんから、親が非正規雇用や定職になかなかつけないというような根本的な原因。

2つには、日本の社会のルールで、現在の日本にはまだ学歴主義というのが、風潮というのがまだ残っているというふうに言われています。

そこで、大きな要因である親の収入について、市教委は要保護、準要保護について生活保護費の1.3

以内ということで、これは私もよく1.3で頑張っていると、中には1.2とかというところもありますので、それは頑張っているとは思いますが、ただこのラインから外れる人たちというのが、実はちょっとした収入がオーバーしたために、ここに就学援助の対象とならない人たちが一定数いるのですね。この部分が多分大変なことだと思うのです。結局、就学援助がないというようなこともありますから、ほかの教材費や給食費も含めて、やはりやりくりが相当大変になっているというのが現実ではないかというふうに私は思うのです。こここのところに大きな問題があるというふうに考えていますが、市教委としてはどのような見解を持っていますか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 平成25年の生活保護基準の見直しによりまして、基準額の引き下げが行われたことに伴い、準要保護世帯の認定に当たりましては、生活困窮者のセーフティネットの観点から、生活保護基準の1.3倍未満としているところでございます。

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対しましては、1.3倍未満の基準に基づき、学用品費、給食費、修学旅行費、医療費などの支援を行っております。

準要保護の認定に申請いただいた世帯以外の所得の状況につきましては、確認できないところではありますが、親の収入などに関しましては、経済動向に左右されるところもあると思いますので、引き続きこの1.3倍未満の基準を維持した中で進めていきたいと考えております。

また、子供の貧困対策についての国や北海道の施策の動向にも注視しながら、必要な支援に取り組んでまいりたいと思います。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひ頑張っていたきたいのですが、やはりさっき言ったように、そこから若干の収入の違いによって外される人たちがやはり相当大変になるということも、ぜひ認識の中に入れておいてほしいなというふうに思います。

次に移ります。

子供の貧困がもたらす社会的損失は大きいというふうに言われています。日本子供の貧困対策チームというのがありまして、子供の貧困の社会的損失推計の調査によれば、子供の貧困がもたらす社会的損失は42.9兆円に及ぶというふうな指摘もあります。

なぜこのような数字になるかという、貧困家庭の子供は一般的な家庭と比べて、学習環境が悪く、能力も低くなる傾向にある。これは私と同じですかね。このことが社会的損失に直接つながるといふふうに言っております。学力が低いと大学の進学どころか、高校への進学も危ぶまれる。学歴が低いと、非正規雇用や低賃金で働かざるを得ない。このような悪循環が日本全国多くの人の間で起こってしまうと、この人たちが納める税金よりも生活困窮のために生活保護などの支出が多くなり損失が生まれると、このような指摘もしています。

このような指摘に対して、市教委としての基本的な見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 生まれ育った環境において教育の機会が得られない子供たちや、健やか成長に必要な環境が整っていない子供の進学率が比較的低いことにより、将来の収入源による税収減少と生活保護などの社会保障費負担の増大を理論とする、内閣府の取り組みについては認識しているところでございます。

当市といたしましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学習サポートなどを実施しているほか、就学援助におきましてクラブ活動費などの項目を拡大して支援しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

次に、保護者の負担状況についてであります。

給食費の保護者負担は、食材費を負担することになっているというふうに思いますが、市の負担の状況と保護者の負担について、改めて伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校給食にかかわる経費の負担につきましては、市民の皆さんの税金で賄う部分と保護者に負担していただく分が、学校給食法において区分して示されております。

運営に必要な施設整備の整備費、調理従事員等の人件費につきましては、学校の設置者が負担し、それ以外の経費である食材利用費、光熱水費などにつきましては保護者の負担とすることとなっておりますけれども、当市におきましては、食材料費のみを保護者負担としております。

その上で学校給食の保護者負担につきましては、

経済的に困窮している世帯においても、給食が提供できますよう就学援助制度の中で対応しているところでございます。

井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

本来だと保護者負担は食材と光熱費もあるけれども、当市では食材費のみということでもわかりました。次に、給食費の滞納状況についてであります。

○井戸達也議長 松浦議員。

松浦議員の質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

松浦議員。

○松浦敏司議員 次に、給食費の滞納状況について伺います。

保護者の生活は年々厳しい状況にあると思います。労働者の賃金が上がらない状況が続く中、2014年に消費税が8%に増税になり、可処分所得が下がる一方ということで、統計によると年間25万円結果として収入が下がっているというふうな調査もあります。そして、来月10月からは消費税が10%に引き上がると、こういう状況であります。保護者の生活はさらに厳しくなるということでもあります。

小中学校の保護者のほとんどは年齢が若いということから、所得が低いのが現実であります。このような状況の中で、経済的に厳しい家庭、とりわけ就学援助を受けられずにいる人たちにとっては、この給食費を払うに払うことができないという方もいらっしゃると思います。近年の小学校、中学校での給食費の滞納状況について伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 平成30年度の給食費の未納状況は、小学校で24万1,274円、中学校で25万1,035円、合計で49万2,309円、未納率は0.35%となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そこそこの数字だなというふうに、以前とそれほど変わるような状況もないのかなというふうにも思います。

次に、網走市の学校教育に関するアンケート調査というのが、私の手元にあるのは平成19年の9月で

ありましたけれども、この中で意見要望等に、学校給食費について若干気になることが書かれておりました。30代の女性が給食費の滞納に対してしっかりやってほしい。子供たちの楽しみにしている給食の質が落ちてかわいそうと。不公平感を感じていますというようなことで、場合によっては、もう連帯保証人制度も取り入れてもいいのではないかとというような、非常に気になる内容であります。感情としてはわからないわけではありませんけれども、ここまで言わせるのかというようなことも私も感じておりました、しかし、今でもこれに類する声というのは聞くことがたまにあります。

市教委は、このような声に対してどのような基本的な見解を持っているか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 給食費滞納の理由としましては、そのほとんどが保護者の納入意識の欠如が主な要因となっております。

保護者間の負担の公平を欠くということにもつながりますことから、滞納者への督促を行うとともに、給食費納入についての理解と意識づけを積極的に求めてまいりたいと思います。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ただ私は、今言われた納入意識の欠如というような、保護者の負担の公平を欠くと、確かにそれは事実だというふうに思うのです。ただ、この問題で公平性に欠くというようなことを余り強調しすぎると、保護者間の対立にもつながるといようにも思いますので、そうならないためにも私は給食費の無償化が必要だというふうに主張しているわけでありませぬ。

次に移ります。

憲法26条では、義務教育はこれを無償とするというふうになっております。前段で様々な問題を指摘し、議論してきましたが、行く着くところはやはり憲法だというふうに思っています。憲法26条は、教育、義務教育はこれを無償とすると書いておりますし、しかし現在、無料なのは授業料と教科書代だけとなっております。本来、国が憲法26条に基づいて学校給食費についても無償化すべきだというふうに思うのですが、市教委としてはどのような見解を持っているか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 憲法解釈の判断を網走市としてはお答えできませんけれども、学校給食法にお

きましては、食材料費、光熱水費などについては、保護者の負担と規定されていると認識しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 憲法は我々公務員も議員も遵守する義務を持っていますから、そういう立場であってほしいなというふうに思います。

実は当時の文部省は、学校給食費も無償にする考えがあったのです。学校給食法でも保護者負担とされている食材費について、自治体等が全額補助することも否定しないというふうに、当時の事務次官通達を出しておりました。このことについては、どのような認識でいるか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 昭和29年9月28日付文部事務次官の通達では、学校給食法の施行に当たり、学校給食実施に必要な経費は設置者とそれぞれが分担することを定め、負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図はないとございます。

当市におきましては、食材費の負担を保護者に求め、保護者の経済的負担の現状により、準要保護世帯に対し給食費を助成しているというものでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 とりあえずわかりました。

だから、網走市としては本来光熱費を保護者が納めてもいいのに、それはせずに食材費だけにしているというのは、そういうふうなことでいい方向に考えてやっているのだというふうには思いますが、次に移ります。

しかし、昭和29年からですから、もう70年たっているのに、現実にはなかなか前に進んでいないというのも実際だというふうに思います。

そこで、保護者が負担する学校給食費は公立小中学校で年間4万4,000円、副教材費など義務教育に係る様々な費用の中で最も重い負担となっており、これは文部科学省の調べです。

そこで、当市の学校給食費の保護者負担というのは、どのようなになっているか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校給食において、保護者が年間の給食費として負担している額につきまして

は、標準的な単価の小学校で一人当たり4万9,000円、中学校で6万円ほどでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 年間にすると同額になるのだというふうなことがわかります。そのほかにも教材費がかかりますので、若い保護者にとっては大変だと思います。

次に、全国では国がなかなか無償化しないということで、自治体独自で全額補助あるいは一部を助成する取り組みが広がっております。それは学校給食で言われているように、食育という観点に立っているからだと思います。子供たちが等しく何も気兼ねなく安心して、みんなでおいしい給食を食べることができるということが一番だと思います。そこで、過去にも質問をいたしましたけれども、学校給食費を無償化したと仮定した場合、新たな予算としてどれぐらい必要になるのか伺います。また、無償化の実施についても見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校給食の無償化につきましては、就学援助分を除き年間1億円程度の新たな負担が発生いたします。

学校の給食費につきましては、学校給食法による保護者負担の考え方にに基づき、現行の食材に係る保護者負担の制度を継続していく考えでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 近年、全国的には子供の貧困化が深刻化する中、給食費の無償化あるいは助成、一部助成というのが進んでいるのが現実です。

昨年私が行ったアンケートで、およそ400通が返ってきましたけれども、問いの中に子育て・教育についてどのようなことが必要とお考えですかという中で、一番が子供医療費の無料化の拡大、年齢の拡大というのがあって、2番目にこの学校給食費の無償化というのが127件ありました。子育て世代を初め、年代を超えて給食費の無償化を求めておりました。子育ての環境について心配をしている、そのあられだというふうに見てとれました。

先ほどの答弁で、無償化についてはおよそ1億円程度という話がありましたけれども、水谷市政のもとでこの間、子育てや教育を充実させるため、ふるさと納税の基金、今現在はおおよそ12億円ちょっとありますけれども、これを活用して市民からも喜ばれているところであります。ぜひ学校給食費についても無償化を、さらに教育委員会として検討を進めて

ほしいと思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校給食の提供に当たりましては、各御家庭に一定の負担をしていただいた中で給食の運営に当たっているところでございます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対しましては、生活保護基準の1.3倍未満の基準に基づき給食費などの支援を行っております。この基準を維持しながら給食の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、学校給食に関する経費負担のあり方につきましては、さきにお答えしたとおり、現行の保護者負担の制度を継続してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 これ以上なかなか議論しても進まないと思います。

私はさらにこの学校給食費の無償化については、今後も大いに議論をして質問などもしていきたいというふうに思っております。さらなる検討を求めて、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 平賀貴幸議員。

○平賀貴幸議員 一登壇一 民主市民ネットの平賀貴幸でございます。

それでは通告に従いまして、2点大きく質問してまいります。

最初に選挙における投票率の向上について伺います。

先ほど松浦議員の質問でも選挙の3原則について、憲法上保障されている旨があったところでありますが、今年は統一地方選と参院選が同じ年に行われる選挙イヤーでありましたが、投票率は低下しております。これは政治の側にもやはり責任はあるのだと感じております。

一つはやはり先ほどもあったとおり、政治不信が大きいものがあるというのが挙げられます。そのほかにもいろいろ原因はあると思いますが、中島岳志、東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授によりますと、投票率が低下する原因を小さな政府を思考する傾向が強まり、その方向性が進めば進むほど結果として政治の扱う領域が小さくなることになる。そうすると、投票しても変えられる部分が結果的に少なくなり、市民の投票しても変わらないという意識が強まることになり、結果的に投票率が低下することになるというふうに解説しております。

角度を変えてみますと、これは主権者である国民や市民が政治から疎外感を感じているということであり、そのために直接民主制のような取り組みを求める傾向が強くなっていくということでもあります。だからこそ現在のように、網走市でも設置しております各種審議会で様々な意見を述べる機会を求め、あるいは議会と言えば議会報告会の開催など、政策形成過程に市民の参画が進む形を積極的に進めていかなければ不満を持つ方が多くなるという構造になっているのだということを、私たち政治に携わる者は肝に銘じておかなければならないのだらうと思います。

一方で、今回の参議院選挙では新たに誕生した政党を通じて、生きづらさのうねりがこれほどまでにこの国にあることを、政治関係者及びメディアに対して、衝撃をもって示したものでありました。

私はいわゆるパターナル的思考による政治、日本語で言えば父権主義とも言われる一つの価値観に従って進むことを求める政治志向に原因の一つはあると考えており、やはり多様性を認め寛容を是とし、人間も制度も不完全であるからこそ努力をしながら漸進的に改革を求めるリベラル保守、言い換えれば改革中道政治を進めることこそが日本の、そしてこの地域の未来のためにも必要と考えるところであります。こうしたことを踏まえながら質問をしてまいります。

最初に、網走市における投票率の推移を明らかにしていただきたいと思っております。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 今年行われました統一地方選挙と参議院議員選挙での網走市における投票率でございますが、知事選が前回比7.70ポイント減の57.67%、市議選が前回比4.26ポイント減の61.63%、参議院選が前回比3.32ポイント減の52.83%という状況になっております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 やはり低下しているところなのですけれども、低下にする原因の分析をどのように行っているのか質問しようと思ったのですけれども、先ほどの答弁の中で調査は実施されていないことがわかりました。

そこでまず質問を続けていきますけれども、あわせて投票率の向上のために、今年度どのような取り組みを行いましたかということも聞こうと思っていたのですけれども、それも松浦議員の質問に対する

答弁でございました。

その成果はどうなったのか、まず伺いたいと思いますが、実施した成果というのはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 今年度実施した取り組みの成果ということでございますが、啓発事業が投票率に与える効果を測定することはできませんが、10代から20代の投票率がわずかではありますけれども増加している傾向にございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 そこが一つ効果があったというふうに読み取れなくもないのだというところなのだと思いますけれども。

網走市にはPDCAサイクルがあるのだと思います。この投票率の向上を含めた取り組みについてのPDCAサイクルを回すためには、調査を実施することは、私は欠かせないのではないかなと思うのですけれども、その点PDCAサイクルというのは、選挙管理委員会にはあるのかなのか、どうなのでしょう。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 現在の網走選管にはございません。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 これは誰に聞いたらいいのかなと思うのですけれども、選挙管理委員会にPDCAサイクルがない状態は是なのですか、非なのですか。網走市としてはどのようにお考えなのでしょう。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 市選挙管理委員会としてはちょっとお答えができない状況でございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 事務取扱が事実上その部分になっているという状況もありますので、そこをいろいろ考えていただきたいと思いますが、少なくとも投票場単位ごとのアンケートを実施するなど、投票率の低下の原因を把握しながら、その情報を収集と分析に基づいた対策というのを進めていくというのは、やっぱり必要ではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 済みません、今の御質問につきましてちょっと御答弁を用意しておりませんので、お答えしかねます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 そこは私は必要だと思いますので、いろいろ検討していただければと思います。今それについてどうするか答弁がないのは、そこはやむを得ないのかなと思います。

一方で、次の質問に移ってまいります。各地で選挙時にいろいろなミスがあるのは御承知のとおりであります。人間がやることですから、ミスというのは絶対ゼロにはならないのですけれども、そうはいつでもできるだけないようにしなければいけないのだと思います。

札幌市では選挙公報の投棄、廃棄してしまったということと、それから選挙公報の遅配がありまして、それぞれについて選挙管理委員会から報道各社に対して公文書で実際にあった内容の詳細、それからその原因、それに対する対処法などが伝えられておまして、主権者の権利を守るということが一時的とはいえ脅かされるような事態があったことを重く捉えているのだなということがわかるものであります。

恐らくこれはほかの自治体でも同様なことがあれば、そのように対応するというふうに思いますけれども、そこで伺いますが、網走市において投票入場券、あるいは選挙公報の不着、遅配などは今年度実施された統一地方選並びに参議院選挙で起こっていたのでしょうか。起きた場合の対応はどのようにするのか、有権者に対するものと対外的な対応あわせて見解をお示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 まず投票入場券につきましては、選挙人名簿と全て照合の上、印刷漏れがないことを確認の上郵送しており、今回の参議院選挙におきましては投票入場券が届いていないという事案はございませんでした。

一般的には不着があった場合、有権者に対しましては市選管へ返戻されたはがき及び選挙人名簿登録の有無を確認をしまして、はがきが返戻されている場合は再度郵送をし、はがきが返戻されていない場合は、入場券がなくても投票所で御本人の身分確認をさせていただいた上で投票できることを説明している状況です。

また選挙公報につきましては、統一地方選挙後において不着の事案があり、確認をいたしましたところ、チラシまたは情報誌の受け取りを拒否している集合住宅がございまして、選挙公報が届けられてい

ないことがありました。この件につきましては、参議院選挙からこのような住居であっても選挙公報については配布するよう、改めて市選管から配布事業者へ依頼をし、解消をされております。

また、選挙公報は全戸配布ですが、配布漏れを補完するため、市庁舎、西庁舎、エコーセンター、市内の各コミセンに備え置き、選挙啓発広告にあわせて選挙公報の配布時期や備え置いた場所を明記したところがございます。

また、一般的に選挙事務に問題が生じた場合には、北海道選挙管理委員会へ報告をするとともに、必要な対応を図ってまいるといこととなります。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 いろいろなことがあったことも、その対応についても御答弁いただきました。理解をさせていただきました。引き続きそこは、いろいろなことが起きないようにできるだけ進めていただければと思います。

また各種調査によりますと、選挙において最も投票者が投票の参考にしているものは何ですかというふうに聞くと、選挙公報だということがわかっております。選挙公報は投票選択における最も重要な手がかりになるのだということでもありますけれども、網走市としてはその点、同じように考えているのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 選挙公報につきましては、国及び都道府県知事の選挙におきましては、選挙公報の発行が義務づけられておりますが、市町村の議会議員等の選挙公報は任意制となっており、道内でも選挙公報を発行していない市も何市かあると伺っております。

当市では、選挙公報を昭和58年ごろから発行しており、投票行動や投票時における判断基準の一助をなしているものと考えているところがございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 いずれにしろ、選挙の投票先を決めるためにとっても大事なものの一つだということは網走市も認識されているということだと思います。

そこでお伺いしますが、今回選挙公報にはやはり改善の余地があるなということを感じざるを得ないものがございました。選挙公報、先ほどお借りして持っておりますが、参議院選挙の選挙公報がこちらです。ごらんのとおり、見ていただければわかります。ごらんのとおり、粹いっばいっばいの

選挙公報。これが統一地方選挙、知事選等もこういう感じだったと思います。これが網走市の選挙公報です。ごらんとおりです。一目瞭然です。改善の余地があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 選挙公報の改善の余地のお話でございますが、議員の御指摘を踏まえまして、次の選挙公報に生かしてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 見る側にとって最も見やすい選挙公報ということで、スペースがなぜあるのだろうと思うようなものにならずに、見やすいものになるようにぜひそこは工夫していただきたいと思っております。ぜひ進めていただきたいと思っております。

続いて、一方で投票率向上のための新たな取り組みもやはり必要なのだと思っております。今回答弁にはなかったのですけれども、公選ビラ、公選チラシを初めて発行したというのも法改正の関係もありますけれども、新たな試みだったのだというふうに思います。また、先ごろ実施された仙台市議選の際、御当地グルメの総選挙を期間中に実施しておりまして、実際の選挙戦と絡めて投票率の向上を目指すなどで、市民の興味を喚起する試みが同時に行われていたと。まちづくりとあわせての取り組みなのですけれども、そんな取り組みもありました。

このほかにも各地で投票率の向上を図る取り組みというのは進められておりまして、例えば先ほども期日前投票がありましたけれども、人が集まる場所に1日とか2日間だけとかという形で期日前投票所をつくるというような取り組みもございます。

今後も網走市で何らかの対応を検討する必要あるのではないかと思います。この点について御見解を伺いたいと思っております。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 恐らく全般的な投票率向上の底上げの御質問だというふうに認識をしております。

高齢者や身体の不自由な方、車を持たない方などの移動困難者対策、また若年層の投票行動、投票所の場所、投票所まで移動する公共交通問題など、選挙に関する様々な課題はあると認識しておりまして、一つ一つ検討していかなければならないというふうに感じてございます。

今議員からもいろいろとお話ございましたが、他地域における取組も含め、各自自治体で実施されております先進事例などを参考にしながら、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 そこでもう1点伺いますが、6月の一般質問でもあったようですし、先ほどもいろいろありました。やはり投票率低下の一因については、今の答弁の中にもあったように高齢化などで、そもそも投票に行けない方々が増えていることも、これは見逃せないことだというふうに、やはり思います。

民主主義の、特に議会制民主主義の根幹はやっぱり選挙でありますので、そこをしっかりと守っていくということは大事なのだというふうに思います。

この対策としては、期日前投票所の増設は実は必ずしも十分ではないのだというふうな認識を私は持っております。インターネットで直接投票できるような仕組みが実現しない限りは、別の対策はやはり必要だなというふうに思います。

その一つが移動困難者を対象に、投票所までの移動支援を行う方法だと思います。巡回バスの運行や無料乗車券の発行などで対応するものでありまして、青森県の田子町のように車椅子も一緒に乗車できる介護タクシーで送迎を行っているところもございます。また、移動投票所を導入する方法もありまして、島根県浜田市では投票管理者、職務代理者、投票立会人の5名体制で3日間、11カ所で開催をしております。総経費は約40万円、その経費は選挙執行経費基準法に基づき、ほぼ全額の38万円が実は国費で措置されております。

ちなみに、第24回の参議院選挙において実施された移動支援についてですが、巡回送迎バスの運行が172自治体、臨時バスの運行が5自治体、そのほかの対応が38の自治体で、合計215自治体に上りまして、4,182人もの方々がこの取り組みを活用して投票しているということがわかっております。

こうした経費の国政選挙における国の支援は、平成28年の選挙執行経費基準法の改正により、国費で措置することが法律で明記をされております。また地方選挙においても、平成28年度から特別交付税措置されることとなり、その額は経費の2分の1に財政補正を加えたものとなっております。

こうした状況を踏まえて、次の選挙ではぜひ移動支援あるいは移動投票所、あるいはその両方かもしれない。網走市で、私は実施していただきたいと

思います。特に先ほど申し上げたとおり、ほぼ国費で賄われるという状況で、実施しないという理由が私は逆にわからないような気がします。投票所の増設や期日前投票所の増設は経費の面でなかなか難しい状況、これは人為的な面も含めて理解できなくもありません。一方で主権者の投票権を確実に確保する取り組みが、国の制度上も、今述べたように可能となっている状況です。ぜひとも今から検討を、次の選挙に向けて進めていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 選管事務局長。

○伊倉直樹選管事務局長 まずお尋ねのございました移動投票所についてですけれども、これは農山間地等の選挙人が少ない投票所を廃止統合したことにより、従来の投票所から統合後の投票所までの距離が遠くなったことから、投票所に行けない高齢者等の投票機会を確保するために設置しているもので、一般的には期日前投票期間中に、従前の投票所から期日前投票所までバスなどを運行しているものと認識をしておりますが、中には期日前投票期間中の数時間、臨時的に移動式の投票所、例えばこれは車であったりとかというのを設置したり、選挙日当日に廃止となった投票所から統合先の投票所まで区間をバスで運行しているケースもあると聞いており、地域によってさまざまな状況に応じて取り組みがなされているというふうに認識をしております。

今後、移動支援や期日前投票所の複数化などについては、重要な課題であると認識をしておりますので、御指摘のあった財政措置も視野に入れながら、先進地での有効性のある取り組みについて、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 道内ではこの移動支援の実施等は、たしか1事例もまだないのだと思います。道庁自体がそこを認識しているかどうかとも問題もあるのかなという気もしますが、本州では先ほど述べたような多くの自治体がもう実施しながら、国の財政措置も受けています。ぜひ網走市がまずここは伊の一番でこういったことをやるんだということを声を上げて、それが全道に広がるというような自治体にぜひなっていただきたいと思っておりますので、期待を込めて状況を見守りたいというふうに思います。

続いての質問に移ります。

子供の貧困の改善の関係と児童扶養手当の関係を中心に伺いたいというふうに思います。

先ほども議論あったところですが、子供の貧困対策の放置というのは社会の損失であります。子供の貧困対策の推進は未来への投資であります。

我が国はもちろん、網走市にとっても大変大切なことであり、最大の宝であるとともに、未来をつくる力である子供を育てていくことは極めて重要であると考えるところです。

しかしながら一方で、網走市の子供の貧困に対する基本的な考え方は、議会ですべて議論はされているので何となくはわかるのですが、公式に示されている条例、あるいは計画などから読み取ることができない状況にあるというふうに認識をしております。もしかしたら、ここにあるのではないかと思いました。網走市子ども・子育て支援事業計画、これにも明確に示されていないと、私が読む限りはそう理解しております。

この際、子供の貧困に対する網走市の基本的な考え方を改めて明らかにされるとともに、網走市としての子供の貧困に対する目指すべき姿について、公式な見解を明らかにしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 子供の貧困に対する市の基本的な考え方と目指すべき姿についてでございますけれども、基本的な考え方につきましては、子供の貧困対策の推進に関する法律の基本理念や北海道子供貧困対策推進計画の重点施策である教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の4つの柱に基づくものであり、目指すべき姿としては法の目的や基本理念にもございますが、子供の現在及び将来がその生まれ育った環境により左右されることのない社会を実現することでございます。

現行の網走市子ども・子育て支援事業計画には示されておりませんが、今般の子供の貧困対策法の改正成立を踏まえまして、今年度作成する令和2年度から6年度を計画期間とした第2期計画に関連項目を盛り込むことで考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 今後明記されるということがわかりましたので、そこはしっかり進めていただきたいと思っております。

ただいま答弁にございましたとおり、子供の貧困対策法が超党派の議員連盟の提案により、本年6月に成立をいたしました。これまで都道府県に努力義務として課されておりました子供の貧困対策に関する計

画策定ですけれども、市町村でも努力義務となったのは御承知のとおりであります。これによって、家庭により身近な自治体に対象を拡大することになりますので、子供への支援を強化することが期待されており、ひとり親世帯の貧困率と生活保護世帯の子供の大学進学率を改善しようとして明記するよう促すなどの内容となっております。

網走市は法改正を受けて、貧困対策法に基づく対応策を今後どのように進める考えなのか、基本的な見解を明らかにしていただきたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 貧困対策法に基づく対応策についてであります。子供の貧困対策の推進に関する法律の改正に伴う市町村における貧困対策計画の策定、努力義務は認識をしているところでございます。

現在、策定を進めている第2期網走市子ども・子育て支援事業計画における分野別施策に貧困に関する実施事業を盛り込むことで進めておりますけれども、貧困策定計画の策定に当たっては、第2期網走市子ども・子育て支援事業計画への包含となるのか、また個別計画とする場合の策定方法や時期等につきまして、計画策定に伴う子ども・子育て会議における委員の意見を踏まえるとともに、令和2年度から6年度を計画期間とした次期北海道子ども貧困対策推進計画及び他市の状況等を参考に推進してまいりたいということで考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 大切なのは実体の伴うものになるということなのだというふうに思います。

そこで伺いますけれども、網走市において子供の生活の実態の把握及び地域で課題解決に取り組む団体など、地域資源の把握、どのような形で進められてきたのか見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 子供の実態調査と課題解決についてであります。子供の貧困に関する本市独自の实態調査は未実施でございまして、現状では生活保護世帯や就学援助対象者、また児童扶養手当受給者等の把握のみとなっております。

実態調査につきましては、北海道を初め複数の都道府県や市町村が実施しているところでございますが、それぞれの質問事項が異なるなど、比較しにくい状況があったため、国は都道府県別の子供の貧困

率などを正確に把握するために、統一手法を用いた全国調査を実施する方向性を示しているところでございます。

当市におきましても、これらの調査項目や北海道が実施した本市を調査対象に含む子供の生活実態調査、さらには第2期網走市子ども・子育て支援事業計画策定に伴う子ども・子育て会議における委員の意見を踏まえまして、調査の必要性や実施方法等を研究してまいりたいというふうに考えてございます。

また、地域における課題解決に当たりましては、地域とのつながりが有効な手段というふうに考えておりますので、民生委員、児童委員、町内会ボランティア、子供の居場所づくりに取り組む団体等と連携を図ってまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 あわせてこの法律の趣旨ですとか意義、何を求められているか、こういったものについて、地域の団体、様々な機関などにしっかり伝えていき、何が必要なのか一緒に考えていく、そんなことが大切だと思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

さて、ここで若干視点を変えて伺いたいと思いますが、幼児教育、保育の無償化がこれから実施されるというふうに伺っています。これは子育て支援策として実施されるわけですけれども、そうはいつでも子育て世代は所得も少ない場合が多いということもありますので、実際のところは経済支援の要素が強くなるものだというふうに思います。

そこで先日の文教民生委員会では給食費についての言及があったところでございますけれども、改めて一般質問で確認したいと思います。

国の制度では、給食費は無償化の対象とされておりましたが、網走市では無償化にならないのだというふうに聞いています。その状況や理由について、改めて見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 食材料費の給食費、副食費の無償化についてでございますけれども、副食費につきましては従来幼稚園等の1号認定は施設による実費徴収、保育所等の2号認定は保育料に含む形でこれまでも保護者が負担しておりましたけれども、幼児教育無償化後は施設による実費徴収に統一されることとなります。

今般の幼児教育無償化に伴いまして、副食費にお

ける免除対象の範囲が拡充されておりますけれども、年収360万円以上の世帯で第1子、第2子の部分ですけれども、一部負担が生じることとなります。

全ての世帯を無償化しない理由といたしましては、幼児教育の無償化に伴い免除対象が拡充されていること、免除非該当世帯は年収360万円以上の世帯が対象となること、また幼稚園、保育所等の配食数の違いで不公平感が生じるのではないかなというようなことがございまして、今回は無償化をしないところでございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 先ほど学校給食費の無償化の部分で約1億円という答弁あったところですが、仮にここの部分、幼児教育、保育の給食費を無償化した場合はどのぐらいの経費が網走としてはかかるものなのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 免除非該当となる部分ですけれども、公立、私立含め約500名が見込まれて、この部分を無償化した場合に要する費用につきましては約2,200万円と試算しております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 子供の絶対数の問題もあるのだと思います。小学校、中学校と比べれば少ないので2,200万円ぐらいで済むということです。

私はやはりここは本来であれば2,200万円かかっても、ここもしっかり無償化にする必要があるのではないかなと思います。というのは先ほども申し上げたとおり、やはり子供は小さいほど親御さんの負担というのは相当かかるというものであります。だからこそ網走市も医療費等も、小さい子供を中心にさまざまな形の支援策を積み重ねて今に広げてきたのだと思います。ここもなかなか学校教育からの大きな金額ということには行かないまでも、やはり世帯の収入含めてなかなか厳しい状態の若い世代ですから、無償化を検討すべきではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 無償化につきましては、今後他市の状況また動向なども注視しながら研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 子供の貧困は実際は親の貧困だというふうに私は思います。親が貧困でなければ子供は貧困にならないわけですから、そういった面も含

めてぜひ検討を続けていただきたいと思います。

続いて、児童扶養手当について質問をさせていただきたいというふうに思います。

先月、この手当の受給を受けるための現況届を提出する期間、毎年8月だというふうに伺っております。この制度は父または母と生計を同じくしない児童を扶養するひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を助け、児童の福祉の増進を目的に支給されるものだと理解しております。

一方、全国的にこの支給の際に必要なとされる提出書類、これが法で想定している範囲を超えるものとなる、あるいはプライバシーの侵害、あるいはジェンダーの視点というのがいいのか、セクシャルハラスメント防止の視点というふうのが正確なのかもしれませんが、問題視される例があるとされております。

実際、他市の事例を挙げて御紹介を一つだけさせていただきますが、児童扶養手当の手続きにおいて預貯金額の申告や通帳の提出は要らないことになっているはずなのですが、現況届を出す際に毎回預貯金額を聞かれ、通帳の提出を求められる。そして養育費がいろいろな事情があって満額支払われなくなった後は、通帳のコピーを必ず求められるようになったと。このケースの場合、ふだんの支払いなどにもその口座使われているのだそうです、個人事業主だったので。いろいろなプライバシーがわかるので、通帳のコピーは嫌だということで拒んだところ、児童扶養手当を、養育費は出ているのだというふうに見なされて減額をされてしまったので、やむを得ず通帳の提出をして、養育費がもらえなくなったということ、該当、非該当は黒塗りするなどいろいろ工夫されたそうですけれども、それで証明したにもかかわらず、翌年現況届また提出する際には、再度の通帳の提出に加えて、家計簿のような家計状況の書類を別に提出するようにも求められたそうです。このケースでは家計が実は赤字だったので、学資保険をかけていたものを解約をして、それで赤字を補填していたのが実際だったので、その自治体の職員さんは誰か援助がしてくれる男性がいるのではないかと疑ったようであります。ここで実はこの当事者の方、激怒されました、大きな声で抗議されたのです。そうすると、その書類提出は不要だということになったのですけれども、本来法的には必要ない書類の提出を、結果として怒り出せば出さなくてもいいというような、よくわからない

対応、安易な対応、そういったものがあるということがわかった事例でありました。

さらにこの現況届、なぜこんなことが起きるのかなと思って調べていくと、運用は実際に任されているからなのだということがわかりました。全国の基準がないということです。こうしたことは、やむを得ない様々な事情で、ひとり親になった方、特に多くは女性にとってだと思えます。屈辱以外の何物でもなくて、本来は必要のないものだというふうに考えるところです。

こうした状況を受けて、今月の5日です。厚生労働省に窓口対応の改善を求める要望書を、シングルマザーサポート団体全国協議会が提出しました。行動は、高度なプライバシーに内容は属することであるということなので、ほかの職員や市民がいる場で聞かれることそのものが苦痛であること、それからセクシュアルハラスメントになる行為だというふうに指摘をしております。厚生労働省に対して、全国の市町村の対応の把握、それから全国統一の窓口対応マニュアルの作成と、窓口ハラスメント防止研修の実施などを求めているものであります。

実際に厚生労働省も昨年、それから今年の8月にとだと思えます。実際にプライバシーの配慮を求める文書を出しておりますが、残念ながら対応に変化はない自治体もあるのだというふうに伺っています。そこで伺いますけれども、網走市の実態はどのようになっているのでしょうか。詳細を明らかにしていただきたいと思えます。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 児童扶養手当支給に係るプライバシー保護等についてでありますけれども、当市におきましては児童扶養手当法や施行規則、国の事務処理マニュアル、取り扱いの手引きや関連する通知等に基づきまして、書類を提出いただいているところでございます。また、最初の手当請求認定や年1回の現況届の際には、面談による内容等の確認を行っておりますが、書類提出と同様に児童扶養手当法等に基づいた対応となっております。その際に収入額や光熱水費等が不明確の場合は、御本人御了承の上、通帳のコピーを提出いただく場合があります、また事実婚や養育費等の確認におきまして、交際関係や療育費等プライバシーに関わる聞き取りや書類の提出をお願いする場合がございますが、児童扶養手当法等に基づいた範囲であるというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 平賀委員。

○平賀貴幸議員 そうすると、網走市の場合は法の想定を超えるような確認書類が必要な状況、あるいは窓口対応で改善が必要のある状況、そういったものはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 児童扶養手当の支給手続きの課題というようなことでございますけれども、基本的に児童扶養手当法に基づいた対応としておりますので、プライバシーに関することにつきましては、今後十分留意をしておりますが、網走市としてははないというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 いろいろな法解釈がこれにもあって、通知によってちょっと解釈の仕方が違うとか、さまざまなものがあるのだなということも調べながらわかったところなのですけれども、例えば取り扱いで大きく異なるのは、郵送での申請が可能かどうかというところが結構違うのだと思えます。これはなぜ郵送の申請を求めるかという、結局仕事を休んで平日来なければいけないのですよね。それがなかなか大変で、職場の理解を得るのは大変だということ、実は負担になっている方もいらっしゃるということもあるのだと思えます。母子家庭で仕事を持っている方が平日休みをとって現況届を提出するのはかなり困難だということもやっぱりあるのだと思えます。郵送の場合の提出の扱いについては、網走市はどのようになっているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 郵送の状況でございますけれども、網走市としては郵送の受付はしていないというようなことで、極力面談をし、日中の時間帯、お仕事等で来庁が難しければ、夜間対応ですとか、そういった形で対応しているところでございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 配慮がされているということは理解させていただきました。

郵送を受けつけないということで、一つだけ郵送について確認しますけれども、全部支給停止者の方いらっしゃいますよね。所得があるので支給の対象にならない、基本的にはなっていない方、でもその方々でも出さなければいけないはずなのですが、その方々であっても郵送は認めてないということでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 基本的には面談で確認をさせていただいております。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 実はこの点、平成29年の2月10日に行政苦情救済推進会議に対して、苦情の申し立てがありました。実は北海道からあったのです。それに対しての厚生労働省に対するあっせんの内容が、全部支給停止の方は基本的に子供の暮らしが十分保障されているということが基本なので、それが間違いないというふうにはわかっている範囲であれば、郵送で受けつけてもいいのではないかとということを厚生労働省に対して答申しています。それを受けて厚生労働省も通知の扱いを変える旨の話をしておりまして、せめてそういう方、多分実際来たら5分ぐらいで終わる話なのかと思いますけれども、そういった方々がわざわざ仕事を抜けて、あるいは休みをとってくるというのは、これ実に不合理な話でありますので、この点について郵送での受付を網走市でも開始してもよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ただいまお受けいたしました意見を参考にして、係内でも検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 平賀議員。

○平賀貴幸議員 児童扶養手当の受給はやはり子供を守るためにやむを得ない、様々な事情があって離婚された方々、ひとり親になった方々の暮らしを守るためやはり欠かせないものだと思います。

一方で、プライバシーをしっかりと守りながらしていくということも大事で、やむを得ず聞くのだということを含めて、丁寧に窓口で説明をしながらやっていくことが大事だと思いますので、引き続きそういった対応を網走市も進めていただければと思います。

以上で終わります。

○井戸達也議長 これで、一般質問を終わります。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

再開は明日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 近藤憲治

署名議員 工藤英治

9月12日 (木曜日) 第5号

令和元年第3回定例会
網走市議会会議録第5日
令和元年9月12日(木曜日)

○議事日程第5号

令和元年9月12日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案21件(議案第1号～第21号)

日程第2 意見書案第1号～第2号及び委員会審査報告案2件(請願第7号、陳情第13号)

日程第3 委員会審査報告案1件(請願第4号)

○本日の会議に付した事件

議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算(原案可決)

議案第2号 平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算(同)

議案第3号 平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算(同)

議案第4号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について(同)

議案第5号 網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第6号 網走市立保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第7号 網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定について

議案第8号 網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第9号 網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第10号 網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第11号 網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第12号 網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第13号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第14号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第15号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第16号 財産の取得に係る契約の一部変更について(同)

議案第17号 財産の無償譲渡について(同)

議案第18号 財産の無償譲渡について(同)

議案第19号 財産の無償譲渡について(同)

議案第20号 財産の無償譲渡について(同)

議案第21号 財産の無償譲渡について(同)

意見書案第1号 JR北海道における単独では維持することが困難な線区(石北本線及び釧網本線)の維持・存続についての意見書提出について(同)

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出について(同)

請願第4号 JR北海道の路線維持見直し策(石北本線及び釧網線)の運行継続についての請願(取下承認)

請願第7号 JR北海道における単独では維持することが困難な線区(石北本線及び釧網線)の維持・存続についての請願(採択に決定)

陳情第13号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治

澤 谷 淳 子
立 崎 聡 一
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
松 浦 敏 司
村 椿 敏 章
山 田 庫 司 郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | |
|---------|---------|
| 市 長 | 水 谷 洋 一 |
| 副 市 長 | 川 田 昌 弘 |
| 企画総務部長 | 岩 永 雅 浩 |
| 市民環境部長 | 酒 井 博 明 |
| 健康福祉部長 | 桶 屋 盛 樹 |
| 農林水産部長 | 川 合 正 人 |
| 観光商工部長 | 後 藤 利 博 |
| 建設港湾部長 | 佐々木 浩 司 |
| 水道部長 | 脇 本 美 三 |
| 企画調整課長 | 北 村 幸 彦 |
| 総務防災課長 | 伊 倉 直 樹 |
| 財 政 課 長 | 古 田 孝 仁 |

.....

| | |
|--------|---------|
| 教 育 長 | 三 島 正 昭 |
| 学校教育部長 | 林 幸 一 |
| 社会教育部長 | 猪 股 淳 一 |

○事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 大 島 昌 之 |
| 次 長 | 細 川 英 司 |
| 総務議事係長 | 高 畑 公 朋 |
| 総務議事係主査 | 寺 尾 昌 樹 |
| 係 | 早 渕 由 樹 |

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、澤谷淳子議員、栗田政男議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加につい

て報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の附議事件として意見書案2件、委員会審査報告案24件の合計26件を追加しておりますので、御承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告案21件、議案第1号から議案第21号までを一括して議題とします。

本件は、去る9月5日の本会議において、関係委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第4号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、議案第9号網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号財産の取得に係る契約の一部変更について、議案第14号財産の取得に係る契約の一部変更について、議案第15号財産の取得に係る契約の一部変更について、議案第17号財産の無償譲渡について、議案第18号財産の無償譲渡について、議案第19号財産の無償譲渡について、議案第20号財産の無償譲渡について及び議案第21号財産の無償譲渡についての合わせて14件であります。

本件につきましては、去る9月5日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、同日開催の当委員会において審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、議案第4号、議案第12号、議案第15号まで及び議案第17号から議案第21号までの11件につきましては委員全員の一致により、また議案第9号から議案第11号までの3件につきましては大方の意見により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたしまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

○永本浩子議員 ー登壇ー 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第5号網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号網走市保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定について、議案第8号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第16号財産の取得に係る契約の一部変更についての合わせて8件であります。

本件につきましては、去る9月5日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、9月6日開催の当委員会において審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第8号まで及び議案第16号の合わせて8件につきましては、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

ここで御報告申し上げます。

議案第9号網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について及び議案第11号網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についての3件につきまして、川原田英世議員及び村椿敏章議員の両議員より、令和元年9月11日付で修正動議が文書により提出されました。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

本動議につきまして、既に所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時31分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております修正動議につきまして、常任委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、常任委員会の付託を省略することに決定いたしました。

よって、本動議を一括して、直ちに議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

川原田英世議員。

○川原田英世議員 ー登壇ー 民主市民ネットの川原田英世です。

私は、議案第9号網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についての3件につきまして、村椿敏章議員との発議にて修正動議を提案いたします。

その理由といたしましては、消費税増税にあわせて、これまで消費税額8%が明記されていた条例から、消費税等の額に相当する額へと改正となっておりますが、この改正となった場合には、今後の消費税額に変更が生じた場合、条例の改正が不要となることから、地方における税制などへの十分な議論が行われなくなると考えるところであります。

そのため、条例に今後も消費税額を明記し、この

たびの改正においては10%と記載の修正を求めるものであります。

以上、提案内容の説明といたします。

○井戸達也議長 これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

近藤憲治議員。

○近藤憲治議員 ー登壇ー ただいま御上程をいただきました議案第9号、議案第10号、そして議案第11号に関する修正案につきまして、提案理由及び目的が判然としないと、またその点を明確にするため質疑をさせていただきます。

まず1点目であります。

提案者の川原田議員は、現議案の審査時におきまして、消費税の増税時に都度、それがどのように影響するのかを明らかにするよう税率を書き込むべきとの趣旨の発言をされておりました。その部分につきましては、いま一つ理解が難しい論点であると考えております。

本来、現議案の目的というのは、消費税の改定時には占用料等にその税率を適用するという法的安定性を担保するためのシンプルなものでありました。国の法律と地方の条例のそご、不一致を避ける意味でも不可欠なものであると考えておりますが、このような修正議案を上げるということは、消費税率の改正がなされた場合に、都度審査をして何を明らかにしたいのでしょうか。

また、審査の内容次第では、占用料には消費税率の改正を反映させるべきではないというお考えもお持ちの上で、このような修正案を上げられたのでしょうか。

その場合、国の税制度と地方の条例案の不一致が生じますが、そのような状況を生み出したいというお考えをお持ちなのか伺います。

2点目であります。

議会はあくまでも議案の議決に責任を置く機関であります。議案に対して、結果的に賛成をするものの、議案や各市政策の内容を明らかにしたいというだけであれば、それは常任委員会の所管事務調査でも自主的に行えます。

100歩譲って、消費税の増税時の影響を明らかにしたいという狙いが提案者の思いの根底にあるのだとすれば、それはそれぞれの条例を所管する常任委員会の所管事務調査として委員長に提案をして、委員会の承認を受けた上で、その都度個別に明らかに

していけばよいと考えます。

条例案が出てこない、状況の変化の影響を明らかにできないという考え方があるのだとすれば、それは議会の自主性を軽視した発想であり、残念であります。一体どのような見識をお持ちなのかお示しください。

3点目であります。

もう一方の発議者であります村椿議員にお伺いをいたします。

日本共産党の皆さんは、消費税の増税に反対という基本的立場をお持ちであったと認識しております。

しかし、このような修正案を提出されたということは、税率さえ条例案にきちんと書き込んであれば、消費税の増税には賛成という立場と受けとめさせていただきます。

共産党の市議会議員の方が消費税増税に賛成されるということで、大きな時代の転換期を迎えたと感じております。人口減少、少子化、膨張する社会保障費に対応するために、共産党としても消費税の増税によりやく前向きな見解に立っていただけたという認識でよろしいですね。

村椿議員の前向きな意識に感謝をしつつ、見解を伺います。

以上、質疑とさせていただきます。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 ここで暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時52分再開

○井戸達也議長 それでは再開します。

近藤議員の質疑に対する答弁から。

川原田英世議員。

○川原田英世議員 ー登壇ー 近藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目に、この修正において何を明らかにされたいのかという質問でございました。

条例改正でございますので、明らかにすることではなく、通常明確にすることで議論をしっかりと行っていく、そのことがまず重要であるというふうに考えております。

もう1点目に、国との不一致をどのように考えるのかという御質問でありました。

国で決まったことを地方が全て行うということが前提ではなく、自治としてしっかり地方分権の中、自治体も地方議会もみずからの考えを持っていくこ

と、そのことが重要であるというふうに考えておりますので、この修正でしっかりとした議論を行っていくこと、そのことが重要であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井戸達也議長 村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 近藤議員からの今の質問については、議案に対する質問ではないので、私から答える必要はないと考えております。

以上です。

○井戸達也議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより、原案及び修正案に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

松浦敏司議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 ただいま委員長から報告がありましたが、私は議案第9号網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論を行います。

反対の理由であります。議案第9号、10号、11号の3条例改正案は、消費税の10%増税に伴い改定しようとするものであります。内容は、これまで「1.08を乗じて得た額」と明記されていたのを、「その額に対する消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額」に改め、同項ただし書きの中「1.08を乗じて得た額」を「消費税等の額に相当する額を加えた額」に改めるものであります。

つまり、この改定によって、これまで議会で審議して決められていたものが、今後消費税に変更があったとしても、議会での審議の場が奪われ、議会に提案されることなく消費税の増税に従い、転嫁されることになるわけであり。法律で10%になり、10月から施行されますが、それであれば1.10の数字を入れるべきであります。

このような議会での審議の場を軽視するような、安易な方法には同意できません。

以上、基本的な理由を述べて、日本共産党議員団として反対いたします。

次に、修正案についてであります。賛成の立場で討論を行います。

修正案は、これまで「1.08を乗じて得た額を加えた額」から、「消費税等の額に相当する額を加えた額」にすることで、議会での議論の場がなくなる、このことは先ほども述べたとおりであります。議会で議論するには、消費税の10%、1.10を乗じて得た額を入れることで議論ができるというものです。

日本共産党は、基本的に消費税の増税には反対の立場であります。しかしながら、原案に対する討論でも申し上げたように、今回の改定によって、これまで議会で審議して決められていたものが、今後は消費税に変更があったとしても、議会では審議されないこととなります。議会での議論の場が奪われ、消費税の増税に従い転嫁されることになるものであります。

以上のことから、消費税に対する立場は違いますが、消費税の転嫁について議論する場を確保するためには、修正案のように数字を入れざるを得ません。

以上の理由から、修正案に賛成いたします。

以上で私の討論といたします。

○井戸達也議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で討論を終わります。

それでは、これより採決を行います。

上程中の議案第9号から議案第11号までの3件を一括して採決します。

この採決は、起立により行います。

まず、川原田英世議員及び村椿敏章議員の両議員から提出された修正案について採決します。

お諮りします。

議案第9号網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について及び議案第11号網走市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についての3件につきまして、川原田英世議員及び村椿敏章議員の両議員から提出された修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって、議案第9号から議案第11号までの3件に対し、川原田英世議員及び村椿敏章議員の両議員から提出された修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りします。

議案第9号網走市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号網走市普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について及び議案第11号準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についての3件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第9号から議案第11号までの3件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、上程中の議案第1号から議案第8号まで及び議案第12号から議案第21号までの合わせて18件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第1号から議案第8号まで及び議案第12号から議案第21号までの合わせて18件につきましては、各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号まで及び議案第12号から議案第21号までの合わせて18件につきましては、各委員長の報告のとおりいずれも可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、意見書案第1号、意見書案第2号及び委員会審査報告案2件を議題とします。

初めに、意見書案第1号JR北海道における単独では維持することが困難な線区（石北線及び釧網線）の維持・存続についての意見書提出について、意見書案第2号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

なお、意見書案第1号には請願第7号が、意見書案第2号には陳情第13号がそれぞれ関連しておりますので、あわせて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました請願第7号JR北海道における単独では維持することが困難な線区（石北本線及び釧網本線）の維持・存続についての請願及び陳情第13号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を

求める意見書提出についての陳情についての委員会審査の報告と、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件の提案理由を申し上げます。

まず、請願第7号及び陳情第13号の2件は、去る9月5日開催の本会議において、それぞれ当委員会に付託され、同日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により採択すべきものと決定をいたしました。

次に、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件についてであります。ただいま報告しましたとおり、意見書を国会及び関係行政庁に提出しようとするものであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか、議員皆様の御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明をいたします。

○井戸達也議長 以上で、総務経済委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

上程中の意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、原案どおり可決することとし、請願第7号及び陳情第13号の2件は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は原案可決、請願第7号及び陳情第13号の2件は採択と決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第3、委員会審査報告案1件を議題とします。

請願第4号JR北海道の路線維持見直し策の運航継続についての請願を議題とします。

請願第4号は、令和元年第2回定例会において、総務経済委員会に付託された案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました請願第4号JR北海道の路線維持見直し

策、石北本線及び釧網本線の運行継続についての請願の委員会審査の報告を申し上げます。

請願第4号につきましては、令和元年第2回定例会において当委員会に付託され、慎重に審査を行ってまいりましたが、請願者から取り下げ願いが提出されましたので、9月5日開催の当委員会におきまして、これを承認すべきであると決定した次第であります。

どうか議員皆様におかれましても、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、総務経済委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

委員長報告のとおり、請願第4号については取り下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、請願第4号については、委員長報告のとおり取り下げ承認されました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本議会の審議日程に従いまして、決算審査特別委員会での議案審査のため、これより本会議は休会となり、再開は9月24日午前10時としますから参集願います。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

午前11時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 澤谷淳子

署名議員 栗田政男

9月24日 (火曜日) 第6号

令和元年第3回定例会
網走市議会会議録第6日
令和元年9月24日(火曜日)

○議事日程第6号

令和元年9月24日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案2件(認定第1号、
第2号)

日程第2 議案第22号

○議事日程第6号の追加及び変更

日程第3 委員会審査報告案1件(議案第22号)

日程第4 諮問第1号

日程第5 議員の派遣について

日程第6 その他会議に付すべき事件(1件)

古田 純也
松浦 敏司
村椿 敏章
山田 庫司郎

○本日の会議に付した事件

認定第1号 平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について(原案認定)

認定第2号 平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(原案可決及び認定)

議案第22号 平成31年度網走市一般会計補正予算(原案可決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(可と答申)

その他会議 議員の派遣について(決定)

に付した事

件(4)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査について(承認)

に付した事

事件(5)

○出席議員(16名)

石垣 直樹
井戸 達也
小田部 照
金兵 智則
川原田 英世
工藤 英治
栗田 政男
近藤 憲治
澤谷 淳子
立崎 聡一
永本 浩子
平賀 貴幸

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷 洋一
副市長 川田 昌弘
企画総務部長 岩永 雅浩
市民環境部長 酒井 博明
健康福祉部長 桶屋 盛樹
農林水産部長 川合 正人
観光商工部長 後藤 利博
建設港湾部長 佐々木 浩司
水道部長 脇本 美三
会計管理者 永倉 一之
企画調整課長 北村 幸彦
総務防災課長 伊倉 直樹
財政課長 古田 孝仁

教育長 三島 正昭
学校教育部長 林 幸一
社会教育部長 猪股 淳一

監査委員 藤原 誉康
監査事務局長 鈴木 聡

○事務局職員

事務局長 大島 昌之
次長 細川 英司
総務議事係長 高畑 公朋
総務議事係主査 寺尾 昌樹
係 早淵 由樹

午前10時00開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、永本浩子議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として議案1件、諮問1件、委員会審査報告案2件、その他会議に付すべき事件2件の合計6件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議員派遣についてであります。議長において網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております議員派遣の報告のとおり派遣しましたので報告いたします。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第6号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告案2件、認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について及び認定第2号平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算についてを議題とします。

本件は、平成30年度各会計決算審査特別委員会に付託した案件であり、既に委員会の審査が終了しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会、近藤憲治委員長。

○近藤憲治議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました令和元年第3回定例会認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について及び令和元年第3回定例会認定第2号平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算についての特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る9月3日、本会議終了後に第1回の委員会を開催し、委員各位の御推挙により私が委員長に、副委員長には川原田英世委員がそれぞれ選任されました。

その後、さきの議会運営委員会において協議、決定された審査認定、審査方法を基本に、所管部別とし、副市長、教育長、監査委員、部課長等の出席を求め、また実質審査日程をおおむね4日間とし、審査を行うことにしたところでありました。

審査に際しましては、理事者側から市全体における財政状態及び平成30年度決算等についての追加及

び補足説明があり、所管部別に審査を行ったところでありました。

その結果、認定第1号は大方の意見として原案認定すべきものと決定し、審査の経過及び質疑の内容から、1項目の附帯意見を付すことがよろしいということに決定されたところであります。1項目の意見の内容につきましては、既に印刷してお手元に御配付のとおりでございます。

また、認定第2号は全委員の意見として原案可決及び認定すべきものと附帯意見を付すことなく決定したところであります。

なお、審査の経過であります。限られた厳しい財源の中で、必要に応じた各種事業の推進に努めながら、一般会計が黒字決算となったことは一定の評価ができる。一方、財政的には以前として厳しい状況であり、今後も効率的な行政運営を含めた財政健全化を着実に推し進めつつ、市民生活の充実と向上になお一層努めていただき、原案認定すべきとの意見がございました。

なお、一般会計においては、サービスを必要とする市民への周知をより一層工夫すること。網走の経済に直結する事業にさらに力を入れ、教育、福祉、医療の充実へとつなげること。公共工事については、市民の理解が得られるよう適正な執行に努めること、事業の成果検証を的確に行い、次年度以降の事業実施に生かすこととの意見もございました。

また、各特別会計においては、能取漁港整備特別会計や網走港整備特別会計においては、累積赤字の減少へ向けて徐々に改善が図られているが、以前として厳しい状況であるため、今後も積極的な取り組みを望むとの意見がありました。

また、水道事業会計においては人口減少、節水意識の向上による給水量の減少により、収益が減少する中、着実な事業運営で黒字決算となった努力を評価する、老朽化に伴う導水管の更新については、国の支援制度をより一層活用し、市民の理解を得ながら計画的に進めるべきである、経営効率化と財政の健全化に努め、安定した水の供給を望むとの意見がありました。

以上が、本特別委員会の審査経過と結果でございます。どうか本会議におきましても、本特別委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会審査報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 ただいま委員長から報告がありました。私は認定第1号平成30年度一般会計歳入歳出決算及び市有財産整備特別会計、国民健康保険特別会計、網走港整備特別会計、能取漁港整備特別会計、介護保険特別会計、後期医療者医療特別会計について、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論を行います。

初めに、一般会計であります。単年度収支は3,133万5,000円の赤字となっております。実質単年度収支では1億1,121万1,000円の赤字となっております。

歳入については減少しておりますが、財政指標の数値は以前として厳しい状況にあります。その主な要因は、過去の身の丈を超える大型公共事業を連続して推進した結果、借金返済に追われる状況が今も続いているものであります。

監査委員の決算審査意見書で、市の財政力をあらかず財政力指数は、前年度より0.009ポイント増加して0.434となり、類似団体の平均値を上回っているが、引き続き安定的な自主財源の確保に向けた財政運営が必要であると指摘しています。

經常収支比率も97.4%と、前年度より2ポイント上がり、減税補填債、臨時財政対策債を除くと102.5%となります。これは財政の硬直化がさらに進んでおり、厳しい状況が続いています。

また、実質公債比率は17.2%となり、前年度より0.8ポイント増加しています。類似団体は10%程度であり、高い状況が続いています。

地方債残高は、前年度より減少し332億5,520万円となり、さらに債務負担行為が71億6,755万円、そのうち27億2,291万円が長期にわたる債務であります。

これに、取り崩し可能な基金残高27億2,291万円を差し引いた実質の債務残高は305億3,229万円となります。これに特別会計の網走港整備特別会計11億1,648万円の赤字、能取漁港整備特別会計2億5,337万円の赤字、下水道74億1,170万円の債務残高を合

わせると、393億1,384万円となりました。市民1人当たり111万7,800円の借金となります。

そのほかにも水道企業会計の未償還残高が51億1,492万円となっております。この会計は、一般的な借金とは性格が違いますので、あえて加えませんが、市民1人当たりの借金が多い状況にあることは変わりありません。

また、公債費も以前として高く、過去の身の丈を超える公共事業が大きく影響を与えています。その財源となった公債費の返済が重くのしかかり、經常収支比率を占める割合が27%と大きい状況にあります。その結果、市民の暮らし、福祉、教育に十分配分できない財政状況にあると思います。

また、職員の時間外超過勤務が以前として特定の職場において慢性的に多い状況にあり、平成30年度では年間360時間を超える職員が12人もいたり、健康診断有所見率は47%と高い状況となっております。

これらを改善するには、職員を増やすなどの対策を講じなければならない状況にあると強く指摘し、改善を求めます。

一方、そういう中でも住環境改善補助金、いわゆる住宅リフォーム助成制度であります。利用状況も順調であり、経済波及効果も大きく、重要な事業だと思えます。また、子供医療費助成の入院費、通院費の1割負担への軽減も保護者に喜ばれております。就学援助の入学祝い準備金を3月に支給することや、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費を拡大し、追加するなど評価すべき政策であります。

しかし、経済的、社会的格差から取り残された生活弱者に対して、しっかり見据えた政策としては不十分であり、総体として認定できません。

次に、特別会計についてであります。市有財産整備特別会計は、これまで24億2,941万円もの金額が潮見団地地盤改良工事などの事業として資金が投入されています。今後も潮見住宅団地の地盤沈下等に対して、対策を講じなければならないものであります。

この問題は、当時の市のずさんな宅地造成によって起きたものであり、歴史的な経過からも認められません。

国民健康保険特別会計についてですが、納入率は平成30年度は95.46%、0.42ポイント上がり、滞納分は22.9%、3.53ポイント上がり、合計で85.26%の状況であります。収納率は向上していますが、差

し押さえについては相手方の状況を踏まえた対応が必要だと思います。

また、依然として所得が30万円から80万円の未納世帯は52世帯、所得80万円から150万円での未納世帯は145世帯、150万円から300万円以下の未納世帯は144世帯、これらを合わせると341世帯となり、未納世帯全体の62%を占める状況であり、この実態は国保料が高くて払えない状況が見えてきます。

短期証の発行が前年度より42件減って297件、資格証は1件減って29件発行されています。資格証とは、保険証を取り上げてしまうもので、窓口負担が10割というものです。命にかかわる保険証の取り上げはすべきではありません。その立場から認められません。

網走港整備特別会計は、過去の過大な事業見込みに基づき整備がなされました。網走港の利用状況は3度の修正をしていますが、目標に対して外房52.4%、内房44.4%と前年度より外房は9.7ポイント増加、内房は1.6ポイント減少となっておりますが、以前として利用状況が伸びていません。これは、計画そのものが過大であったことのアカシでありませぬ。

また、背後地の用地売却についても、平成30年度はゼロであります。未売却地は11万9,049平方メートル、繰り上げ充用金という赤字が11億1,648万円との赤字となっております。土地も思うように売れない状況であり、売却見込みも不透明であります。今のところ、帳簿上は債務超過になっていませんが、土地が売れなければ赤字が減らない会計であり、マイナス金利で今のところ救われておりますが、第2の能取漁港整備特別会計になりかねない状況であり、認められません。

能取漁港整備特別会計は、最大で56億5,000万円の赤字を出していた会計です。この間、土地の有効活用を認める国の方針転換により、40億円の地方債事業や、23億5,000万円の基金投入メガソーラーやバイオマス発電所の進出で、市有財産特別会計での売却がありました。

毎年、一般会計からの繰り入れがなされ、平成30年度も2,044万円を繰り入れています。それでも、現在2億4,513万円の赤字を抱えています。土地を全て売却しても赤字が残るといふ債務超過の状態があります。過去の安藤市政の最大の負の遺産であります、認められません。

介護保険特別会計は3年に一度、制度が見直され

る保険ですが、国によって平成27年度から要支援1、2が介護保険制度から除外されるという事態になり、その分地方自治体に押しつけるということになりました。

また、審査の中で第1号被保険者数は1万1,129人、対前年度0.7%の増となりますが、そのうち要介護認定者数は1,795人と、対前年比13人増となり、1号、2号合わせた要介護認定者は1,837人となりました。

それ以外の高齢者は、高齢者でありながら介護保険も支える側にいるということになります。要介護認定を受けていても、満度にサービスを受けていない人たちも多数いるように、介護保険制度の矛盾がここに現れています。

保険料の計画見直しのたびに引き上がるという状況で、保険料の負担の重さに悲鳴の声が聞こえる状況であり、認められません。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の高齢者を囲い込む医療制度で、一度は廃止することが決まったほど問題のある制度です。医療削減につながる健診の受診率が12.1%と、前年より下がりました。以前として全国を受診率28%からすれば半分以下という大きな開きがあります。

保険料は2年に一度見直され、少ない年金からも保険料が天引きされるというもので、年金生活者にとって差別的医療制度であり、認められません。

以上、基本的な理由を述べて反対討論といたします。

○井戸達也議長 古田純也議員。

○古田純也議員 一登壇一 おはようございます。志誠会の古田純也でございます。

私は民主市民ネット、公明クラブ、令和の会及び志誠会の4会派の代表として、認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論させていただきます。

一般会計においては、人口減少と少子高齢化、社会保障費の増大という厳しい現状に加えて、平成30年度は北海道胆振東部地震とそれに伴うブラックアウトに見舞われながらも、財政健全化を推し進めつつ、一方で子育ての支援施策のハード面、ソフト面の充実や緊急医療体制の維持確保など実現しながら、実質収支で5,763万円の黒字決算となった点について、率直に評価しております。

市税収入においては、収入率が94.7%と前年比で0.3ポイントの伸びを見せ、さらに歳入全体の収入

未済額は1,484万円の減となっており、未納対策が着実に進んでいるものと受け止めさせていただいているところであります。

また、ふるさと寄附が大きく伸びを見せ、14億円を超えたことも特筆すべき点であります。

しかしながら、財政全体を見渡しますと、市債残高は332億5,520万円と、ピーク時に比べて大幅に圧縮してきているものの、実質公債比比率は17.2%、経常収支比率97.4%と依然として財政の弾力性は低く、この先の人口減少、税収の減少、庁舎建設など、大規模な支出等を見越し、引き続きの財政健全化の取り組みは不可欠であります。

あわせて、農林水産業と観光の振興など、地域経済の活性化に向けた取り組みをより一層化し、地域全体の稼ぐ力を高めつつ、少子化や高齢化に伴い、子育て支援と教育の充実、高齢者の活躍の場をつくるなど、多様化する市民ニーズに的確に応える施策をスピード感を持って展開することにより、定住人口の外部流出を抑制し、住み続けたいまち網走を形にしていくことが極めて大切です。

また、平成30年度は補助事業者や委託事業者において、不適切な会計処理が発生した年度でもあります。既に着手されているところではありますが、ここは根本的な原因を除去する再発防止も急務であります。

特別会計においては、合計九つの特別会計で総額12億1,124万円の赤字決算となりましたが、網走港整備及び能取漁港整備の二つの特別会計を要因とする累積赤字は着実に抑制されてきており、困難な状況においても努力を重ねられてきているものと受けとめています。

今後も、土地売買など2特別会計の状況改善に力を尽くしていただきたいと思います。

次年度以降も、本議案に関する議論でも論点となりました職員の残業時間の抑制、事業の効果検証と制度の向上、市民ニーズの的確な把握と施策化への工夫など、意を用いながら次年度以降の事業実施においては、適正な予算執行に当たっていただきたいと思います。

以上の点を持ちまして、認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳出決算についての賛成討論といたします。

○井戸達也議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、認定第1号平成30年度網走市各会計歳入歳

出決算についてを採決しますが、この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり、原案を認定することに承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号平成30年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算についてを採決します。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議案第22号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第22号平成31年度網走市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号をごらん願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、584万7,000円を追加しようとするものでございます。款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りをしております事項別明細書をごらん願います。

事項別明細書の歳出のページをお開き願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承いただきたいと思います。

総務費の市民活動費、消費生活相談事業では、消費者問題に対する市民啓発等に係る経費として100万7,000円の追加でございます。

衛生費の環境衛生総務費、火葬場管理運営事業では、火葬炉操作盤の更新に係る経費として484万円の追加でございます。

以上が一般会計歳出補正の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額として、前年度繰

越金484万円を追加するものでございます。

以上、議案第22号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

それでは、ただいま提出されました議案第22号につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第22号につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表2のとおり、所管の文教民生委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで文教民生委員会を開催する必要がありますので休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから御承知願います。

午前10時31分休憩

午前11時08分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷して配付のとおり、本定例会の附議事件として委員会審査報告案1件を追加しておりますので承知願います。

次に、議事日程第6号の追加及び変更についてお諮りします。

既に印刷して配付のとおり、委員会審査報告案1件が提出されておりますので、議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定されました。

○井戸達也議長 日程第3、委員会審査報告案1件議案第22号を議題とします。

本件は、休憩前の本会議において、文教民生委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

文教民生委員会、永本浩子委員長。

○永本浩子議員 一登壇一 先ほどの本会議において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第22号平成31年度網走市一般会計補正予算1件であります。本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会にて詳細にわたり審査を行ったところでございます。

審査の結果といたしましては、議案第22号につきましては、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果でございます。議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決を行います。

お諮りします。

上程中の議案第22号は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、本市人権擁護委員の東義真氏と長岡姫子氏の両氏は、令和元年12月31日で任期満了となりますが、引き続き両氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、当市議会の御意見を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので採決します。

それではお諮りします。

本件は、可と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の諮問第1号は可と答申することに決定されました。

○井戸達也議長 次に日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した議決事項については、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

○井戸達也議長 次に日程第6、その他会議に付すべき事件1件を議題といたします。

本件は付託事件の閉会中継続審査についてですが、既に印刷して配付のとおり、本会議で関係委員会に付託した案件2件、既に配付されている案件9件の合計11件は、それぞれ関係委員長から閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを承認することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

○井戸達也議長 以上で、本定例会の付議事件は全

て終了しました。

これをもって閉会してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これもちまして、令和元年網走市議会第3回定例会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午前11時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 立 崎 聡 一

署名議員 永 本 浩 子